

会報

第 113 号

国立大学協会

昭和 61 年 8 月

(第36卷第3号 通卷第113号)

会報

第 113 号

8
月
号

国立大学協会事務局

●エッセー		
自主性と協議・協調	九州大学長 田中 健蔵	7
●諸国会合 (昭和61年5月～6月末までの開催会議)		10
事業報告		
●諸会議議事要録 (昭和61年5月～6月)		
理事会 (5. 6)		11
会務報告		
(昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について/昭和62年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について/大学設置審議会(大学設置分科会)委員候補者の推薦について/地区世話大学学長連絡会の開催について/特別会計制度協議会について/日教組との会見について/国大協宛要望書について)		
協議		
昭和60年度国立大学協会歳入歳出決算について		
委員の交代について		
臨時総会の日程について		
第78回総会の日程について		
第79回定例総会の日時・場所について		
国立大学協会の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について		
臨教審提案の大学入試改善案(新テスト)について		
大学入試センター副所長の交代について		
理事会 (6.13)		15
会務報告		
(特別会計制度協議会について/新設公立大学の共通第1次学力試験の参加について/日教組大学部との会見について/国大協宛要望書について)		
協議		
委員の交代について		
日本学術会議会員推薦管理会委員の候補者の推薦について		
各委員会委員長報告と協議		
臨時総会 (5. 7)		24
国立大学協会会費基準の一部改正について		
昭和60年度国立大学協会歳入歳出決算について		
昭和61年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について		
第78回定例総会の日程について		
国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について		
"新テスト"について		
第78回総会 (6.18)		27
会務報告		
協議事項		

各委員会委員長報告と協議	
各地区学長会議の報告	
入試改善について	
臨教審答申に対する今後の対応について	
昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について	
第45回事務連絡会議 (6.20)	46
総会状況報告	
大学入試センター連絡事項	
文部省連絡事項	
第1常置委員会 (5.6)	50
国立大学のあり方の検討について	
第1常置委員会 (6.7)	52
「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」について	
評価の問題について	
国立大学の事務職員について	
第2常置委員会 (5.22)	54
公立大学の新設に伴う共通第1次学力試験の参加について	
共通第1次学力試験の実施上の問題に関する「東京地区国公立大学入学 主幹・入試担当課長会議」からの要望に対する取扱いについて	
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および 「同実施細目」について	
第2常置委員会 (6.17)	57
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および 「同実施細目」について	
昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について	
入試改善特別委員会の審議状況について	
総会における委員会報告について	
推薦入学のあり方について	
第3常置委員会 (4.30)	60
専門委員の交代について	
委員長の交代について	
就職協定問題について	
課外活動共同利用施設の拡充について	
第3常置委員会 (6.9)	63
就職協定問題について	
課外活動施設の整備拡充に関する要望書(案)について	
今後の検討課題について	
理事会および総会における委員長報告について	
第4常置委員会 (6.6)	66
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)および人事院勧告の取 扱いに関する要望書(案)について	

技術職員待遇改善検討会第2次試案について	
第5常置委員会 (5. 8)	68
専門委員の辞任について	
昭和61年度外国学長招致について	
ドイツ連邦共和国学長団の訪日について	
第6常置委員会 (5. 8)	71
昭和62年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について	
授業料の問題について	
大学の附置研究所および研究施設の見直しについて	
授業料減免措置に関する問題について	
国際交流の問題について	
教員養成制度特別委員会 (6. 5)	75
今後の教員養成のあり方について	
臨教審第2次答申の内容検討について	
今後の作業のすすめ方について	
色覚異常者に対する入学制限の問題について	
教養課程に関する特別委員会 (5. 27)	78
教養教育の内容について	
教養課程に関する特別委員会 (6. 6)	81
外国語教育について	
保健・体育の問題について	
図書館特別委員会 (5. 26)	84
学術情報センターの設置について	
学術情報センターの事業計画について	
委員の補充について	
医学教育に関する特別委員会 (6. 17)	86
欠員委員の補充について	
委員会の今後の進め方について	
大学院問題特別委員会 (6. 2)	87
国立大学大学院の今後の課題について	
委員会の今後の進め方について	
(第33回)入試改善特別委員会 (5. 6)	90
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」の取りまとめについて	
(第34回)入試改善特別委員会 (5. 22)	91
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」の一部修正について	
“新テスト”に関する検討について	
(第35回)入試改善特別委員会 (6. 7)	93
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」の取りまとめについて	

昭和63年度以降の入学者選抜方法の改善について “新テスト”に関する検討について	
(第36回)入試改善特別委員会 (6.12)	96
「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および 「同実施細目」の修正案の取りまとめについて 「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解の取りまとめについて	
特別会計制度協議会 (5.12)	98
昭和62年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について	
第78回総会国立大学協会事業報告	100
諸会合(各委員会主要審議事項) 要望書その他の諸活動(対外的諸活動/各大学への意見照会等/資料・ 連絡強化等)	
要望書・資料	
人事院勧告の取扱いに関する要望書	107
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	107
課外活動施設の整備拡充に関する要望書	109
国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	109
「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解	110
その他	
学長等の異動	111

●編集後記

自主性と協議・協調

九州大学長 田中健蔵

*

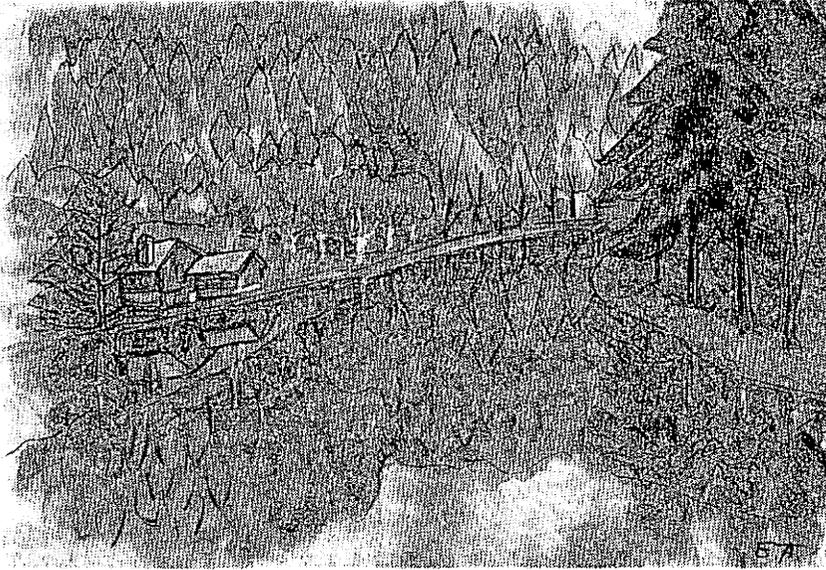
“自主性と協議・協調”という言葉は、昭和60年秋の国立大学協会総会で、受験機会の複数化が審議されるなかで、入試改善特別委員会のメモのなかの言葉として、沢田敏男委員長（当時京大学長）が繰り返し述べられた言葉である。このメモの原案作成に関与したものの一人として、この言葉の重さに思いしれない責任を感じる昨今である。

自主、自由ということと、協議、協調ということとは、確かに矛盾する概念である。しかし、この矛盾する二つの概念をどう“協調”させるかが、現代の知恵ではないかと思う。

学問の自由は、人類の幸福、科学の進歩の基本である。しかし、自由といっても、自ずから制約のあることもまた事実である。大学の場合にも、自主性を主張する際、設置者の意見や考えは考慮されることである。

今春、国立大学協会臨時総会において、受験機会の複数化についての合意が得られるまでに、この相矛盾する概念をどう取り扱うかについては、何度議論されたか分らない。この議論の行きつく所は、“国大協とは何か”ということにも通じるからである。

入学試験は、元来進学希望者が、自己の意志によって、自己の適性・資質・能力に応じた自己錬磨の場として特定の大学を選択し、大学はそれぞれの教育方針に従って、主体性をもって入学者を選択するものである。すなわち、大学の主体性、自主性のもとに行われ



るべきというのが大原則である。勿論、大学としては、受験生の立場や、高等学校教育に及ぼす影響をも考慮する必要がある。

共通一次試験を全国の国立大学が連帯責任のもとで行って、8年を経過した。現在の国立大学の入学試験は、その一部を全国立大学が、連帯責任を持って共通に行っているのである。共通一次試験には、メリットもデメリットもある。絶えず協調を保ちつつ改善に努力する必要がある。

時あたかも、国立大学に対する批判や提言が、いろいろな立場からなされ、入学試験の改善に対する対応が、国立大学のあり方を問われる一つの課題であると認識された。

受験機会の複数化は、ややもすれば狭き門といわれる国立大学への進路選択の幅を広げるものである。これに対する希望は、受験生

にも、高等学校にも、また社会一般にも強いと受けとられた。従って、国立大学としては、これに可及的速やかに答えようとしたのである。

実質的な複数化をするためには、多くの課題を解決しなければならなかったが、重要な問題の一つが、入学試験実施日のグループ分けであった。

各大学には、それぞれに入学試験に対する独自の考えがあり、主体性をもって自主的に実施することが大切である。他方、実質的な複数化を行うためには、バランスのとれたグループ分けをする必要があった。しかも、いわゆる旧一期・二期校制の弊害を再現しないようにする必要があるので、問題は複雑である。

各大学、そして各大学長が苦悩されたのはこの点である。しかし、各大学の真剣な討議の末に、全国的にみて、バランスのとれたグループ分けが実現した。国立大学の英知に心から敬意を表するものである。

相矛盾する概念を乗り越えて、実質的な受験機会の複数化をなしえたことは、受験生の期待に答えたという大きな意義があるのみでなく国立大学協会の全体的なまとまりの力を対外的に示しえたことにも、大きな意義があったと考えている。

ひるがえって、わが国の将来を考えると、ますます複雑化する国際社会において、単に経済的貢献にとどまらず、文化や科学の発展進歩に、如何に貢献するかが重要なことである。そしてその際にも、“自主性と協議・協調”ということは、たえず念頭におくべき、そして難しい課題である。

昭和81年5月～6月

- 5月6日(火) 9:30 入試改善特別委員会
 13:00 理事会
 17:30 第1常置委員会
- 5月7日(水) 10:00 臨時総会
- 8日(木) 10:30 第5常置委員会
 13:30 第6常置委員会
- 12日(月) 14:00 特別会計制度協議会
- 21日(水) 13:30 第4常置委員会ワーキング
- 22日(木) 10:00 第2常置委員会
 16:00 入試改善特別委員会
- 26日(月) 13:30 図書館特別委員会
- 27日(火) 9:30 入試改善特別委員会ワーキング
 13:30 教養課程に関する特別委員会
- 6月2日(月) 13:30 大学院問題特別委員会
- 5日(木) 13:30 教員養成制度特別委員会
- 6日(金) 11:00 教養課程に関する特別委員会
 14:00 第4常置委員会
 14:30 第1常置委員会打合せ
- 7日(土) 10:00 第1常置委員会
 10:00 入試改善特別委員会ワーキング
 13:30 入試改善特別委員会
- 9日(月) 13:30 第3常置委員会
- 12日(木) 10:00 入試改善特別委員会ワーキング
 13:30 入試改善特別委員会
- 13日(金) 10:30 理事会
 15:00 第5常置委員会打合せ
- 17日(火) 10:30 医学教育に関する特別委員会
 13:30 第2常置委員会
 17:00 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 18日(水) 10:00 第78回総会
- 20日(金) 10:00 第45回事務連絡会議
- 27日(金) 10:30 教員養成制度特別委員会小委員会
 13:30 第4常置委員会小委員会

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和61年5月6日(火) 13:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 森会長

種瀬, 田中(健)各副会長

有江, 東野, 石田, 前川, 井出, 田中(郁), 津田,
本陣, 中井, 飯島, 熊谷, 西島, 新野, 高木,
沖原, 関田, 松山, 遠藤各理事

丸井(第2), 原田(第3), 黒木(第4), 田中(栄)
(第5)各常置委員長

阿南, 野村各監事

(大学入試センター) 壺天所長, 加藤管理部長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、明日の臨時総会を前に昭和62年度の受験機会の複数化案についてご審議願うためお集まり頂いたが、新年度はじめての理事会であるので、昭和60年度の国大協歳入歳出決算等についてもご審議願うこととしたいので、よろしく願います。

初めに、前回(3月17日)理事会以降学長の交代により新たに就任された理事及び監事をご紹介する。

(理事)浜松医科大学 吉利 和→中井準之助
(監事)筑波大学 福田 信之→阿南 功一

なお、入試関係事項について説明のため後刻大学入試センター壺天所長が出席されるのでご了承ください。

ついで片山事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理事会会務報告(資料4)」が配付されているので、ここでは簡単にご報告したいと述べられ、以下の事項の要点について報告があった。

(「理事会会務報告」の内容は下記のとおり)

(1) 昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について

大学卒業予定者に対する就職事務開始時期等に関する“就職協定”については、去る4月10日付で会長と第3常置委員会委員長の連名で各大学長にご報告したとおり、諸般の事情から昭和61年度については、「8月20日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始」(従来は10月1日接触開始、11月1日選考開始)とする申合せを行うことになったので、よろしくご承願いたい。

(2) 昭和62年度共通第1次学力試験追試験の
実施大学について

昭和62年度共通第1次学力試験の追試験に関し、大学入試センター所長よりその実施大学の選定について依頼があったので、丸井第2常置委員長とも協議し、東日本地区は東京外国語大学に、西日本地区は大阪大学に受諾方を要請することとしたのでご報告する。

(3) 大学設置審議会（大学設置分科会）委員
候補者の推薦について

本協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員4名のうち、3名の委員が来る5月9日をもって任期満了となるため、その後任補充について文部省より候補者（欠員を上回る数）の推薦依頼があったので、両副会長と協議のうえ、従来の選考方針に基づき次の4名の学長を推薦することとした。

石神兼文鹿児島大学長（再任）

黒木剛司郎茨城大学長（再任）

添田 喬徳島大学長

久佐 守山形大学長

以上のように取り計らったので、ご了承頂きたい。

(4) 地区世話大学学長連絡会の開催について

去る4月17日、7地区の世話大学学長にお集まりいただき、受験機会の複数化のためのいわゆる“グループ分け”に関する各地区における協議の進行状況について情報を交換し、今後のスケジュールとして4月末までに各大学の最終のご意向を伺うこととした。

(5) 特別会計制度協議会について

来る5月12日、第58回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和62年度概算要求の基本方針」について説明をきき、意見交換を行う予定である。

(6) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る4月21日、黒木第4常置委員長と喜多、野村両第4常置委員が山川副委員長ほか4名と会見し、大学技術職員の専門行政職俸給表適用問題について意見交換を行った。なお、4月25日にも引続き本問題について会談した。

また、受験機会の複数化の問題について、去る4月25日、田中入試改善特別委員会委員長および丸井委員が大学部副委員長等と会見し、意見交換を行った。

(7) 国大協宛要望書について

前回の理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 昭和60年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和60年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より「決算報告書（資料6）」について説明があった。

以上の説明があったのち野村監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認された。

なお、本件については、前回の理事会(3.17)で承認された「会費基準の改正(案)」及び「昭和61年度予算(案)」とともに明日の開催の臨時総会に付議して追認を得ることとした。

2. 委員の交代について

会長から、定年退官等により欠員となった常

置委員会委員及び特別委員会委員の補充について「資料7」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、ついで事務局より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

なお、第3常置委員長並びに医学教育に関する特別委員会委員長の学長任期満了退官に伴う新委員長の選出が「資料7」のとおり行われた旨併せて報告があった。

3. 臨時総会の日程について

会長から、明日の臨時総会の日程を「資料8」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、ついで事務局より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

4. 第78回総会の日程について

会長から、来る6月18日開催の第78回総会の日程を「資料9」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、ついで事務局より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

5. 第79回定例総会の日時・場所について

会長より、次回の11月総会（第79回）の日時・場所を「資料10」のとおり予定してよろしいかと諮られ、原案どおり下記により開催することが了承された。

日時：昭和61年11月12日（水）・13日（木）

（事務連絡会議は14日（金））

場所：学士会館

6. 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について

初めに会長より次のように述べられた。

受験機会の複数化については、昨年の11月の総会で複数化の方向で進めるということが決まり、以後これの実施案について入試改善特別委員会を中心に検討を進めてきたが、その検討事項は大別すると次の2つに分けられる。その一つは実施上の技術的な問題であり、他の一つは大学の組分け（グループ分け）の問題である。このうち技術的な問題については、入試改善特別委員会や第2常置委員会において鋭意検討が進められた。

また、大学の組分けの問題については、各地区別あるいは専門領域別、大学の規模別といったグループでの会合や意見の交換等が行われ、大学間の連絡調整が図られた。

このようにして複数化の実施案作成の作業が進み、本日お諮りするような原案がまとまったわけである。そこで、この複数化の実施原案について、先ず組分けの問題からご審議願うことにしたい。

(1) 組分けの問題について

はじめに会長より次のように説明があった。

お手許に配付した大学の組分けの資料（昭和62年度第2次試験実施日程別グループ表）は、私のところへ4月30日までに寄せられた“グループ分けに関する各大学の最終案”を基にA・B両グループの所属状況を一覧表にして示したものである。この中には、大学の事情もあって、一つの大学で学部によってAとBに分けて試験を行う大学や、特定学部のみ定員を二つに分けてA、B両日程で試験を行う大学なども含まれている。

以上の説明に続いてグループ分けについての審議が行われ、種々意見の交換があったのち、会長から次のように提案があり、異議なく了承された。

複数化の組分けの問題についてはいろいろと意見もあるようであるが、この問題の取扱いについては、国大協としてこのように決定したいというように提案するよりは、むしろ各大学の案を集めたところこの表に示すような結果となったという形で明日の臨時総会に提出することとしてはどうであろうか。

(2) 国立大学の受験機会の複数化についての 昭和62年度実施要領について

これについて田中入試改善特別委員長より、配付資料「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」及び「同実施日程表(案)」,「同実施細目(案)」に基づき詳細な説明があった。

以上の説明に続いて実施要領の原案について審議が行われ、種々質疑や意見が交されたのち、会長より次のような提案があり、了承された。

国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について、入試改善特別委員会より提出された資料を基にご審議いただき、種々ご意見を伺ったが、この原案の大体の考え方についてはご了承いただけたものと了解する。それで、ただいまご指摘のあった修正意見等については委員会にその処置をご一任願うことにして、一応この案をもって明日の臨時総会に提案することにしたいと思うがいかがであろうか。

7. 臨教審提案の大学入試改善案(新テスト) について

これについて会長より次のように諮られ、了

承された。

文部省の中に設けられている大学入試改革協議会では、臨時教育審議会の第1次答申を受けて昨年7月以来、共通1次試験に代わる新しい共通テストの構想を中心に研究協議を重ねており、本年7月を目途に報告をまとめるということである。

この問題は、国大協にとっても大きな問題であるので、7月の報告が出るまでに何らかのかたちで国大協としての考え方をまとめておく必要があるのではないかと考える。それで、この問題の検討の仕方についていろいろと考えてみたが、やはり入試改善特別委員会で検討していただくのが適當ではないかと思われる。これについてご意見を承りたい。

8. 大学入試センター副所長の交代について

これについて堯天所長より次のように報告があった。

大学入試センター肥田野副所長には去る3月31日付をもって定年退官され、その後任には小林啓美教授(前東京工業大学教授)が就任することに本日の評議員会で決定したのでご了承いただきたい。

以上をもって本日の協議を終わり、最後に会長より、学長の任期満了により来る6月4日付をもって退官される原田三郎第3常置委員長(岩手大学長)に対し謝辞が述べられ、これに対し同委員長より退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 昭和61年6月13日(金) 10:30~15:00
場 所 東京ガーデンパレス湯島会館(須磨の間)
出席者 森会長

種瀬, 田中(健)各副会長
有江, 東野, 石田, 前川, 井出, 田中(郁), 中井,
飯島, 熊谷, 西島, 新野, 高木, 関田, 松山,
遠藤各理事
丸井(第2), 山田(第3), 黒木(第4), 田中(栄)
(第5)各常置委員長
坂上教員養成制度特別委員会委員長
阿南, 野村各監事
(大学入試センター) 堯天所長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、先月の臨時総会で決定した受験機会の複数化に関する実施要領等の修正案及び大学入試改革協議会が7月に答申を予定している「いわゆる“新テスト”を中心とした大学入試改革案」に対する国大協の対応についてご審議願うほか、各委員会の報告とこれに基づく協議を願うためご参集いただいた。

なお、原田岩手大学長のご退任に伴い、第3常置委員長に山田福島大学長が就任されたので、ご紹介する。

また、議題との関係から、各特別委員会の委員長にもご出席願ひ、入試問題について説明のため堯天大学入試センター所長にも後刻出席願ひのでご了承頂きたい。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、ここでは簡単にご報告したいと述べられ、その要点について説明があった。(「資料4」の内容は下記のとおりである。)

(1) 特別会計制度協議会について

去る5月12日、第57回特別会計制度協議会を

開催し、文部省から「昭和62年度概算要求の基本方針」、「昭和61年度予算の概要」及び「国立大学活性化に向けての当面の措置」等について説明を聞き、これについて隔意のない意見交換を行った。

(2) 新設公立大学の共通第1次学力試験参加について

公立大学協会会長から、昭和61年4月新設の東京都立科学技術大学、沖縄県立芸術大学並びに昭和62年度に改組される静岡県立大学薬学部の昭和62年度共通第1次学力試験参加について依頼があったので、第2常置委員会に検討をお願いした。この件については後刻第2常置委員長から報告を伺うこととする。

(3) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る5月27日、黒木第4常置委員長と喜多、野村両第4常置委員が大学部山川副委員長ほか4名と会見し、技術職員の専門行政職俸給表適用問題について懇談した。

(4) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、それぞれ関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 委員の交代について

会長から、常置委員会の教員委員及び特別委員会の委員の交代について「資料6」のとおり選任してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

2. 日本学術会議会員推薦管理委員会委員の候補者推薦について

このことについて、会長より次のように述べられ、了承された。

去る6月3日に、日本学術会議の近藤会長が来訪され、学術会議会員推薦管理委員会委員の推薦について依頼があった。

この「会員推薦管理会」は、学術会議会員の推薦に係る学会の登録審査及び会員候補者の資格認定を行う組織で、その構成は学術会議の各部会（7部会）毎に7名、計49名となっており、国公立大学団体からは各部1名ずつ、計7名を推薦することになっている。

現在の委員は本年9月末日で任期満了となるので、その後任として、今回は国大協に対して第1部～第7部のうち第3部と第5部を除く部関係の方からそれぞれ1名、計5名を推薦されたいとのことであった。なお、第3部と第5部は公立大学協会に推薦を依頼しているとのことである。

これの推薦期限は、6月末までということであるが、この人選については会長、副会長にご一任願いたい。

3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員長報告と協議に入るが、入試関係の問題は別個に協議したいので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい。

ついで、各委員長からそれぞれ審議状況の概要について、次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（石田委員長）

本委員会は「国立大学のあり方」ということをテーマに昨年の6月総会以後から検討を始め、11月総会以降も6回の委員会を開催して多角的な観点から審議を続けているが、この間、全国立大学長を対象に「国立大学のあり方に関するアンケート調査」を行った。その結果、91大学長から回答を寄せて頂いたが、その内容は「資料7」（国立大学のあり方に関するアンケートの概要）のとおりであり、今後の審議の重要な参考資料として活用していく予定である。

なお、今後は、臨時教育審議会の審議状況をも考慮しつつ、次の事項について審議を続ける予定としている。

- ① 大学の財政について
- ② 大学の設置形態について
- ③ 大学の管理運営について
- ④ 大学及び教官の評価について

(2) 第3常置委員会（山田委員長）

本委員会では現在、就職問題を中心に審議を行っている。

(1) 就職協定に関する問題について

この問題に関し、次の4点の事項についてご了承を得たい。

- 1) 「就職協定委員会（仮称）」の設置について

これは、就職問題懇談会における就職協定に関する「遵守事項に関する申合せ」の第4項に「自主的な就職協定委員会（仮称）の設置」ということが掲げられていることに基づくものであるが、本協会においては従来から就職問題は第3常置委員会で担当してきた関係もあり、新たに就職協定委員会というものを設置することをせず第3常置委員会をもってこれに充てるのが適当であろうということになったので、ご了承いただきたい。

2) 就職問題懇談会組織の明確化について

大学・高専卒業予定者の就職問題については、就職問題懇談会（国大協ほか大学等9団体で構成）で討議されているが、この懇談会には成文化された規程がないためその組織、性格、運営等に不明確な点があった。このような実情に鑑み、森会長の意を承けてこの点の整備についての申入れを行った結果、「就職問題懇談会開催要項」がこのたび制定された。これに基づき今後国大協の代表として会議に参加する者は第3常置委員会委員長ほか専門委員2名ということにしたので、よろしくご了承願いたい。

3) 読売新聞社採用試験の期日に関する問題について

これは、読売新聞社が5月19日に社告を出して、就職協定を無視して採用試験を7月25日（金）に行うということを公表したことに対して、抗議を行うべきではないかという意見があったことに関する問題である。

これについて本委員会で協議した結果、この問題は実質的には国大協への影響はないものと判断し、特に抗議は行わないこととしたので、ご了承いただきたい。

4) 就職問題懇談会の出席について

大学卒業予定者の就職事務開始時期等に関する申合せ（いわゆる就職協定）について、企業側から大学側に対し、協定の遵守について話し合う懇談会を開催してはどうかという強い要請があり、来る6月24日に懇談会を開催することとなった。これについて、国大協としてもこれに出席すべきであろうということになり、会長とも相談のうえ私（山田第3常置委員長）と田中東京工業大学長、熊谷大阪大学長の3名が出席することとなったので、ご了承いただきたい。

(2) 課外活動施設の整備拡充に関する要望書（案）について

課外活動施設の整備拡充の問題については、本協会では既に昭和55年と56年の再度に亘り関係方面へ要望を行っているが、大学の課外活動施設の現状は、まだ仮設建物や老朽建物の転用等によっている大学が多く、また統合移転等で緊急に課外活動施設を必要とする大学も少なくない。このような現状と、課外活動の教育的意義に鑑み、この際、改めて要望書を提出してはどうかとの話となり、別紙（資料8）のような要望書（案）を作成したので、ご審議の上ご承認を得たい。

ついで、会長より、以上の就職協定に関する了解事項4件及び要望書提出の件を認めてよろしいかと諮られ、これについて協議の結果、特に異議もなくいずれも承認された。

(3) 第4常置委員会（黒木委員長）

本委員会では目下、教室系技術職員に係る専門行政職の問題を中心に審議中であるが、この問題については後でご報告することにして、先ず例年この時期に提出することになっている要望書2件についてご審議願いたい。

① 要望書の提出について

- 1) 人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)
- 2) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)

以上の二つの要望書(案)について、配付資料に基づき委員長より内容の説明があり、審議の結果、1)の「人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)」については一部字句修正を施したうえ、この二件の要望書(案)を承認した。

② 専門行政職の問題について

これについて委員長より、配付資料「専門行政職問題に関するその後の経緯等について」を基に、昨年10月以降の審議経過報告と、専門行政職移行を実現するための今後の課題について説明があった。

(4) 第5常置委員会(田中(榮)委員長)

本委員会の役割は、「大学間の協力」ということであるが、最近は国際関係の問題が増大してきて本委員会の役割が殆ど国際交流に限られているといった現状である。

国際関係の問題としては、国際交流の問題、留学生10倍増に対する対応の問題等があるが、これらの問題については委員会でも討議はしているが、まだご報告するまでのまとめは出来ていない。

次に、外国学長の招致事業についてであるが、これには、毎年国大協として招致する事業(外国学長招致事業)と、これの枠外として臨時に招致する事業との二種類がある。この枠外の方の事業として、本年は西ドイツから6名の学長団が来る9月18日から9月30日までの13日間来日されることになっている。これは、昨年先方からの招請により国大協から4名の学長が

訪独されたことの見返りである。なお、恒例の招致事業の方は、前回の委員会においてオランダ国学長団招致ということに決定した。

なお、以上の外国学長招致については文部省を通じて連絡を取りながら受入れ計画を策定し、準備を進めたいと考えている。

それから、昨年度招致したインドネシア国の学長3名の一行は、国大協の秋の総会後の11月21日～29日までの9日間来日され、予定のスケジュールどおり文部省をはじめ各大学を訪問されて帰国した。この内容については、今度の総会の際に配付される国大協会報第112号に詳しく記載されているのでご覧いただきたい。

(5) 第6常置委員会(有江委員長)

昨年秋に開催された第77回総会において報告した①「国立大学の授業料について」及び②「国立大学の特別会計について—その経緯と現状—」の2件については、その後以下のような取扱いを行った。

①については、12月6日石塚事務局長より文部省および大蔵省の関係係官に提出した。

②については、1月28日開催の特別会計制度協議会の席上で関係者に配付し、趣旨の説明を行って協力を求めた。

昨年の秋の総会後は、去る5月8日に本委員会を開催し、文部省より横瀬審議官、佐藤(禎)大学課長、佐藤(孝)学生課長、長谷川研究機関課長ほか関係係官の出席を得て「昭和62年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(案)」及び「国立大学活性化に向けての当面の措置(案)」などに関する説明を受けて懇談した。

また、今後の検討問題として、留学生関係の問題を取り上げることとしたほか、授業料の減免の問題及び全国大学院生協議会から提出され

た会長宛要望書の内容等について意見交換を行った。

(6) 図書館特別委員会（松山委員長）

去る5月26日に委員会を開催し、文部省より西尾学術情報課長及び同課大学図書館係長の出席を得て、

- ① 学術情報システムの仕組み、機能、効果等の概要
- ② 学術情報システムの構成諸機関の整備
- ③ 昭和61年度学術情報関係予算の概要について説明を受け、質疑応答を行った。

引続き井上専門委員（学術情報センター教授）より学術情報センターの当面の事業計画等の概要が紹介され、同計画及びこれと関連する大学図書館、大型計算機センター、情報処理センター等の諸問題について意見を交換した。

学術情報システムについては、本年4月5日付けで東京大学文献情報センターが廃止され、新たに学術情報センターが創設されたことにより、本システムの中核施設の本格的構築が開始された。また、これと各大学との接続は、テスト運用中を含めて国立大13校、私立大3校、計16校に達し、本年度末には約30校に及ぶ予定であるが、本システムの総合的稼働が緊急を要することに鑑みれば、なお極めて不十分であり、図書館協議会とも連携して促進に努めることとした。

なお、学長の交代に伴う後任委員の補充の件については、先程会長の方からご紹介がありご承認を得たとおりである。

(7) 医学教育に関する特別委員会

（井出委員長）

本委員会は、昨年秋の国大協総会以降本年

の1月29日に開催し、次の議題について審議した。

最初に吉利委員長の学長任期満了に伴う委員長の交代が行われ、新委員長に私（井出千葉大学長）が選出された。

新委員長の選出後、この日はプライマリーケアの問題について、浜松医科大学の植村研一教授の解説があり、今後の医療のあり方についていろいろと意見の交換を行った。

次回の委員会は総会前日の6月17日に開催し、今後の検討事項について協議する予定である。

(8) 教養課程に関する特別委員会（加藤委員長）

委員長欠席のため、代って石塚事務局長が委員長報告要旨の代読を行った。その内容は以下のとおりである。

- ① 本委員会でまとめた『学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書』が2月末に発刊された。
- ② 本委員会は、この『報告書』に収められている卒業生諸氏の意見にもとづいて、各大学において現在なされている教養教育の「内容」や「体系・組織」などの全般にわたって改めて検討する必要があるものと判断し、次のような審議を行った。

5月27日（火）に一般教育科目（総合科目と専門基礎科目を含む）の内容について

6月6日（金）に外国語教育と保健体育教育の内容について

- ③ 教養教育の「内容」についての審議結果を整理しながら、それとの関連において、しかるべき時期に教養教育の「体系・組織」

についての検討を行う予定である。

(9) 教員養成制度特別委員会（坂上委員長）

前々回の理事会（3月17日）以後の委員会の審議状況についてご報告する。

去る5月23日に開催された文部省教育職員養成審議会に委員長が出席し、臨教審第2次答申のうち「教員の資質能力の向上方策等について」の諮問事項について説明を受けた。

なお、この諮問事項の答申は、来年の秋に行われるということである。また、諮問のうち「6年制中等学校の問題」については、今秋までに答申をまとめる予定であるとのことである。

このような問題を受けて去る6月5日に本委員会を開催し審議を行った。当日は、先ず今後の作業の進め方について検討し、ついで文部省中村教育大学室長より、教員養成大学・学部の当面する諸問題を中心に教員需給の動向や教員養成大学・学部の今後の整備などについて説明を受け、これについて意見の交換を行った。

(10) 大学院問題特別委員会（大藤委員長）

委員長欠席のため、代って石塚事務局長が委員長報告要旨の代読を行った。その内容は以下のとおりである。

- ① 昨年秋の総会で「国立大学大学院の現状と今後のあり方」についてのまとめを報告したが、その後連合大学院、総合大学院、改組積み上げ大学院の内容の追加があったので、今回あらためて報告配付する。
- ② 去る4月18日、6月2日に委員会を開催し、「今後の国立大学大学院のあり方」について基本的な検討を行った。

即ち、昨秋の総会で報告配付した「旧設

大学院の改善について」と今回報告する「国立大学大学院の現状と今後のあり方」とを総合して、大学院制度、国際交流の振興、大学院生の処遇、人文社会科学の活性化と振興、大学院の予算などの項目別に今後緊急に改善を要する重要事項を整理した。これらの諸問題についてはこれから審議を重ね、秋の総会までには国大協としての要望書をまとめる方針である。

以上の各委員会委員長報告ののち入試関係事項の協議に入り、まず関係委員会の委員長報告が行われた。

(11) 第2常置委員会（丸井委員長）

本委員会は、昨秋の総会以後5回開催した。その主な検討事項は次のとおりである。

- ① 共通1次試験実施の際に監督補助者として大学院生の協力を得ることについて
一部の大学や「東京地区国公立大学入試担当課長会議」から要望があったこの問題について検討した結果、大学院生の協力を得ることについては、教官または事務官が責任者となり“警備補助者”として学長の判断の下に委嘱することは差支えないということに決めた。なお、大学院生の試験場内の監督補助者としての協力については、本来試験監督補助者に課せられた義務（守秘義務）を履行させることが身分上できないことなどから、監督補助者については借用試験場の高校教員及び他の近接の高校教員等の協力を得ることが適当であろうということになった。

その後5月16日付で同入試担当課長会議から、63年度からでもよいから、この試験

監督補助者の資格基準を緩和し、各大学の責任の下に処理できるよう措置してほしい旨要望があったので、これについて今後検討する予定である。

② 共通1次試験の試験場を大学所在地以外に設置することについて

埼玉大学より受験生の増加のため、浦和市以外の地区においても試験場の設置を認めてほしい旨要望があり、協議の結果、特別の事情がある場合と判断して了承することとし、今後もその都度理事会の承認を得ることになったが、今後も受験生の増加が予想されるので、この試験場に関する制限を緩和する方向で「試験場問題に関するガイドライン」の見直しを進めたいと考えている。

③ 3公立大学の共通1次試験実施に関する主管国立大学について

5月12日付で公立大学協会から、昭和61年4月設置が認可された東京都立技術科学大学、沖縄県立芸術大学及び昭和62年4月に静岡県立大学薬学部に変更予定の県立静岡薬科大学の3公立大学について、共通1次試験実施に協力する主管国立大学を決定してほしい旨要望があり、協議の結果、前例に従い最寄り大学にお願いすることとし、それぞれ一橋大学、琉球大学及び静岡大学と協議の上合意をうけ、取り決めに結ぶ予定である。

④ 昭和62年度共通1次試験の成績提供教科について

昭和62年度共通1次試験教科について5教科以外の教科数を課す国公立大学のうち、国立大学6校、公立大学3校については教科の選択を認めているので、これらの

大学に対し去る1月21日付をもって、大学入試センターが成績提供際の大学側の利用方法について問い合わせた。この件については、昨年12月12日開催の本委員会において、従来からの次の二点の基本方針を再確認の上、問合せを行ったものである。

- 1) 大学入試センターが行う成績提供は、大学の請求に基づいて行うものであること。
- 2) 提供する教科の得点は、入学者選抜の公正な実施の確保及び入学志願者のプライバシー保護等の観点から、当該大学の学部・学科の入学者選抜に用いられるものに限定されること。

上記問合せに対し、3月1日までに関係各大学から回答を得たが、一部の大学とは合意を得るために折衝中である。

⑤ 共通1次試験の際の不正行為者の取り扱いについて

不正行為者については、受験教科数に拘らず試験の公正さを維持するため、従来通り失格とする。なお、不正行為のあった者の第2次試験の受験を認めるか否かは、大学の判断に委ねる。不正行為者か否かは、大学から問合せがあれば大学入試センターはその旨通知することとした。

⑥ 国立大学における入学者選抜に際しての色覚障害者の取り扱いについて

本年1月、日本眼科医会から、昭和60年度入試募集要項による調査結果に基づき国立大学46大学（学部）が色覚異常を入学許可要件にしていることにつき、これの緩和または撤廃の方向で検討してほしいとの要望をうけた。

本委員会ではこのことについて2回に亘って検討の結果、関係大学・学部において昭和62年度入学者選抜募集要項の公表までにこの制限を緩和または撤廃の方向で早急に検討をお願いすることとし、この旨の依頼文書を発送した。

⑦ 推薦入学について

本来、推薦入学制度の実施は、入学者選抜方法の多様化の一つとして更に拡大されることが望ましいが、この制度は当該大学・学部に入学者に最もふさわしい適性、能力をもち、受験生の希望と一致した場合、高校長の推薦により内申書、面接等の総合判断によって決定されるものである。これについて、本委員会所属の数大学の委員から、特に共通1次学力試験を課さない選抜を行っている推薦入学者の定着率は必ずしも好ましくなく、また複数大学に推薦をうけたり、更に別途共通1次学力試験を受験して他大学へ入学する者までいる等、推薦入学の本来の趣旨が著しくゆがめられている現状について意見の開陳があった。

昭和62年度は、受験機会の複数化に伴い、推薦入学者の取扱いがより複雑になるため、本委員会では上述の意見を踏まえ、合格者のうち他大学受験希望者は事由を付して高校長名の辞退願を提出させ推薦合格大学・学部の許可をうけたうえで他大学の第2次試験を受験すること等実施細目案を作成し、入試改善特別委員会に意見を反映することとした。なお、その他の細目についても大学入試センターと技術的検討を行い、これを入試改善特別委員会に提出した。

⑧ 北海道工業大学（私立大学）からの要望について

この要望は、一部定員留保の第2次募集をしたいので共通1次試験の成績提供をお願いしたいという内容である。これに対しては事務的に処理することにし、要望の件については応ずることは出来ない旨回答した。

(12) 入試改善特別委員会（田中委員長）

① 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領及び実施細目について

これについて委員長より、臨時総会に提出した原案についてその後検討を加えて出来上がった修正案について、その修正部分の詳細な説明があった。

これについて協議の結果、昭和62年度より実施する国立大学の受験機会の複数化に関する実施要領及び実施細目を修正案どおり承認した。

ついで委員長より次のように述べられ、了承された。

只今、本案についてご承認を得たので、これを今総会に提出することとしたい。また、本案は各大学長宛に早速送付して来る総会までにお目通しいただくこととしたい。

ついで、次の2点について了解を求められ、いずれも異議なく了承された。

1) 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度の実施細目を公表することについて

2) 合格者を決定する際に特定の大学間で情報を提供し合うことについて

ただし、これを行うについては、個々の受験生の不利にならぬように配慮する必要がある。

② 昭和63年度以降の第2次学力試験のあり方について

これについて、委員長より次のように述べられた。

昭和63年度以降の第2次学力試験をどのようにすべきかは現在本委員会でも検討中であるが、これについては次のような問題点をどのように処置すべきかという問題がある。

1) 第2次学力試験の実施日程について

例えば2月へ繰り上げて実施出来るかどうか、また、その場合、現在のようなA・Bのグループ分けはできるのかどうか。

2) 事前選択制導入の問題について

3) 合格発表の収斂の問題について

4) 欠員補充、第2次募集の問題について

5) 第2次学力試験のあり方について

この63年度以降の第2次学力試験をどうするかという問題について、高校側としては、出来るだけ11月の総会頃までにはっきりと決めてもらいたいという希望がある。しかし、本委員会としては、62年度実施の結果によって考え直さなければならない問題が多々出てくるのではないかと予想しており、そのためこの問題の結論は4月以降となる可能性が大きい。

③ 「大学入試改革協議会 中間まとめ」に対する見解について

これについて、委員長より次のように述べられた。

過般「大学入試改革協議会」がまとめた“中間まとめ”については、各大学でもいろいろ意見も出ているようであるが、その問題点としては次のようなことが考えられる。

1) 国立大学の入学試験の改善の問題は、大学自身の問題として大学が自主的に考

えるべき問題ではなからうか。

2) 本委員会として現時点では、共通1次試験のメリット・デメリットについて先ず検討することが重要ではなからうか。

3) 高等学校教育に及ぼす影響ということも考慮に入れて考えるべきではなからうか。

4) 「新テスト」を64年度から実施することとは時期尚早ではなからうか。

5) 国・公・私立の全大学がどのようなかたちで参加するのか、またその可能性について明確にする必要があるのではなからうか。

その他考えられる問題点はいくつかあると思うが、このような問題のあることを踏まえたうえで、一応本委員会として検討した結果、お手許に配付した資料『「大学入試改革協議会 中間まとめ」に対する見解』をまとめたので、よろしくご審議を願いたい。

これについて審議の結果、この時期に“中間まとめ”に対する見解を出すことには賛成であり、また原案の骨子についても異論はないが、文章の表現についてはなお検討の余地があるのではないかと意見となり、この文言の修正については会長及び委員長に一任して総会までに取りまとめたうえ提案することとした。

なお、本委員会でもまとめたこの見解を早速各大学長宛に送付し、総会までに予め閲読して頂くこととした。

以上をもって本日の協議を終了した。

最後に、会長から、来る7月14日付で退任される石塚事務局長に対し謝辞が述べられ、同事務局長より退任の挨拶があり閉会した。

臨時総会

日時 昭和61年5月7日(水) 10:00~15:00
 場所 学士会館(神田) 210号室
 出席者 各国立大学長

初めに、森会長より臨時総会開催の挨拶があり、ついで次のように述べられた。

本臨時総会は、昨年11月開催の第77回総会の決定に基づいて検討を重ねてきた“受験機会の複数化”について、その実施案を審議していたため開催した。これについて十分ご審議願うこととしたいが、今年度初めての総会であるので、その前に本協会の子算・決算および会費基準の改正についてもお諮りするので、よろしく願う。

なお、去る3月17日(月)開催の理事会において、昭和60年12月15日付をもって退官された沢田会長の後任として田中九州大学長が選出されたのでご報告する。

なお、滋賀医科大学の脇坂学長がお差支えのため、代理として中村恒男副学長が出席されているのでご紹介する。

(1) 会議資料について

事務局から、今総会の配付資料について説明があった。

(2) 総会の日程について

会長から、今総会の日程については、別紙「資料3」のとおり取り運ぶこととしたい旨述べられ、了承された。

(3) 学長の交代について

前総会以後交代された学長の紹介に先立ち、会長から、昨年11月24日逝去された茂野新潟大学長に対し哀悼の意を表しご冥福をお祈りしたい旨述べられ、全員で黙禱を捧げた。

ついで会長から、学長の交代について次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
弘前大学	牧野吉五郎	東野 修治
秋田大学	梅津 良之	渡部 美種
筑波大学	福田 信之	阿南 功一
宇都宮大学	世良晃志郎	馬場 信雄
群馬大学	小野 周	前川 正
埼玉大学	須甲 鉄也	竹内 正幸
東京外国語大学	鈴木 幸壽	長 幸男
東京芸術大学	山本 正男	藤本 能道
東京水産大学	天野 慶之	野村 稔
新潟大学	茂野 録良	津田 禾粒
福井医科大学	能勢 善嗣	梶川欽一郎
浜松医科大学	吉利 和	中井準之助
三重大学	井澤 道	武田 進
京都大学	沢田 敏男	西島 安則
高知医科大学	森本 正紀	俵 寿太郎
九州芸術工科大学	吉武 泰水	安藤 由典
佐賀大学	山川 寛	楠田 久男
大分大学	釘宮 保雄	志賀 史光
大分医科大学	中村 家政	糸賀 敬
宮崎医科大学	玉井 達二	事務取扱 常後 義三
鹿屋体育大学	江橋慎四郎	事務取扱 川村 毅

(4) 委員長の交代について

会長から、前総会以後交代された常置委員会および特別委員会の委員長について次のとおり報告があった。

(委員会名)	(前任)	(新任)
第5常置委員会	鈴木 幸壽 (東京外語大)	田中 栄 (電通大)
教員養成制度特別委員会	井澤 道 (三重大)	坂上 英 (愛媛大)

医学教育に関する特別委員会	吉利 和 (浜松医大)	井出源四郎 (千葉大)
教養課程に関する特別委員会	須甲 鉄也 (埼玉大)	加藤 一夫 (静岡大)
入試改善特別委員会	沢田 敏男 (京都大)	田中 健蔵 (九州大)

〔議 事〕

1. 国立大学協会会費基準の一部改正について

このことについて会長から次のように諮られた。

最近、入試改革問題を始め国立大学のあり方に関わる諸問題等が続出し、これらの問題の検討のため各委員会の開催も頻繁となり、これに要する経費が急激に増加する一方、その他の事務的運営経費も諸物価の影響等により支出の増大を来たして、本協会の財政も著しく窮屈な状況になった。それで、この際「資料6」のとおり国立大学協会会費基準の一部を改正し、昭和60年度より施行したいと考え、これについて去る3月17日(月)に開催した理事会に諮った結果、これが承認された。については本総会においてもこれをご承認いただきたくお諮りする。

ついで事務局より「資料6」について説明があり、異議なく承認された。

2. 昭和60年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から、「昭和60年度国立大学協会歳入・歳出決算」(資料7)について説明があったのち、野村監事から、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和61年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

事務局から、「昭和61年度国立大学協会歳入・

歳出予算(案)」(資料8)について説明があったのち、会長から、本案については昨日開催の理事会に諮り承認を得ているが、その際これを今総会にお諮りすることが了承されているのでお諮りしたい旨述べられ、異議なく承認された。

4. 第78回定例総会の日程について

会長から、来る6月開催の定例総会の日程を「資料9」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

5. 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について

初めに会長より次のように述べられた。

受験機会の複数化については、昨年11月の総会で今後特別の事情が生じない限り「昭和62年度から実施する方向で検討する」ということが決まり、以後これの実施案について入試改善特別委員会を中心に検討をすすめてきた。その検討事項は大別すると2つに分けられる。その一つは実施上の技術的な問題であり、他の一つは大学の組分け(グループ分け)の問題である。このうち、実施上の技術的な問題については、入試改善特別委員会や第2常置委員会において鋭意検討が進められた。

また、各大学の組分けの問題については、各地区別あるいは専門領域別、大学の規模別といったグループの会合や意見の交換等が行われ、大学間の連絡調整が図られた。

このようにして受験機会の複数化についての実施案作成の作業が進められ、本日もお諮りするような原案がまとまった次第である。そこで、この実施原案について、まず組分けの問題からご説明し、そのうえでご審議いただくことにしたい。

(1) 組分けの問題について

このことについて会長より次のように説明があった。

配付の大学の組分けの資料（昭和60年度第2次試験実施日程別グループ表）は、私のところへ4月30日までに寄せられた各大学の“グループ分けに関する最終案”を基にA・B両グループの所属状況を整理し一覧表にして示したものである。この中には、大学の事情もあって、一つの大学で学部によってAとBに分けて試験を行う大学や、特定学部のみ定員を二つに分けてA、B両日程で試験を行う大学なども含まれているが、両グループ間の組分けは全体的にみてみれば割合いにバランスのとれた結果となったのではないかと思われる。

次に、実施上の技術的な問題についてご説明いたしたいが、これについては田中入試改善特別委員会委員長よりご説明をお願いすることにしたい。

(2) 国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施案について

これについて田中入試改善特別委員会委員長より、配付資料「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領（案）」および「同実施細目（案）」に基づき詳細な説明があった。

ついで丸井第2常置委員会委員長より、「実施細目（案）」に関連して同委員会が大学入試センターと協同して検討をすすめている各大学と大学入試センター間における「推薦入学に関する資料の請求・提供業務」等推薦入学に関する事項について補足説明があった。

以上の説明があったのち、実施案についての審議に移り、初めにグループ分けについて「第2次試験実施日程別グループ表」をもとに各大

学のA・B日程別所属グループについての確認が行われた。ついで、「実施要領（案）」および「実施細目（案）」について審議が行われ、その結果、「実施細目（案）」のⅡの部分に関する記述について一部文言の修正を加えることとして両案はいずれも承認され、この文言修正については入試改善特別委員会に一任ということとした。

6. “新テスト”について

これについて、会長および田中入試改善特別委員会委員長より次のように諮られ、了承された。

文部省の中に設けられている大学入試改革協議会では、臨時教育審議会の第1次答申を受けて昨年7月以来、共通第1次学力試験に代る“新テスト”の具体的実施についての検討をすすめているが、その大学入試改革協議会より去る4月21日付をもって同協議会におけるこれまでの審議状況を取りまとめた「大学入試改革について—大学入試改革協議会中間まとめ—」が公表された。同協議会では今後、この「中間まとめ」について各関係方面から意見を徴し、それを参考にして来る7月中旬に「本答申」を取りまとめて公表するということである。

この“新テスト”の問題は国大協にとっても大きな問題であるので、7月の本答申が出るまでに「中間まとめ」に示された“新テスト”構想に対して何らかの意思表示をしておく必要があるのではないかと思料し、昨日開催した理事会においてこの問題の対応の仕方について協議を行った。その結果、国大協としてもこの問題に取り組んでゆく必要があるのではないかということになり、これの検討に当るのは入試改善特別委員会が適当であろうということになっ

た。

これに基づき、入試改善特別委員会では早速、大学入試改革協議会の「中間まとめ」に対する見解の取りまとめにかかることになり、そのためワーキンググループを設けて集中的に検討をすすめることになった。そして、来る6月に開催される定例総会までに何らかの見解案をまとめて総会に提出したい考えであるが、各大学におかれても「中間まとめ」についてそれぞれ学内でご検討されるとともにその意見を入試改善特別委員会の方へお寄せいただければ幸いである。

以上の説明について種々意見が交され、一部に“新テスト”の検討について慎重な対応を求める意見もあったが、最終的に提案を了承し、今後入試改善特別委員会において“新テスト”についての検討をすすめてゆくこととなった。

以上をもって本日の協議を終わり、最後に会長より、学長の任期満了により来る6月4日付をもって退官される原田第3常置委員長（岩手大学長）に対し謝辞が述べられ、これに対し同委員長より退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第78回総会

日時 昭和61年6月18日(水) 10:00~17:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

森会長から、第78回総会開会の挨拶があったのち、昨日、種瀬茂副会長が急逝されたことが報告され、種瀬先生の生前における教育と研究ならびに国大協に対して尽くされた多大な功績を偲び、黙禱が行われた。

ついで、今総会の進行について、次のように述べられた。本日の主要議題は、「各委員会の審議状況報告と協議」であるが、特に「入試関係」について、先般の臨時総会で決定した昭和62年度の受験機会の複数化に関する実施要領等の修正および臨教審答申を受けて大学入試改革協議会が中間的にまとめた「新テスト(案)」についての協議をお願いしたい。また、「大学改革」の問題についても、臨教審の審議状況とも関連してご意見を伺いたいと考えている。なお、例年と異なり、日程を1日としたので審議の円滑な運営にご協力をお願いしたい。

ついで次の事項について報告ならびに説明が行われた。

(1)代理出席について

会長から、本日は、故種瀬一橋大学長の代理として勝田一橋大学教授が出席されたほか学長差支えのため小林哲也京都大学教授、赤塚久兵衛大阪教育大学教授、迎静雄九州工業大学教授が代理出席された。また、川村毅鹿屋体育大学長事務取扱は、公務の都合上、欠席された旨紹介があった。

(2) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(3) 今回総会の日程について

会長から次のとおり説明があり、了承された。

今回総会の日程については、理事会の了承に基づき別紙(資料3)により行いたいので、ご協力をお願いしたい。なお、日程中、議事(4)の各地区国立大学長会議の状況報告は、議事(1)の次に繰り上げることにしたい。

(4) 学長の交代について

会長から、5月の臨時総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
岩手大学	原田 三郎	高橋 八郎
宮崎医科大学	事務取扱 常俊 義三	岡本 直正

なお、原田岩手大学長の退任に伴う委員長の交代について併せて紹介があった。

(委員会)	(前任)	(新任)
第3常置委員会	原田 三郎 (岩手大学長)	山田 舜 (福島大学長)

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 要望書の提出について

昨年秋の総会において議決された「国立大学の授業料の改定について(要望)」は、去る12月6日に事務局長が文部省及び大蔵省を訪れ、関係官に各大臣宛の要望書を提出し配慮方を要望した。

2. 文部大臣との懇談について

文部省から、海部文部大臣の就任に際し本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、去る1月23日に会長、副会長及び理事会メンバー数名が文部大臣と懇談し、種々意見の交換を行った。

3. インドネシア国大学学長の招致について

インドネシア国大学学長3名が昨年11月21日に来日され、予定のスケジュールに従い、諸大学(東大、京大、慶大)及び文部省、日本学術振興会等を訪問視察し、11月29日に帰国した。

4. 昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について

去る4月10日付で会長と第3常置委員長の連名で各大学長にご報告したとおり、「8月20日

企業との接触開始、11月1日選考開始」とする昭和61年度の就職協定期日について申し合わせを行った。

5. 昭和62年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

昭和62年度共通第1次学力試験の追試験に関し、大学入試センター所長よりその実施大学の選定について依頼があったので、第2常置委員会に諮ったうえ、東日本地区は東京外国語大学、西日本地区は大阪大学に要請し、そのご承諾を得たのでご報告する。

6. 特別会計制度協議会について

去る1月28日に第56回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和61年度予算」について説明をきき、種々意見の交換を行った。また、5月17日にも第57回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和62年度概算要求の基本方針」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

7. 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、教室系技術職員の「専門行政職俸給表適用問題」について、黒木第4常置委員長及び喜多、野村両委員が去る1月31日より5月27日までの間4回に亘り大学部山川副委員長ほか数名と会見し意見交換を行った。

また、4月25日には田中入試改善特別委員長と丸井委員が日教組大学部副委員長等と会い、国立大学の受験機会の複数化の問題について要望をきき、懇談した。

なお、去る5月7日に臨時総会を開催し、昭和62年度の受験機会の複数化案を審議したが、このほかの当協会の会務に関わる事項については、「第78回総会国立大学協会事業報告」(資料15)をご参照いただきたい。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

会長から、各委員会の報告に入るに先立ち、次のように述べられた。

委員会の審議状況の概要については、各委員長が取りまとめられたものが会議資料(資料16)として配付してあるので、これをご参照のうえご協議いただきたい。

なお、冒頭にも述べたように、入試関係事項については、「新テスト」の問題を含めて十分に審議願いたいので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(石田委員長)

山村前委員長のときに、「大学のあり方」の問題について検討が行われたが、これに関連して「国立大学としての大学のあり方」の問題が今後の検討課題として提起されたので、本委員会は、引き続き「国立大学のあり方」について検討を行っている。

本委員会は、昨年秋の総会以降、6回の会議を開催して多角的な観点から審議を続けているが、この間、全国立大学長を対象にアンケート調査を行った。その結果、多忙中にもかかわらず、91大学から回答を頂いた。その内容は別添「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」(資料6)のとおりであり、今後の審議の重要な参考資料として活用していく予定である。

なお、今後は、臨教審の審議状況をも考慮し

つつ、大学の財政、設置形態、管理運営等に重点を置いて審議を続ける予定であり、また、近年大きな問題として取り上げられてきている「大学の評価」の問題についても、検討を始めたいと考えている。

(2) 第3常置委員会(山田委員長)

第3常置委員会ではこれまで、「無気力学生への対策」や「保健管理センターの活性化」等の問題について検討してきたが、昨年秋以降、就職協定問題が緊急な問題として浮上してきたため、本委員会の審議もこの問題に集中することになった。

1) 昭和61年度就職協定問題について

本委員会は、昭和60年10月23日に臨時の会議を開き、大学卒業予定者の就職事務開始時期等についての申合せ(いわゆる就職協定)の問題について検討し、この協定が有名無実化している現状に鑑み、その改善策として「8月1日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始」を基本とすること(従来は10月1日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始)、また協定の遵守については、学長は評議会を通じて、学部長は教授会を通じて教官に対し徹底を図り、また学生部が各学部の遵守状況について総体把握を行うこと、さらに企業の違反については、その状況により、国大協代表等から企業団体等に対して注意を喚起する措置を講ずること、などの基本的な考え方をとりまとめ、これに基づいて小林専門委員に就職問題懇談会(国大協ほか大学等9団体で構成)の協議に臨んでもらうこととした。以上の経過については昨年秋の総会にもご報告した。

その後、就職問題懇談会の協議は幾多の曲折を経たが、最終的には、「協定の期日」につい

ては3月20日の会議で、また「協定の遵守」については3月31日の会議で、それぞれ下記の申合せを行った。

なお、この二つの就職問題懇談会の申合せについては、国大協会長及び第3常置委員長連名の4月10日付け文書をもって、各国立大学長に報告、了承を求めた。

昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

昭和61年3月20日

就職問題懇談会

大学及び高等専門学校の各団体は、昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職に関して、下記のように申し合わせる。

記

1. 4年制大学卒業予定者については、昭和61年8月20日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、昭和61年11月1日選考開始の線で就職事務を行うこと。
2. 短期大学及び高等専門学校卒業予定者については、昭和61年10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、昭和61年11月1日選考開始の線で就職事務を行うこと。

遵守事項に関する申合せ

昭和61年3月31日

就職問題懇談会

大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せについては、関係者がこれを遵守することによってその実効性を高める努力をすることが重要であると考え、次の事項を申し合わせる。

- ① 大学・高専団体ごとの協定遵守表明

- ② 大学・高専における就職業務担当者の明確化

- ③ 学生及び教員に対する就職協定の一層の周知徹底

- ④ 自主的な就職協定委員会（仮称）の設置による協定遵守問題等の検討

なお、この就職協定問題については、去る4月30日に開催された本委員会において、次のような協議が行われた。

- イ) 就職問題懇談会の到達した二つの申合せについての国大協会長及び第3常置委員長連名の各国立大学長あて4月10日付け文書及び同申合せを踏まえた、文部省高等教育局長名の各国公私立大学長及び各国公私立高等専門学校長あての通知「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等について」について小林専門委員から説明があった。
- ロ) 就職問題懇談会のあり方等に関し森亘国大協会長名で3月31日の就職問題懇談会に提出された要望（口頭）の内容について委員長から説明があり、そのうち特に同懇談会の性格の明確化を求めた要望に応じて文部省側から提示されている「就職問題懇談会開催要項（案）」について検討し、同案を了承した。また、同要項の（構成）における国大協側の構成員として、第3常置委員長及び同専門委員2名（現小林委員のほか、在京大学学生部長に依頼する予定）を充てることを了承した。
- ハ) 就職問題懇談会の協定の遵守に関する申合せの第4項目における「自主的な就職協定委員会（仮称）の設置」についての取扱いを協議し、国大協としては、第3常置委員会をもってこれに充てるのが適当であるとの結

論に達した。

また、同申合せのその他の項目の取扱いについて、例えば、各大学における就職業務担当者の明確化の項目については、各学部長・学生部長・同次長・厚生課長が適当であろうというような連絡を、国大協会長及び第3常置委員長の連名で各国立大学長あてにするかどうかは、状況の推移をみた上での委員長等の判断に一任することとした。

2) 課外活動共用施設の拡充に関する要望について

4月30日開催の本委員会において、和歌山大学長から要望のあった「課外活動共用施設の拡充」について協議した。まず、委員長から、表記要望の趣旨、内容についての説明が行われ、これに関連して小林専門委員から、本問題に関して曾て提出した昭和55年6月17日付け及び同56年6月16日付けの国大協要望書について紹介が行われた。ついで、これの取扱いについて協議の結果、要望書案の作成は委員長に一任されたので、その後委員長の許で原案を作成し各委員に配付し検討願った結果、別紙のような「課外活動施設の整備拡充に関する要望書(案)」がまとまった。それで、これを過般の理事会に諮った結果、了承が得られたので本総会でご承認を頂きたい。

ついで会長から、本件は理事会でも了承されているので承認願いたい旨述べられ、異義なく承認された。

(3) 第4常置委員会(黒木委員長)

本委員会で審議した諸問題のうち先ず要望書に関する事項についてお諮りしたい。

1) 要望書の提出について

① 人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)

について

本要望書の提出方については、一昨年(昭和54年)の6月の総会において、勧告が出される前の総会に基づき、本年度も要望書を予め用意し、適当な時期をみて関係方面に提出したいということで、(資料8)のような要望書(案)を作成したのでご審議をお願いしたい。この内容については、昨年とほぼ同様であり、去る6月13日の理事会でご了承を得ているので、ご承認方お願いしたい。

ついで会長から、本件は理事会でも了承されているので承認願いたい旨述べられ、異義なく承認された。

② 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)について

本件についても、例年6月の総会にお諮りしているものであり、内容については、昨年とほぼ同様である。昨年と変わったところは、イ。「1.教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと」の項において、助教授と講師の等級を一本化して、助手の等級を格上げするといった昨年までの要求事項を削除したこと。また、教務職員についての格差是正を今回初めて取り上げたこと。ロ。「4.部局長のすべてについて指定職の完全適用を図ること」の項において、この指定職の中に今回新たに副学長を加えたこと、などである。

なお、詳細については、別紙「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」(資料9)のとおりであり、これについても理事会の了承を得ているのでご承認方お願いしたい。

ついで会長から、要望書の提出方法については、先の理事会で種々意見が出され、その一つとして「要望書を提出しても、その要望が必ずしも取り入れられるものではないので、この

際、要望書は精選して提出してはどうか」という意見がある一方、「国大協から要望書を提出すること自体かなりの重みを持つものであるで、必要と思われるものは結果の如何にかかわらず提出した方がよい」という意見もあったのでご参考までにご紹介する、と述べられたので、本件についても、理事会で了承を得ているのでご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

③ 定員削減に対する要望書の提出について
第7次の定員削減が予想される情勢にあるが、この定員削減の問題についての国大協としての過去の対応の仕方を調べたところ、昭和43年4月の大河内会長の時以来、ほぼ各年に亘って要望書を提出している。それで、もし、第7次定員削減が実施される場合には、国大協としてどのように対処すべきかについて、まずご意見を伺いたい。

以上の委員長の提言に関し、次のような意見が述べられた。

○ 要望書の効果は別として、これ以上定員削減が続くことは国立大学にとって致命的な問題である。かつて、国大協は、要望書を提出しただけでなく、大蔵省や当時の行政管理庁の首脳部のところまで足を運んで精力的に陳情を続けたことがある。この時は全く効果がなかったわけではなく、例えば、新設の医科大学等に対しては適用の枠外におくことを認めてもらうなど、若干ではあるがそれなりの効果はあったと記憶している。要望書の提出は必要であり、是非お願いしたい。

ついで会長から、本件については第4常置委員会とも相談しながら、要望書(案)を作成し、提出の方向で努力する旨が述べられた承された。

2) 前総会以降の本委員会の審議状況について

① 研究技術専門官制度の問題(専門行政職移行)について

昨年10月22日に文部省より第4常置委員会に「技術職員待遇改善検討会の中間的検討状況について」の文書(中間試案)が提出されたので、同年11月の国大協第77回総会において、上記の主旨・内容を説明し、各大学長に対し、その基本的問題点と思われる(1)専行職移行官職とそれ以外の官職とに技官職を区分すること、(2)移行しない者の処遇について、現在の在職者は引続き行政職のままとし新規採用者は教務職員とする、という2点についての意見を求めることとした。

その後、これについての回答が寄せられたのでその意見の集約・整理を行ったが、その結果によると、問題点(1)については、専行職制度導入の条件のきびしさからして区分も止むを得ないとの意見が多く、(2)については、とくに教務職員として処遇する点は、反対または消極的意見が殆どであった。

以上をふまえて、中間試案に対する委員会としての意見書をまとめ、本年2月18日文部省へ提出するとともに各大学長宛送付した。

上の意見書をうけ、3月13日に文部省より「技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめ」の文書(第2次案)が委員会に提示され、各大学長へも送付された。

文部省より第2次案の提示があったので、これについて4月25日以降3回に亘り第2次案の内容分析、文部省担当官との質疑・意見交換等ふくめ鋭意検討を重ねるとともに、日教組大学部からの会長(委員長)への申入れを受け、数回に亘り要望を聴取した。

以上のような経過を踏まえ、専行職移行を実現するための今後の課題について本委員会としては次のように考えている。

昨年実施された4省13職種にわたる専行職の内容(級定数、資格条件等)は、予想以上にきびしいものがあることを認識する必要がある。一方、近年における科学技術の急速な進展に伴い、国立大学の学術研究ならびに教育面を支援する技術職員の職務内容がより高度化、専門化することが必至であり、臨教審第2次答申においても、「大学における基礎的研究の推進」の項目において、とくに「我が国の大学では、研究に協力し、それを支援する技術員、技能員の数が必ずしも十分でなく、その待遇や組織体制の点でも問題が多い。実験設備の高度化、研究方法の進歩に即して、研究支援体制の抜本的な見直しと強化が必要である」と指摘している。このような状況において、上記の認識に立てば、今後の進展を図るには、全国立大学が共通の基準で専行職移行官職と、非移行官職について、明確で説得力ある職務内容の規定を行い、どこに区分の線を引くかという基本的課題を解決しなければならぬと判断される。各大学の構成学部や附置研究所、施設等の多種多様な実態を考えると、短期間に全大学を通して合意が形成され単年度で移行作業が完結する可能性について、さらに論議を深めたうえ、場合によっては、基本的な点の共通理解(文部省、人事院等を含めて)の上に立ち継続的移行方式も考えざるをえないのではないかと考えられる。

以上のような次第であるので、各大学におかれても、今後専行職への移行を実現するに際しての条件の一つである技官グループの組織化の必要性、移行できない技官グループの処遇改善や活性化の問題等について、教官の理解と認識

を深めるようご努力をお願いしたい。

② 大学教官の勲奨退職について

この件については、昨年11月の総会で主旨を説明し、これの実施についての了承が得られたので、これに関する「事務連絡」を委員長名をもって各大学長宛送付した。

(4) 第5常置委員会(田中委員長)

1) インドネシアの学長団の来日について

昭和60年度における学長の国際交流事業として、インドネシアの学長団を招致した。これについて文部省学術国際局国際教育文化課を通し、人選や来日の日程等につき折衝を重ね、その結果 Tadutako 大学 Dr. A. Mattulada 学長をはじめ3名の学長が来日され、昭和60年11月21日より29日まで9日間滞在された。この間文部省訪問を始め、東大、京大、慶大、その他の見学等、充実した日程が組まれた。とくに帰国前日開催された国大協会会長主催のレセプションにおいては、有益かつ活発な意見の交換が行われた。これらの内容は国大協会報第112号(昭和61年6月)に報告してある。

なお、本年度の外国学長招致事業については、オランダ国を招致することに決定し、その来日スケジュール、訪問先等についての希望などを目下文部省を通じて先方と折衝中である。

2) 西ドイツ学長団の招致について

昭和60年12月23日開催の常置委員会において、ドイツ連邦共和国学長団の訪日について文部省関係係官からこの件の経緯につき説明があり、これについては国大協の「外国学長招致事業」とは別枠で対応することとした。なお、この件については、5月8日の委員会において文部省国際教育文化課長よりドイツ学術交流会(DAAD)からの連絡事項の説明があり、本年9

月18日より9月30日までの13日間、西独大学長会議(WRK)議長、Würzburg 大学 Dr. Theodor Berchem 学長以下6名の学長団が来日されることになった。以上のように決定されたので、先方から滞在中の訪問先の希望等もあり、文部省関係部局、および昨年こちらから訪独された4大学の学長と相談して、現在その受入れ準備を進めている。

3) その他の審議事項について

2月17日開催の委員会において、文部省学術国際局関係課長より昭和61年度の国際交流関係ならびに留学生関係予算の概要について説明をきき、質疑応答を行った。

また、本年1月末に臨教審から公表された「審議経過の概要(その3)」の中の「高等教育の国際化」の内容について意見の交換を行った。

(5) 第6常置委員会(有江委員長)

1) 昭和60年11月の総会において報告した「国立大学の授業料について」は、去る12月6日に石塚事務局長が文部省及び大蔵省の関係係官にこれを提出し善処方を要請した。また「国立大学の特別会計について」は、1月28日開催の特別会計制度協議会の席上で関係者に配付し、趣旨の説明を行って協力を求めた。

2) 5月8日に本委員会を開催し、文部省から横瀬審議官、佐藤大学局長、佐藤学生課長、長谷川研究機関課長ほか関係係官の出席を得、別紙の「昭和62年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(案)」及び「国立大学活性化に向けての当面の措置(案)」などについて説明を受け、懇談した。

また、今後の検討問題として留学生関係を取り上げること及び全国大学院生協議会から

提出された会長宛要望書について意見交換を行った。

(6) 図書館特別委員会(松山委員長)

5月26日開催の本特別委員会において、文部省学術情報課長及び同課大学図書館係長より、①学術情報システムの仕組み、機能、効果等の概要②学術情報システムの構成諸機関の整備③昭和61年度学術情報関係予算の概要について説明を受け、質疑応答を行った。

引き続き井上専門委員(学術情報センター教授)より学術情報センターの当面の事業計画等の概要が紹介され、同計画及びこれと関連する大学図書館、大型計算機センター、情報処理センター等の諸問題について意見を交換した。

学術情報システムについては、本年4月5日付けで東京大学文献情報センターが廃止され、新たに学術情報センターが創設されたことにより、本システムの中核施設の本格的構築が開始された。また、これと各大学との接続は、テスト運用中を含めて国立大13校、私立大3校の計16校に達し、本年度末には約30校に及ぶ予定であるが、本システムの総合的稼働が緊急を要することに鑑みれば、なお極めて不十分であり、図書館協議会とも連携して促進に努めることとした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井出委員長)

1月29日に本特別委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 委員長の交代について

吉利委員長の任期満了に伴い委員長の交代が行われ、新委員長に井出千葉大学長を選出した。

2) プライマリーケアの問題について

医学領域における技術面での著しい進歩に伴い、医学領域も組分けされ、次第に専門領域化されてきており、この傾向に対して、近年プライマリーケアの問題が重要視されてきている。

本委員会は、勉強会という意味で浜松医科大学の植村研一教授を招き、プライマリーケアの問題がどのような内容を持つのか、或いは、どうあるべきか等についての説明を伺った。

なお、最近では文部省も、省内に「医学教育の改善に関する調査研究協力者会議」を設け、医学教育の見通しを考えながら、その改善策を検討し、本年7月には「中間報告」が出ると聞いており、仄聞するところでは、その内容の中に、プライマリーケアの問題も取り上げられていると聞いている。また、厚生省関係でも、最近の医師の増加に伴って種々の問題が派生してきていることに対応して、種々検討が進められているようである。その他、国立大学の医学部長会議等でも、当面の大きな問題について論議されていると聞いており、本委員会としても、従前にも増して連絡を密接にしつつ、何か問題が出てきた時には、それに十分対応できるようにしておきたいと考えている。

3) 留学生の問題について

留学生は、本来的には卒業後自国に帰って、日本で学んだものを自国に還元するのが望ましいと思われるが、近年そのまま日本に在住しつづけるといったケースが増える傾向にある。そのような問題についても一度検討してみる必要があると考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(加藤委員長)

本委員会でまとめた「学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するア

ンケート」調査報告書が2月末に発刊された。

本委員会は、この「報告書」に収められている卒業生諸氏の意見にもとづいて、各大学において現在なされている教養教育の「内容」や「体系・組織」などの全般に亘って改めて検討する必要があるものと判断し、5月27日の委員会では一般教育科目（総合科目と専門基礎科目を含む）の内容について、また6月6日の委員会では外国語教育と保健体育教育の内容について、それぞれ審議した。

これらの教養教育の「内容」についての審議結果を整理しながら、それとの関連において、しかるべき時期に教養教育の「体系・組織」についての検討を行う予定である。

(9) 教員養成制度特別委員会（坂上委員長）

昨年11月の総会以後、12月2日と1月28日の両日に小委員会を開催し、教員の養成、採用、研修等の課題について検討したが、1月28日には本委員会を開き、臨時教育審議会の「審議経過の概要（その3）」に記載された「教員の資質向上のための具体的方策」の個々の項目について検討した。

また、6月5日には文部省高等教育局大学課中村教育大学室長を委員会に招き、教員養成大学・学部の当面する諸問題を中心に教員需給の動向や教員養成大学・学部の今後の整備等について懇談した。

その他臨教審第2次答申のうち、初任者研修制度や現職研修の体系化等をはじめ教員の資質向上の具体的方策について検討したが、今後さらに引き続き審議を進めていく予定である。

なお、2月3日には井沢前委員長が臨教審第4部会の懇談会に出席し、本委員会で検討してきたことを基に意見具申を行った。

また、5月23日に開催された文部省教育職員養成審議会には委員長が出席し、臨教審第2次答申のうち「教員の資質能力の向上方策等について」の諮問事項について説明をうけた。

(10) 大学院問題特別委員会（大藤委員長）

1) 昨年秋の総会で「国立大学大学院の現状と今後のあり方」についてのまとめを報告したが、その後、連合大学院、総合大学院、改組積み上げ大学院の内容の追加があったので、前回報告したものを修正して「資料11」のとおりに取りまとめた。

ご承知のとおり、大学院の問題は大変に流動的で、新設大学院も種々の問題を経て設置されてきたという経緯もあり、本資料は、旧設の大学院、新設の大学院の両者を含めた国立大学の大学院の現状を、現時点において整理してみたものである。

2) 去る4月18日と6月2日に委員会を開催し、「今後の国立大学大学院のあり方」について基本的な検討を行った。即ち、昨年秋の総会で報告配付した「旧設大学院の改善について」と今回報告の「国立大学大学院の現状と今後の在り方」とを総合して、大学院制度、国際交流の振興、大学院学生の処遇、人文社会学の活性化と振興、大学院の予算等の項目別に、今後緊急に改善を要する重要事項を整理した。これらの問題についてはこれから審議を重ね、秋の総会までには国大協としての要望書をまとめる方針である。

以上をもって午前の会議を終わり休憩に入った。

——正午より午後1時30分まで昼食休憩——
(午後1時30分より総会再開)

2. 各地区学長会議の報告について

会長から、前回総会以後に開催された各地区国立大学学長会議の討議状況を各当番大学から報告願いたい旨の発言があり、それぞれ次のような報告があった。

(1) 北海道地区（鈴木帯広畜産大学長）

北海道地区の学長会議は、1月11日、3月10日、4月11日及び5月26日の4回開催された。1・2回目は受験機会の複数化について情報及び意見の交換を行い、3回目はそれに加えて各大学のA、B両グループ選択の意向を伺った。また、4回目には受験機会の複数化グループ分け以後の諸問題及び一般教育の改善について協議した。

(2) 東北地区（石田東北大学長）

東北地区の学長会議は、昨年12月13日、本年3月31日及び5月29日の3回開催され、1・2回目は受験機会の複数化について討議した。また、3回目には東北地区7大学の学術研究連合のあり方について協議した。

(3) 関東・甲信越地区（井出千葉大学長）

関東・甲信越地区の学長会議は、2月18日、4月4日及び4月24日の3回開催され、いずれも受験機会の複数化について討議した。なお、今年度の定例学長会議は、信州大学並びに東京商船大学が当番校で開催される予定である。

(4) 東海・北陸地区（本陣金沢大学長）

東海・北陸地区の学長会議は、1月16日に受験機会の複数化について各大学の情報交換を行い、小委員会を設けA、B両グループ分けの素案を作ることになった。そしてその素案を2月22日に検討し、さらに各大学に持ち帰り検討した結果を基に、4月4日に最終的な決定をした。

(5) 近畿地区（新野神戸大学長）

近畿地区の学長会議は、2月6日、3月10日、4月3日及び4月14日にいずれも受験機会の複数化について、懇談会形式で討議した。さらに、4月21日に公立大学と打ち合わせを行い、4月28日には受験機会の複数化について総括をすると同時に、「共通テスト」について基本的な議論をした。また、ドイツ連邦共和国学長団の来日に伴うシンポジウムの開催について打ち合わせを行った。

(6) 中国・四国地区（沖原広島大学長）

中国・四国地区の学長会議は、昨年12月5日・6日の2日間に、受験機会の複数化等について討議した。2回目は本年2月19日・20日の2日間、同じく受験機会の複数化について13大学を二つのグループに分ける案を作り、各大学に持ち帰り検討することになった。その後、4月21日・22日の2日間に3回目を開催し、第1グループをA日程、第2グループをB日程と決定した。

(7) 九州地区（安永福岡教育大学長）

九州地区の学長会議は、昨年12月23日、本年3月13日、4月14日の3回にわたり、受験機会の複数化について討議した。また、5月29日・30日の2日間、国立大学の意義と役割について討議した。

3. 入試改善について

入試関係事項を担当する第2常置委員会及び入試改善特別委員会よりの報告を基に協議が行われた。

(1) 第2常置委員会（丸井委員長）

本委員会は、昨年秋の総会以後5回開催したが、その主な検討事項は次のとおりである。

1) 共通第1次学力試験実施の際に監督補助者として大学院学生の協力を得ることについて

この問題は、昨年秋の総会で話題になったので、その直後の12月12日の委員会で検討の結果、差当り61年度については、当該試験実施基幹大学長の判断に基づいて試験会場の警備用務に限定して認めることとした。その後、5月16日付で東京地区国立大学入試担当課長会議から、試験監督補助者の資格基準を緩和し、各大学の責任の下に処理できるよう措置してほしい旨の要望があったので、この問題については今後さらに検討していく予定である。

2) 共通第1次学力試験の試験場を大学所在地以外に設置することについて

昨年埼玉大学から、受験生の増加のため、大学所在地の浦和市のほかの地区においても試験場の設置を認めてほしい旨の要望があり、この件について協議の結果、特別な事情がある場合と判断し、これを了承した。ただ、今後埼玉大学以外においても受験生の増加が見込まれ、同様の措置を希望する申出が出てくるものと予想されるので、「試験場問題に関するガイドライン」を緩和する方向で見直しをすることになった。なお、今後各大学で同様の措置を希望する場合には、早い時期に国大協事務局まで、申し出ていただきたい。

3) 3公立大学の共通第1次学力試験実施に関する主管国立大学について

5月12日付で公立大学協会から、昭和61年4月設置が認可された東京都立技術科学大学、沖縄県立芸術大学及び昭和62年4月に静岡県立大学薬学部が名称変更予定の県立静岡薬科大学の3公立大学について、共通第1次学力試験実施に協力する主管国立大学を決定してほしい旨の要望があり、協議の結果、前例に従い最寄りの大

学をお願いすることとし、それぞれ一橋大学、琉球大学及び静岡大学と協議の上合意を受け、取り決めを結ぶ予定である。

4) 昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供教科について

昭和62年度共通第1次学力試験の教科について5教科以外の教科を課す国公立大学のうち、国立大学6校、公立大学3校については、教科の選択を認めているので、大学入試センターが成績提供する際の大学側の利用方法について当該大学に問い合わせた。ただ、その場合、①大学入試センターが行う成績提供は、大学の請求に基づいて行うものであり、②入試の選抜に必要なデータだけを提供するものである、というのが従来からの原則となっている。この問い合わせに対し、3月1日までに関係大学から回答を得たが、なお一部の大学とは合意を得るための折衝をしているところである。

5) 共通第1次学力試験の不正行為者の取り扱いについて

不正行為者については、試験の公正さを維持するため、受験教科数に関係なく失格とする。なお、不正行為のあった者の第2次学力試験の受験を認めるか否かは、大学の判断に委ねるが、不正行為者か否かは、大学から問い合わせがあれば大学入試センターはその旨通知することとした。

6) 国立大学における入学者選抜に際しての色覚障害者の取り扱いについて

標記の件について、本年1月、日本眼科医会から、国立大学46大学(学部)において色覚異常を入学許可要件にしていることにつき、これの緩和または撤廃の方向で検討してほしい旨の要望があった。また、このことは国会でも予算委員会で質問が出ている。

本委員会としては、2回にわたって検討の結果、関係大学・学部において昭和62年度入試募集要項の公表までに緩和または撤廃の方向で早急に検討をお願いすることとし、依頼書類を送付したが、当該大学(学部)においては是非ご協力をお願いしたい。

7) 推薦入学について

推薦入学制度は入学者選抜方法の多様化の一つとして更に拡大されることが望ましいが、一面において、共通1次試験を課さない推薦入学者の定着率が低いとか、複数大学に推薦を受けたり、別途共通1次試験を受験し他大学に入学する、といったような好ましくない事例もみられ、この制度のあり方について再検討の要があるのではないかと思われる。

次に、受験機会の複数化に伴う推薦入学者の取扱いの問題であるが、5月7日の臨時総会の際に、本日これからご審議願う「実施細目」の中で、例えば、「共通第1次学力試験を課す推薦入学」とそれを「課さない推薦入学」の合格者のうち、入学手続きをした者を一般の受験生と同じようにチェックできるかという問題が課題として残されていたが、検討の結果、大学入試センターの協力を得て、入学手続きを完了した者、あるいは手続きをしなかった者等のデータを大学側が2月26日までに送付していただければ、大学入試センターの方では3月5日以降に関係大学へその資料を提供するという事になった。従って、一般の受験生と同様の扱いが共通第1次学力試験を課さない推薦入学者の合格者についても可能になった。

8) その他

i 6月13日付で中国・四国地区国立大学臨時学生部長会議から、受験機会の複数化に伴う推薦入学者の取扱いについて、「実施細目」で

は“推薦入学の合格者が特別の事情があり、高等学校長の「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し許可を得れば、その入学辞退を認める”ということになっているが、その場合の「特別の事情」という語句の解釈について質問があった。これについては、6月17日開催の本委員会での検討の結果を同学生部長会議に連絡し、かつ、必要に応じて各大学に連絡することにした。

- ii 全国高等学校長会普通部会の入試委員長から、5月26日付で受験機会の複数化についての意見書が出されたので本委員会で検討した。その意見書の中に、昭和62年度第2次学力試験の教科科目が既に公表されているが、科目の変更、特に増加は避けてほしい旨の意見があったので、ご参考までにご報告する。
- iii 6月17日に国大協、大学入試センター及び文部省の代表者と、公立大学協会の入試関係者、産業医科大学の関係者として、連絡協議を行った。なお、その内容については、入試改善特別委員会の方からご報告願うことにしたい。

以上の報告に関して次のような意見交換が行われた。

- 今後受験生が増加するということは、受験機会の複数化に伴う増加というように理解しているが、第2常置委員会では、昭和62年度はどの位の増加を予想しているのか。
- 地域によって多少異なると思うが、大都市及び周辺の大学は増加する傾向にあるようである。
- 埼玉大学では、昭和62年度約13,800名を引き受けの予定で、昭和63年度はさらに2,000名位増えることが予想されている。試験場に

については、委員会のご努力で大学所在地以外に、大宮市、蕨市の2カ所に設置することが認められたが、なお試験監督者が不足しているという実情があり、このことについてもご配慮をお願いしたい。

- 横浜国立大学では、昭和62年度約20,300名引き受けの予定で、昭和63年はさらに増加することが予想されている。そのため、試験場要員が推定で460名程度不足の見込みである。従って、首都圏周辺の大学の試験場要員の不足について格別のご配慮をお願いしたい。
- 試験場要員等の問題については、都内の大学との関係がより緊密になるよう、大学入試センターや東京地区の入試担当課長会議と相談したい。

(2) 入試改善特別委員会（田中委員長）

- 1) 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」及び「同実施細目」について
昭和60年11月13日の総会における“受験機会の実質的複数化を昭和62年度から行うという”決定を実現するために、本特別委員会は鋭意検討を重ねてきた。そして、その結果を去る5月7日の臨時総会に「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領及び同実施細目」として提案し、基本的にはご承認をいただいた。ただ、細部については、議論の残された点もあり、一部修正を本特別委員会に一任願った。また、その後各大学から寄せられた意見や問い合わせ等も考慮しつつさらに検討を進め、「資料12」とお同一部修正したものを6月13日の理事会に提案し、承認を得た。

以上の経過報告ののち、5月7日の臨時総会以後に修正を施した個所の内容及びその理由説

明があり、これについて審議が行われ、原案どおり承認された。

その際の主要な論点は以下のとおりである。

- 昭和62年度入学者から、前期授業料を入学手続き時に徴収することになったが、ある条件のもとでは入学の取り消しを認められており、この取り扱いについて伺いたい。
- 確かに文部省の指導ではそうなっているが、授業料については無理して入学手続き時に納付する必要はなく、かなり緩和されている。また、一つの大学に入学手続きをした後、家庭の事情等特別の理由があれば、その取り消しが認められているが、その場合に、もう一つの大学に合格したとき、既に納付済みの入学料をどうするかについては、現在文部省と第2常置委員会で検討中である。
- 実施細目のⅢ-④で、「推薦入学の合格者は特別の事情があれば、その入学辞退を認める」とあるが、その場合の“特別の事情”ということの解釈と、そのことをどこに問い合わせればよいかについて伺いたい。
- 原則としては入学辞退を認めないのが筋であるが、経済的理由その他が特別の事情に該当する。そして、それについては各大学でご判断願いたい。
- 補欠入学者については、当該大学が指定した日までに入学手続きを取らせるとあるが、かりにB大学を第一希望とする受験生が、A、B両大学とも補欠合格となり、始めにA大学から合格通知があり入学手続きをした後、B大学からも合格通知があった場合、どう処理するのか伺いたい。
- 原則としてB大学の入学手続きはできない。こういう場合も可能性としては有り得ることであるが、その場合には、A大学から合

格通知がきても、B大学の通知をA大学の指定した日まで待てるので、その時点で受験生が判断すればよいと思う。

- “特別の事情”というのはその解釈が難しく、各大学で判断する場合、大学間に考え方の差が生じる可能性があり公正を欠くことになるので、一つのガイドラインを示していただきたい。
- 同様のご指摘があり検討中であるが、①特例というものを具体化する、②各大学間で連絡調整する、などの方法を考えておくことがよいと思う。また、ある大学から、A日程グループに入ったが、試験場その他の都合で3月1日から全学部が同時に試験を開始できないという陳情があり、本特別委員会で検討した結果、特別の事情がある場合は、ある学部が遅れて試験を実施することも止むを得ないという結論になったのでご報告する。

2) 公立大学及び産業医科大学のグループ分けについて

受験機会の複数化には公立大学及び産業医科大学が関係しているが、前述のとおり公立大学及び産業医科大学の入試関係者と6月17日に連絡協議会を行った。そこで協議された主な内容は次のとおりである。

- ① A日程グループに公立大学の一部及び産業医科大学が加わり、B日程グループに公立大学の一部が加わる。
- ② ①以外にC日程分離グループとして試験を設定する大学・学部が公立大学の中にある。
- ③ 国立大学が決定した要領、日程表及び細目等は、すべて公立大学及び産業医科大学に適用する。
- ④ ただし、大阪府立大学工学部及び下関市

立大学経済学部の中の二つの大学・学部は、3月20日正午まで発表しない可能性が高い。

以上のとおり、公立大学及び産業医科大学が国立大学とほぼ同一に第2次学力試験を行うことで了承された。

なお、要領及び細目の中に公立大学及び産業医科大学の名前を入れる必要がある場合は、そのように入れることを了承願いたい。(了承)

3) 昭和62年度及び昭和63年度の検討事項

昭和63年度に向けての課題として、入試の実施時期を早める必要性についての問題があるが、これについては私立大学との関係の調整という問題がある。また、昭和62年度は事後選択制を前提としているが、事前選択制にすべきであるという意見も多く、現在本特別委員会で検討中である。

また、昭和63年度以降のグループ分けについては、昭和62年度のグループ分けを会長の下で行ったのと同様の方式で考えていただきたいというのが本特別委員会の見解である。

なお、大学入試センターで、ある地区の受験生が最終的にどの大学に入学しているかということを検討しているとのことなので、その調査結果を各大学に提供してもらうことを考えている。

以上の報告ののち、次のような意見の交換があった。

- A日程グループのみから二つの大学、またはB日程グループのみから二つの大学に出願を認めることについては、二段階選抜を含んだ試験を実施しなければならない大学では困るので、これの可否のことを昭和63年度以降の検討に加えていただきたい。
- 今回のグループ分けについては当初2年間継続を目標に考えていたが、結果としては1

年限りとして昭和63年度は再考することになった。その場合、多少の事前準備は必要であろうが、その検討は来年の4月以降になると考えている。また、グループ分けに関しては会長の下でということであるが、今回同様各地区の検討が中心になる。ただ、実際の作業の進め方については今後検討したいというのが現段階の考えである。

4) “新テスト”について

会長から、昨年6月に臨教審第1次答申以後の経過について説明があったのち、田中入試改善特別委員会委員長から、次のとおり説明があった。

4月21日に公表された大学入試改革協議会の「中間まとめ」について、5月7日の臨時総会で本特別委員会にその検討が付託された。その後、本特別委員会の下にワーキング・グループを設置し、検討した結果を理事会にお諮りしたが、理事会でもいろいろ意見が出され、会長及び本特別委員会でさらに修正を施すことになった。一方、本特別委員会で考えていることを検討願うためにその原案を各大学に送付した。本日配付の修正案とは一部異なっているが本質的には変わっていない。

また、本特別委員会及びワーキング・グループで検討した際に、各委員から次のような意見があった。

- ① 国立大学の入学試験の改善は、国立大学自身の問題として国立大学が主体性を持って検討すべきことである。
- ② 共通第1次学力試験を現在まで8年間実施してきたが、現時点でそのメリット・デメリットを整理した上で、どのような試験をすべきかを検討する必要があるのではないか。

- ③ 国立大学の入学試験が高等学校に及ぼす影響は非常に大きいので、その内容や実施時期については慎重に検討すべきである。
- ④ 高等教育が現在のように改善された時点では、全国共通の入学試験というものは存在意義があると思うが、我が国の教育風土に合ったものを考える必要があるのではないかと。
- ⑤ 全国共通の入学試験を行うに当たっては、参加する大学の共同責任体制が必要である。単に利用するだけで参加しないということでは困るので、そういうことを踏まえて参加大学を考える必要がある。
- ⑥ 入学試験には経費の負担や問題作成のための教官の負担等があり、それらを勘案し、この入試の改革を考える必要がある。
- ⑦ 高等学校の進路指導の改善が必要である。入れる大学よりも、入りたい大学に受験するよう指導する必要がある、大学からもそういう趣旨で情報を提供する必要がある。
- ⑧ “新テスト実施”の時期を昭和64年度とするのは時期尚早であって、試行期間等を十分準備すべきである。

以上のような意見を踏まえ、本特別委員会としては、この「中間まとめ」についてどのような基本的な考え方を持つべきか慎重に検討して配付のような見解を取りまとめた次第であるので、これについてご審議願いたい。

以上の説明に対して、次のような意見の交換があったのち、『「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解（修正案）』は原案どおり承認され、同委員会見解として、大学入試改革協議会等に提出することとなった。

- この「中間まとめ」に対する対応は評価す

るが、今後臨教審から各種の答申が出された際、国大協としてはいつもこのような方法で対応するのか。それを議論しないとその都度対応の仕方について決めることになるので、基本的な問題についても検討願いたい。

- 今回の大学入試改革協議会が発足したときに、国大協としてそれに対応する入試改善特別委員会のような委員会が既にあったので好都合であったが、今後臨教審から各種の問題提起がある場合、必ずしもすぐ対応できる委員会が出来ているわけではないので、今回のように短期間で対応を迫られるとうまく処理できない恐れがある。
- 時間的な問題もあるが、提起される事項によって対応の仕方はあると思う。例えば、大学院の問題にしても、臨教審の中で国大協のメンバーが意見を述べ、それが取り入れられている点もあるので、そのような方法で国大協あるいは国立大学の立場を主張していくことも必要であると思う。
- “新テスト”をいわゆる資格試験的に考える大学があってもよいか。
- 「中間まとめ」の中に、“この新テストは各大学の判断と創意工夫により自由に行うべきである”ということが言われているが、その具体的方法についてはまだ分らないのが実情である。
- 大学の自主性を尊重することと、国大協として基本的な調整をするということとは微妙な関係があると思うが、国大協でこの問題を検討するに当たり、一つの要望として、新テストを利用しない入試も有り得ることをその中に入れていただきたい。
- この見解の中にはそのことも含まれており、また、「中間まとめ」にも含まれている

と思う。

- “新テスト”について文部省から各大学及び国大協に意見を求めてきており、国大協としてはこの見解が文部省に対する回答ということになるが、国大協がこの見解を出した後も、各大学から文部省に対して意見を出してもよいか。
- 出しても差し支えない。ただ、この見解を大学の中での検討に利用していただきたい。
- 臨教審の第1次答申が出た当時の共通テスト構想は、アメリカで行われている試験のようのものであったが、今度の「中間まとめ」ではこれがかかなり修正され、言わば日本の、我々が検討してきた共通第1次学力試験改善の延長のような性格が出ているように見受けられる。そういう意味では、共通第1次学力試験に近づいていると思う。また、先ほどからの議論にあるように、この問題は国大協として検討するのか、あるいは各大学で検討するのかという基本的問題はありますが、この問題は各大学内で意見をまとめることは難しいと思う。しかし、一方で7月までに何らかの意見を求められているとすれば、この機会にこの見解を基に検討した方がよいと思う。
- 大学入試改革協議会の「共通第1次学力試験に代わるものとして“新テスト”がある」という考え方で、国大協の「共通第1次学力試験の延長として受け止める」という考え方とではその考え方が全く逆であるが、この見解のような表現で、後で問題にならないか。
- “共通第1次学力試験に代わる”というのは、臨教審の答申の中にある表現を引用したもので、実質的には国大協で考えているものと一致するのではないか。
- そもそもこの問題が出てきた背景には、“共

通第1次学力試験に問題がある”というように社会、特にマスコミがとらえがちであったという事情があると思う。従って、共通第1次学力試験のデメリットは何かということを確認にする必要があると思うが、それについて具体的に提起されているのか。

- 受験機会の複数化等の改善が進められている現在、当時の考え方と多少異なってきていると思うが、大学入試改革協議会でその点についての意見を求めたが具体的に示されていない。
- 入試改善特別委員会名でこの見解を文部省に提出したいと考えており、従って、この見解を公表することにもなるが、この趣旨でよいか伺いたい。
- この見解のポイントは、共通第1次学力試験の延長と受け止め、今後検討したいということであると理解してよいか。また、その場合の検討とは、前向きの検討と理解してよいか。
- 前向きの検討というよりは、むしろ従来の検討の延長線に新テストも在るものとして、従来の検討を続けていくものと考えている。
- 新テストの目的は、全大学の参加にあると思うので、その点にも留意しながら議論すべきである。それで、臨教審の委員（第4部会長）である飯島学長から新テストについての説明を伺ってはどうか。

これについて飯島名古屋大学長より概ね次のような説明があった。

共通第1次学力試験を改善して新しいテストに広げることが構想したのは、現在の共通第1次学力試験全体の構造があまりに固定化しすぎているということが問題と思われたからである。その後次第に改善されているが、もう一步

弾力化し、共通テストなり、共通第1次学力試験を利用しない自由を認めても、この“共通”なテストというものに社会的意義があれば存続し得ると思う。

臨教審第4部会の基本的な考え方としては、①前述のとおり国大協での共通第1次学力試験の弾力化の方向を、“利用の自由”まで認めるところまで広げたい。②総点数主義で加算するという方法を改善する。③共通第1次学力試験の結果が受験産業に利用されている原因は自己採点制にあるので、この方法を改善する、などであり、また、世上論議が高まっている“輪切り”等の現象は共通第1次学力試験に原因があるが、入学試験を1回にしてしまったことにも原因があるということも含めて提言した。ただ、一方で依然として共通第1次学力試験に反対する議論があったことも事実であるが、共通第1次学力試験の経験は尊重すべきであるという考え方にたっている。

また、今度の新しい共通テストの目的の一つに私立大学を含めた全大学の参加ということがあるが、ただ現状のままでは私立大学も参加してほしいとは言えないので、名称等も考慮しつつ「現行の国公立大学共通1次試験に代えて、新しく国公立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する」というふうに答申した。従って、先程からこの共通テストは共通第1次学力試験の延長か否かという議論があるが、基本的には共通第1次学力試験の経験なくして共通テストは有り得ないと考えており、そういう意味で、国大協が今度の新しいテストを共通第1次学力試験の延長であるとすることは差し支えないと思う。

4. 臨教審答申に対する今後の対応について

飯島名古屋大学長から、以上の新テストの問題に関連して、臨教審の第3次答申に向けての動向について、大略次のとおり説明があった。

第2次答申では、高等教育の問題について、入学試験の問題を離れて一般教育、専門教育あるいは大学院等の在り方等の問題について多くの方から意見を取り入れ、各大学の関係者にも理解しやすいように取りまとめたつもりであるが、全体としては、大学の自由化、各大学の自治を大きくする方向で見解をまとめて答申した。文部省では、この答申を基に大学入試改革協議会を設けて具体化しようとしているが、大学に対する社会の風当たりは非常に強いのが現実である。そういう中で、大学の必要性を主張していくためには、国立大学、私立大学を問わずこの問題について重大な関心を持つ必要があり、国大協としても第1常置委員会等で大学入試改革協議会に対し、積極的に提言する必要があると思う。その場合に、大学の中だけで通用するものではなしに、社会に向って理解させるだけの論理を大学が持つ必要があり、そういう意味では、大学としては大変困難な時期に入っていると思う。

第2次答申の後、第4部会は議論を重ね「大学の組織と運営」ということを第3次答申の柱とすることが決まった。これについては、これから作業を開始し、来年の3月か4月に第3次答申としてまとめることになっている。「大学の組織と運営」という中に含まれている事項としては、①高等教育財政②大学の管理運営③大学の教員及び職員の問題④それらを総合した大学の設置形態、などであるが、この中で高等教育財政については、現在の行財政下では今の水

準より高めることは非常に難しいことではあるが、国立大学がもう少し財政的な自主権を獲得できるような要素を作る必要があると思う。また、もう一つの大きな理論として設置形態の問題がある。国立大学を民営化、法人化にすべきであるという議論が一部にあるが、国立大学はその性格を維持し、特に政府から資金を受けることは断固守る必要があると思う。従って、それらの点を国大協として十分検討し、国立大学としての性格を維持しつつ、そのメリットは伸ばすが、デメリットにはどういう問題があるかということをおこの際取り込んで議論しなければ、安易な大学の自由化論、民営化論等に対抗することはできないであろう。

以上のとおり、ある程度の答申が出され、次はそれを行政がどう動かすかということで、我々は切実な問題に直面する可能性を今の段階では無視できない。従って、臨教審の中での検討経過は、極力報告して、ご意見を伺う方針であるが、答申が出てから時間がないということのないよう、現時点から自主的な検討をしておく必要がある。

以上の説明に関連して、石田第1常置委員長から、次のような意見が述べられた。

今回の入学試験の問題に対して、先生方も大学の置かれている立場について理解されてきたと思う。ただ今の飯島学長の説明にもあったように、臨教審では今後大学全体の問題が提起されるとのことであり、それに対して国大協としては本委員会が対応することになるが、今までのように大学に持ち帰り検討することは時間的に不可能であるので、あらゆる機会を利用して学長先生方から、大学内の教官等に情報を伝えていく努力をお願いしたい。

ついで、会長から、次のとおり説明があり、

了承された。

先般、臨教審から国大協に高等教育機関の組織運営について、国大協あるいは国大協構成個人としての意見聴取を9月中に行いたいという連絡があった。それで、この問題に対応する第1常置委員会の委員の中から、1、2名を推薦したいと考えているが、その人選については、会長にご一任願いたい。

5. 昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について

このことについて堯天大学入試センター所長から、別紙資料により大略次のような説明があり、了承された。

この要項は、5月23日の文部省の入試改善会議で決定された「昭和62年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、国立大学の共通第1次学力試験実施について定めたものであり、本質的には従来のもので変わりはないが、主な変更事項は次のとおりである。

- 出題教科・科目について、分かりやすくするために別表として取りまとめた。
- 出願期間を61年10月27日から11月7日までとし、若干延長した。
- 実施期日については、昨年11月の総会で決定されているとおりであり、また、実施する各教科の試験時間配分についても、既に決定されているとおりである。
- 追試験の試験場については、全国を2地区に分け、地区ごとに1カ所設定することが決定され、東日本地区については東京外国語大学、西日本地区については大阪大学となっている。
- 資料の発表について、本センターでは、従来試験成績の中間集計及び試験結果の状況等

を公表していたが、今回いわゆる“自己採点制度”を止めることになったことに伴い、本センターは、共通第1次学力試験に係る試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表するという事に止めた。なお、各大学に対する試験結果については、入試改善特別委員会及び第2常置委員会と協議し、選抜に役に立つ資料を提供したいと考えている。

- 成績の請求及び提供について、4月1日以降に出願受け付ける第2次募集については、共通第1次学力試験成績請求書を要しないものとした。

6. その他

会長から、次回の第79回総会は11月12日(水)及び13日(木)の両日、事務連絡会議は11月14日(金)に神田の学士会館で開催することにした旨諮られ、了承された。

以上をもって今総会の議事を終了し、最後に会長から、次回総会までに退任される石塚事務局長に対し、今日までの国大協への協力に対し謝意が表され、これに対して石塚事務局長から退任の挨拶があった。

以上をもって総会を終了した。

第45回事務連絡会議

日時 昭和61年6月20日(金) 10:00~14:00
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学事務局長
(大学入試センター) 加藤管理部長
(事務連絡) 文部省富岡大学課入試室長, 中島国際企画課長

石塚事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり森会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位におかれては平素より大学運営にご尽力を賜り、この機会に学長側を代表し厚くお礼申し上げたい。

今回の春の定例総会は去る5月に臨時総会を開催した関係もあって一昨日(6月18日)一日間だけの会期をもって開催され、滞りなく終了した。その詳しい議事内容については後刻石塚事務局長から報告があると思うが、当面の重要問題は入試問題である。その入試問題では、とりわけ“新テスト”に関することが焦眉の急の問題として討議されたほか、過般の臨時総会において入試改善の一環として決定された「受験

機会の複数化についての昭和62年度実施要領」等についてその部分修正が諮られた。

この“新テスト”というのは、臨時教育審議会がその第1次答申において“現行の共通1次試験に代えて新しく国公立を通じて大学が自由に利用できる「共通テスト」の創設”を提言したことを承けて文部省内の大学入試改革協議会でその具体的実施についての検討が進められているもので、同協議会では去る4月21日付をもってこれまでの審議状況を取りまとめた「中間まとめ」(「大学入試改革について—大学入試改革協議会中間まとめ—」)を公表し、これについて各関係方面の意見を徴したいとして国大協にも意見を求めてきた。

それで、この「中間まとめ」について入試改

善特別委員会において種々検討を行ったうえ、更に理事会で検討を行った結果、「中間まとめ」に記されている“新テスト”構想は、その内容において共通第1次学力試験と基本的に相対立するものではなく、本協会が検討をすすめている共通1次試験の改善の延長線上にあるものと考えられるとの理解に達し、この考え方に立って「中間まとめ」に対する「見解」を取りまとめ、たうえ大学入試改革協議会宛に提出し、同協議会が来る7月に公表を予定している「本答申」の中に本協会の意見ができるだけ多く反映されるよう措置を講ずることとした。

このような方針に従って入試改善特別委員会において〔「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解（案）〕が取りまとめられ、これが理事会の議を経て今総会に提出されて審議が行われた。その結果、一部に“新テスト”の検討について慎重な対応を求める意見もあったが、最終的に入試改善特別委員会の提案を了承し、今後同委員会において更に“新テスト”についての検討をすすめてゆくこととなった。

以上、“新テスト”に関する問題について掻い摘んでご説明申し上げたが、いずれにしろ入試の実施については事務局各位のご協力をいただかねばならない事柄であるので、今後ともよろしくお願い申し上げたい。

以上のような会長挨拶があったのち、石塚事務局長より最近の人事異動により新たに就任された事務局長の紹介があった。

ついで、片山事務局長より配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第78回総会概況」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。（詳細は総会議事要録参照）

(1) 要望書の提出について

（「国立大学の授業料の改定について（要望）」）

(2) 文部大臣との懇談について

(3) インドネシア国大学学長の招致について

(4) 昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について

(5) 昭和62年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

(6) 特別会計制度協議会について

(7) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第78回総会国立大学協会事業報告」および「第78回総会概要」等をもとに、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があり、また提案された要望書（「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」「人事院勧告の取扱いに関する要望書」「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」）はいずれも採択された。

(2) 各地区国立大学長会議の状況報告について

前総会以後今総会までの間に開催された各地区の学長会議における審議の様相について、各地区世話大学の学長より報告があった。

(3) 入試改善について

第2常置委員会および入試改善特別委員会が担当する入試関係の問題については「各委員会報告」と別に独立の議題として取り上げ、当該委員会の報告を基に協議が行われた。

初めに丸井第2常置委員会委員長より、共通第1次学力試験の実施上の問題ならびに受験機会の複数化に関連する問題についての審議状況について説明があった。

次に田中入試改善特別委員会委員長より、過般の臨時総会で決定した「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」等の一部修正について、修正理由を挙げて提案され、これについて審議の結果、これが了承された。

ついで、入試改善特別委員会において目下検討がすすめられている昭和63年度以降の第2次試験のあり方について、田中委員長より具体的検討事項を挙げて説明があった。

次に“新テスト”の問題についての協議が行われ、初めに会長より、臨時教育審議会の第1次答申を承けて文部省が省内に大学入試改革協議会を設置して検討をすすめている“新テスト”についての経過説明およびこの問題に対する本協会の対応方の姿勢について説明があったのち、田中委員長より、大学入試改革協議会がこれまでの審議状況を取りまとめた「中間まとめ」に対する入試改善特別委員会の「見解(案)」が提案され、審議の結果、これが了承された。

(4) 臨時教育審議会の審議経過について

飯島名古屋大学長(臨教審第4部会長)より

臨教審における審議経過等について詳細にわたる説明があった。

以上をもって事務局長からの今総会に関する事項についての報告を終わり、ついで昨日開催された文部省主催の学長会議の様相について説明があった。

以上の説明があったほか、本協会の会計に関し、過般の臨時総会で承認された「会費の改定」ならびに昭和60年度決算および昭和61年度予算について説明があり、これについて了承を求められた。

II 大学入試センター連絡事項

加藤大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関する事項について次のように説明があった。

第8回を迎えた共通第1次学力試験は去る1月25、26の両日実施され、お蔭をもって無事終了した。事務局長各位には平素共通入試の実施に関して種々ご尽力を賜り、この機会を借りてお礼を申し上げたい。

初めに、過般文部省が昭和62年度大学入学者選抜実施要項を決定したことを承けて大学入試センターでは「昭和62年度共通第1次学力試験実施要項」を作成したので、これについてご紹介申し上げる。来年度の入学者選抜方法については今年度と一部変更になった点があるが、以下配付資料をもとにその主な改正点についてご説明申し上げたい。

〔実施要項の主な改正点〕

○ 出題教科・科目等について

各大学・学部の試験教科・科目については従来5教科7科目であったが今回「5教科5科目を原則として5教科以下とすることも認

められる」こととなったが、出題教科・科目および出題方法については従来と変更はない。なお、各教科、科目の配点と試験時間については、配点は国語、数学、外国語が各200点、社会、理科が各100点の計800点満点で、試験時間は国語、数学、外国語が各100分、社会、理科が各60分ということになった。

○ 出願の期間について

従来8日間であったのを10日間に延長し、昭和61年10月27日（月）から11月7日（金）までとした。

○ 実施期日について

従来同様1月下旬の土曜、日曜を当てることとするが、暦の関係で昭和62年度は、1月24日（土）、25日（日）となる。これに伴い追・再試験は本試験の1週間後の昭和61年1月31日（土）、2月1日（日）となる。

なお、追試験の試験会場については、本年度と同様東日本地区および西日本地区の2箇所とすることとし、東日本地区については東京外国語大学に、西日本地区については大阪大学とすることとなった。

○ 資料の発表について

従来、共通第1次学力試験終了後に新聞報道等を通して試験問題の正解・配点を公表し、また、総得点の平均点および各科目別の平均点を「中間発表」と「最終発表」の2回に亘って公表し、この「中間発表」をもって受験生は共通第1次学力試験の成績を自己採点のうえ第2次試験の出願大学を決めるという方式をとってきた。しかし、昭和62年度においては第2次試験の出願期日が共通第1次学力試験の実施以前となり、また、受験教科数が全大学一律でないで、この「中間発表」については殆ど意味がなくなることになるた

め、これを廃止することとなった。

○ 成績の請求および提供について

4月1日以降に出願受けする第2次募集においては成績請求票がなくとも大学からの請求があれば大学入試センターは成績の提供をすることとなった。

以上の変更のほか、試験の日程については、第1日目が午後1時試験開始により国語、理科の順で、第2日目も午後1時試験開始で数学、外国語、社会の順とすることとなった。試験教科の配列をこのようにしたのは、試験教科を4教科とする大学・学部では社会および理科のいずれか一方が受験の対象外となっているケースがみられることなどを考慮し、受験生の便宜を図ろうとしたためである。また、成績提供については、新たに、推薦入学に関する合格状況資料の請求・提供、第2次試験（一般入試）に関する合格状況資料の請求・提供が加わることとなった。おおむね以上のような説明があり、入試センターからの事務連絡を終わった。

III 文部省連絡事項

昼食休憩後午後1時30分より、文部省から関係官が出席し、それぞれ所管事項に関しおおむね以上のように説明があった。

富岡大学課入試室長

○ 受験機会の複数化に伴う各大学における入試業務上の留意点について

- (1) 各大学・学部における共通第1次学力試験の出題教科・科目および第2次試験の出題教科・科目については既に昨年秋に公表されているが、これを変更することは受験生の負担等に配慮して極力避けていただきたい。仮に何らかの事情で止むを得ず変更しなければな

らないような場合でもその数を減少する方向に限っていただきたい。なお、昭和63年度の出題教科・科目の検討に際しても同様の考え方でお願いしたい。

(2) 受験機会の複数化の実施に伴い、各大学の入学者選抜決定業務が従来にも増して繁雑となることが予想されるが、これによって入学者の定員割れが生じることのないよう格段のご努力を賜りたい。なお、欠員が生じた場合に備えて予めその対策をたてておいていただければ幸いである。

(3) 受験機会が複数化されることに伴い、各大学においても従来の入試業務システムと若干異なることになるので、学生募集要項の作成について遺漏のないよう十分にご注意をいただきたい。

それから、各大学の入試の実施体制に関してであるが、受験機会の複数化に伴い各大学とも受験者数が大幅に増加することが見込ま

れるので、試験場の確保および試験監督要員の確保等入試実施体制の整備に万全を期していただきたい。また、これらの試験場や監督要員の確保の困難を理由に「足切り」を容易に行うようなことのないようにしていただきたい。この点、試験場については、たとえばA・Bのグループ間で試験日程のずれを利用して融通し合う等の協力体制をとるということも考えられるのではなかろうか。

また、受験生からの問合せあるいは大学間の連絡・情報交換等のための窓口についても明確にしておいていただきたい。

中島国際企画課長

近く各国立大学宛に国際交流実績調査を実施したい旨の説明と、国際交流事業団の技術協力についての事業内容等について説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和61年5月6日(火) 17:30~19:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、阿南、小菅、関、藤巻、花輪、北條、八木、飯島、新野、近藤、熊谷、檜、添田、安永、糸賀、遠藤(尚)各委員
下沢、遠藤(丞)、宮野各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 国立大学のあり方の検討について

初めに委員長より次のように述べられた。

本問題についてのこれまでの検討を基に各分担毎にまとめられた原案が全部出揃ったので、これを整理し取りまとめ、「国立大学のあり方について(案)」として本日お手許に配付した。

このまとめはまだ成案というものではないが、来る6月総会には、このようなかたちのものを叩き台として取りまとめを進めたいということで提出したいと考えている。

次に、もう一つの配付資料「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」は、先般実施した各国立大学長宛のアンケートでどれくらいの大学からどのような回答が寄せられたかを、大学名を伏せて各質問事項毎に諸意見を列記する

形でまとめたもので、これも併せて今度の総会に提出したいと考えている。

以上のように述べられたのち、配付の「国立大学のあり方について」の内容紹介があり、これについておおむね次のような意見の交換が行われた。

- このまとめの「各論」の2「各専門分野の活性化を目標とした国立大学のあり方」の項において、各専門分野を3つの系列の学部（人文科学系、医学系、工学系）のみに限って取り上げているが、これには何か理由があるのであろうか。
- そのことについては、原案が3つの系列の学部に関するものしか出ていないということもあるが、このテーマとの関連からして、各専門分野全般に亘って取り上げる必要もなかろうかと思ひ、その中の特に問題点の多い代表的分野だけを取り上げたわけである。
- 配付の原案については、本日初めて見ることでもあり、ここで直ぐに意見を出し合つて議論しても十分に検討するというまでには至らないと思うので、各委員が一度持ち帰つて、ゆっくり内容について吟味したうえ、1週間以内ぐらいに委員長の許へコメントを寄せるというようにしてはいかがであらうか。
- 本委員会としては、このような報告書をまとめてどのように処置しようというのであろうか。
- 本委員会での「国立大学のあり方」の問題の検討を始めたのは、臨教審での審議を意識したものではなく、大学の自主的な立場から自らの問題を検討しようということであったが、今度臨教審の第3次答申が出る前までぐらいにその見解をまとめておいて、それが何らかのかたちで臨教審答申に反映できれば

よいのではないかと考えている。

以上の点に関連して飯島委員（臨教審第4部会長）より、おおむね次のような意見が述べられた。

このまとめの原案を読んで感じたことであるが、この案の中に書かれているかなりの部分、例えば大学院のこと、一般教育のこと、評価のことなどは、臨教審答申をまとめるに際して大いに役立つものと思われる。

臨教審としては、先般第2次答申を出したが、続いて第3次答申に向けてこれから作業を始め、来年の3月～4月頃にこれを提出する運びになると思っている。そしてこの第3次答申には、大学関係の問題として次のようなテーマが取り上げられるものと考えられる。

- ① 大学財政の問題
- ② 設置形態の問題
- ③ 管理・運営の問題

以上3つのテーマを中心に議論が進められるものと思う。

大学教育の改革には、このいずれのテーマも重要な問題であると思うが、とりわけ国大協として重要な問題は「設置形態の問題」であらうと思う。

現在の国立大学のあり方がこれでよいかというと、ご承知のように抱えている問題点は非常に多い。そこで国大協としては、国立大学のあり方は如何にあるべきかということ、現行制度の枠から離れて議論していただき、問題点をご指摘願えれば有難いと思う。

以上の説明があったのち、引続き次のような意見の交換が行われた。

- この案に書かれていることが結論というわけではないのでこれからご意見を伺いながら

削除すべきところは削除したりして、再編成する作業をしなければならないと考えている。

- 本委員会として、「国立大学のあり方」について見解をまとめるなら、この案のように総論、各論というように格式ばった形式にしないで、いろいろな問題点や意見をざっくりとらんに披瀝したものを取りまとめ、これを“内部資料”として出すことにしてはどうであらうか。そうして、この問題について対外的に意見発表する場合や国大協全体として提言するというような場合には、この内部資料を土台にして慎重に検討し、適当な形に作り直して提出した方がよいのではないかと考えられる。
- 本委員会がこの6月総会に何か報告書を出すというのであれば、臨教審側としては、「国立大学はなぜ必要か」というテーマにつ

いてだけでもまとめていただければ有難いと思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提言があって本日の会議を終了した。

本日は報告書の原案についてご検討いただいたが、時間的な余裕がなく十分に審議を尽くすことができなかった。それで、この案の取りまとめを進めるため、本日配付の「国立大学のあり方について(案)」と「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」の二つの資料をお持ち帰りのうえもう一度お読みいただいて、その内容、表現等に関する意見を簡単な文書として1週間以内ぐらいに私のところまでお寄せいただきたい。それを基に引続き次回も本問題について審議いたしたい。

次回 6月7日(土) 10:00~13:00

第1常置委員会

日時 昭和61年6月7日(土) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、阿南、小菅、関、藤巻、花輪、八木、新野、檜、添田、安永、糸賀、遠藤(尚)各委員
下沢、遠藤(丞)、宮野、室屋各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本委員会のこれまでの審議の経過について次のように報告があった。

当面の課題として取り上げた「国立大学のあり方」の検討については、私が委員長になってからこれまでに10回委員会を開催して審議してきた。

その間、各大学長宛に本問題に関するアンケート調査を行い、ご協力をいただいた。その後その回答結果を踏まえてそれぞれのテーマ別に

委員の分担を決めて原案の取りまとめをお願いし、それを私と新野委員とで総括整理して報告書の原案を作成した。それが前回の委員会で配付した「国立大学のあり方について(案)」と「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」である。

そこで、この二つの報告書(案)を今度の総会にどのような形で報告すればよいかということであるが、前回の委員会での意見では、「国立大学のあり方について(案)」の方は、この

ままの形で総会に提出したのではいろいろと問題があるから提出しない方がよいということになり、もう一つの「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」の方はそのまま提出しても問題はなからうということとなった。

ただ、今回は十分に検討する時間的な余裕もなかったため、それを補う意味でこの二つの案を各委員にお持ち帰り願って更に検討をお願いしたところ、9人の委員の方々からいろいろな意見をお寄せいただいた。これらの意見を総合すると、「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」の方はそのまま今度の総会に提出しても差支えなからうということのようである。

以上が今日までの経過の概要であるが、これを踏まえて本日の審議に入ることにしたい。

〔議 事〕

1. 「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」について

これについて委員長より次のように述べられた。

先程申し上げたように、この「アンケートの概要」を今度の総会に提出するというのであれば、もう少しその内容を吟味する必要があると思うので、この案について修正すべきところをご検討願いたい。

ついで、概要案の検討に入り、種々意見が交された結果、修正意見に基づいて手直しを加え、これを総会へ提出することとなった。

2. 評価の問題について

これについて委員長より次のように述べられた。

今度の総会には、本委員会の状況報告を配付

資料「委員長報告の要旨」のような内容で報告したいと考えていたが、北條委員より、「評価の問題」についても触れておいてほしいという要望があった。

私としては、評価の問題に触れて報告してもよいと思うが、ただ評価の実施について実際の具体的方法等について何らの議論も行っていない段階でこの問題を提起するのもいかがかと考えている。この点についてご意見をお伺いしたい。

これについて次のような意見があった。

評価の問題については、前の山村委員長時代に出された報告書の中では相当詳しく書かれているが、この評価の問題は学長レベルでは理解されていても一般教官層には徹底されていないようである。そのような意味もあって、委員長から総会の場で改めて提言してほしいというのが北條委員の要望の趣旨ではなからうか。

なお、このほか、評価の問題については、口頭で委員長が説明されることは別段差支えないのではないかとの意見もあった。

3. 国立大学の事務職員について

これについて宮野専門委員より、配付資料「国立大学の事務職員について（試論）」を基に次の事項について説明があった。

- (1) 事務職員に対する批判
- (2) 事務職員の範囲
- (3) 事務職員の職務内容
- (4) 批判に対する対応
 - ① 本来の事務について
 - ② 教育・研究支援業務について
 - ③ 準教官層について

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和61年5月22日(木) 10:00~12:30
場所 学士会分館8号室
出席者 丸井委員長

小林, 久佐, 前川 (代理; 田所学生部長), 井出,
鞠谷, 津田, 本陣, 潮木, 谷口, 山田, 田中,
木村, 保田各委員
松井, 金子, 猪岡各専門委員
(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長
(オブザーバー) 福士主計弘前大学教授

第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 開会の挨拶と, オブザーバーとして出席の福士主計弘前大学医学部教授の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 公立大学の開設に伴う共通第1次学力試験の参加について

このことについて委員長より次のように説明があった。

去る5月12日付文書をもって公立大学協会会長より本協会会長宛に, 公立大学協会へ新たに加入することとなった東京都立技術科学大学(昭和61年4月設置)および沖縄県立芸術大学(昭和61年4月設置)ならびに静岡県立大学薬学部(昭和62年4月をもって現行静岡薬科大学が静岡女子大学と統合して名称変更する)の3公立大学について昭和62年度より共通第1次学力試験の利用を承認してほしい旨次の二点にわたる具体的措置についての希望事項を添えて依頼があった。

- ① 大学入試センターからの共通第1次学力試験の成績提供等のデータが受けられるよう取り計らってほしいこと。
- ② 共通第1次学力試験の実施について協力関係を結ぶ主管大学を決定してほしいこと。

それで, この取扱いについてお諮りしたいが, このうち主管大学に関することについては, 従前の例では当該公立大学の最寄りの国立大学をお願いしており, 今回もこの例に倣って一橋大学, 静岡大学, 琉球大学の各大学にそれぞれ主管大学をお引受け頂いては如何なものかと考える。

以上の提言について, 特に異議もなくこれを了承した。

2. 共通第1次学力試験の実施上の問題に関する「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」からの要望に対する取扱いについて

このことについて委員長より次のように説明ならびに提案があり, 了承された。

去る5月16日付をもって「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」より本委員会宛に共通第1次学力試験の実施上の問題に関し次のように3項目にわたる要望書の提出があった。

昭和62年度以降の共通第1次学力試験の受験者数は, 大学受験年齢期の人口増に伴い全国的にふえることが予想され試験場の確保および試験監督要員の確保に困難を来す地区が生ずることも考えられるので, ①公立高校を継続的に試験会場に借用できるように高校側へ要請してほしい, ②「大学・学部の所在地(都・市・町)

以外に今後試験場の設定はしない」とした国大協第2常置委員会の「試験場問題に関するガイドライン」(昭和56年2月理事会了承)を緩和し、各大学の責任において試験場を当該大学の所在地以外に設置することを認めてほしい、③各大学の責任と判断により当該大学の大学院生を試験監督補助者に充てることを認めてほしい。

それで、この要望の取扱いについてであるが、次のように措置することとしては如何かと考えるので、お諮りする。

①については、先般高校長協会の代表者と入試改善に関して懇談を行った際に先方に協力を申し入れ、これに対し高校長協会側から前向きな回答をいただいたが、なお必要と思われる場合には各都道府県教育委員会等を通して高校側の協力が得られよう文部省に働きかけをしたいと考える。

②については、埼玉大学より同大学の所在する浦和市以外に新たに試験場を設置したい旨要請があり、理事会においてこれの取扱いについて協議した結果、従来の「試験場問題に関するガイドライン」は維持することとするが、同大学が試験場問題で特別困難な実情にあることを考慮して特例としてこの要請を認めることとするとともに、今後他地区から同様の要請があった場合にはその都度理事会に諮ることとした経緯がある。しかし、この試験場問題については埼玉地区以外でも困難な実情にあるところもあることでもあり、この際、ガイドラインを緩和して「各大学の責任と判断によって大学所在地以外にも試験場を設置できる」ようにすることを検討してみてもよいのではないかとと思われる。それでこの旨来る6月13日(金)開催の理事会に諮っては如何かと考える。

③については、予て埼玉大学および横浜国立大学から、両大学における共通第1次学力試験の試験監督要員の不足を補うために現行の公立高校の教員等に加えて当該大学の大学院生を試験監督補助者に充てることのできるよう考慮してほしい旨本委員会宛に要望があり、これについて大学入試センターの実施方法専門委員会の意見を徴したうえ検討を行った結果、大学院生を試験監督要員に充てることについては法令上大学院生に守秘義務を履行させることは難しいとの指摘もあり、これを認めることは現状では適当でない、との結論となった経緯がある。しかし、この試験監督要員の問題についても現に困難を来している大学があり、受験生の増加が見込まれる昭和62年度以降困難が倍加することも考えられるので、次回の本委員会においてこの問題の打開策について検討したいと考える。

3. 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」について

このことについて委員長より次のように述べられた。

去る5月7日(水)開催された臨時総会において、入試改善特別委員会より提案された「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」について審議した結果、「実施細目(案)」のIIの部分に関する記述について一部文言の修正を加えることとして両案がいずれも承認され、この文言修正については入試改善特別委員会に一任ということとなった。

入試改善特別委員会では、本日午後に委員会を開催して、「実施細目」の一部文言修正について検討を行ったうえ成案をまとめるとともに、

「実施要領」および「実施細目」に付随する入試業務について細部にわたる問題点の詰めが行われる由である。

それで、本委員会としても、これまで複数化の実施案の取りまとめに際して、主として「推薦入学」に関する問題について入試改善特別委員会に意見を提出してきた経緯もあるので、本日は、最終的詰めが残されている「実施細目」のうち「推薦入学」に関する問題について更に吟味を行って遺漏なきを期したいと考える。なお、「実施要領」および「実施細目」に関連して、入試業務に関する取扱い上の問題および検討事項等について整理した「検討メモ」を大学入試センターで作成して貰っているの、これについても併せてご検討をいただきたい。

以上のように述べられたのち協議に移り、次の事項について審議が行われた。

初めに、臨時総会において一部文言修正を加えることとなった「実施細目」のⅡ（「A日程グループ」及び「B日程グループ」の大学・学部の第2次試験に対する受験生の出願に関する事項）について、その後入試改善特別委員会として検討された修正の文案について松井専門委員（入試改善特別委員会委員）より説明があり、これについて検討が行われた結果、同文案に一部修正を加えることとしてはどうかということになり、この旨入試改善特別委員会に申入れることとした。

次に、「実施細目」のⅢの「推薦入学」に関する各事項について委員長および松井専門委員より説明があり、また、これに関連して、加藤大学入試センター管理部長より配付資料の「検討メモ」をもとに「推薦入学で合格しながら第2次試験を受験した者の取扱いについて」、「共通第1次学力試験における受験票の取扱い、受

験票の再発行と不正に成績請求票を使用した者の取扱いについて」等について説明があったのち、「実施細目」のⅢの「推薦入学」について、ならびにこれに関連した推薦入学業務に関する取扱い上の問題等について検討が行われた結果、推薦入学合格者の入学手続き期限日について大学入試センターの入試業務の関係等を考慮してこれを一日だけ繰り上げて2月26日とすることとしてはどうかということになり、この旨を「実施細目」のⅡの文言修正と併せて入試改善特別委員会に申入れることとした。

このほか、「実施要領」および「実施細目」に関連する入試業務に関する取扱いの問題および検討事項として、次の点について確認が行われた。

- 4月1日以降に実施する欠員補充第2次募集について
- 共通第1次学力試験の一部または全部を受験しなかった者の取扱いについて
- 4教科以下を課している大学への成績提供教科の最終決定について
- 各種データの大学への提供について
- 公（私）立大学との関係について
- 成績請求票の様式について
- 共通第1次学力試験に関する新聞発表等について

以上のような協議があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は、「実施細目」に関してご審議いただいた結果、①「同細目」のⅡについて一部文言修正を加えること、②推薦入学合格者の入学手続き期限について現在2月27日とあるのを一日繰り上げて2月26日とすること、の二点を「実施細目」に対する本委員会の修正意見とすることが了承されたので、この旨早速本日午後に関

権される入試改善特別委員会に申入れることに
いたしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に大
学入試センターの人事異動に関し堯天所長よ
り、去る3月31日付をもって定年退官された肥

田野副所長の後任として新たに小林啓美副所長
(前東京工業大学教授、前第2常置委員会専門
委員、前入試改善特別委員会委員)が就任され
た旨報告があった。

次回6月17日(火) 13:30~16:00

第2常置委員会

日時 昭和61年6月17日(火) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 丸井委員長

小林、福土、久佐、前川、井出、鞠谷、津田、
本陣、脇坂、山田、田中、木村、井上(代理；
原田学生部長)、保田各委員
松井、金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任
された福土主計弘前大学医学部教授の紹介なら
びに井上委員(九州工業大学長)の代理として
出席された原田九州工業大学学生部長の紹介が
あった。

〔議事〕

1. 「国立大学の受験機会の複数化についての 昭和62年度実施要領」および「同実施細目」 について

初めに委員長より次のように述べられた。

過般の臨時総会(5月7日)において入試改
善特別委員会より提案された「国立大学の受験
機会の複数化についての昭和62年度実施要領
(案)」および「同実施細目(案)」の両案はい
ずれも基本的に承認が得られたが、その後入試
改善特別委員会では、各大学から寄せられた両
案についての意見ならびに本委員会が提起した
「推薦入学に関する取り扱い」等をもとに検討
を行った結果、「実施要領」および「実施細目」
双方について一部修正を図ることとなった。そ

して、この審議結果を踏まえて作成した原案に
ついて去る6月7日(土)および同月12日(木)
に入試改善特別委員会を開催して検討を行って
成案を取りまとめ、これを去る6月13日(金)
開催された理事会に諮った結果、これが了承さ
れた。それで、これを明日の総会に諮ったうえ
国大協として最終決定する運びとなった。

以上のような経過説明に続いて松井専門委員
より、配付資料「実施要領等の一部修正・加筆
一覧とその理由説明書」をもとに「実施要領」
および「実施細目」の手直し箇所について説明
があった。

以上の説明があったのち、「実施要領」およ
び「実施細目」の修正点について逐条的に確認
を行った。

次に、関連して加藤大学入試センター管理部
長より、推薦入学に関する合格状況資料の請求
・提供業務について、配付資料をもとに細部に
亘る説明があり、これについて質疑が交わされ
た。

2. 昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について

これについて加藤大学入試センター管理部長から、来年度の共通第1次学力試験の実施については今年度と一部変更になった点があるので、その主な改正点についてご説明したいと前置きして、配付の「昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項」をもとに次の項目について説明があった。

○ 出題教科・科目等について

各大学・学部の試験教科・科目については、従来5教科7科目であったが今回「5教科5科目を原則として5教科以下とすることも認められる」こととなったが、出題教科・科目および出題方法については従来と変更はない。但し、これに関する説明は、これまで文章記述の形をとっていたのを「別表」として表の形で表示することとした。

なお、各教科・科目の配点と試験時間については、配点は国語、数学、外国語が各200点、社会、理科が各100点の計800点満点とし、試験時間は国語、数学、外国語が各100分、社会、理科が各60分ということになった。

○ 出願の期間について

従来8日間であったのを10日間に延長し、昭和61年10月27日（月）から11月7日（金）までとした。

○ 実施期日について

従来同様1月下旬の土曜、日曜を当てることとするが、暦の関係で昭和62年度は、1月24日（土）、25日（日）となる。これに伴い追・再試験は本試験の1週間後の昭和61年1月31日（土）、2月1日（日）となる。

○ 資料の発表について

従来、共通第1次学力試験終了後総得点の平均点および各科目別の平均点を「中間発表」と「最終発表」の2回に亘って公表し、この「中間発表」を基に受験生は共通第1次学力試験の成績を“自己採点”のうえ第2次試験の出願大学を決めるという方式をとってきた。しかし、62年度においては第2次試験の出願期日が共通第1次学力試験の実施以前となり、また、受験教科数も全国一律でないので「中間発表」については殆ど意味がなくなることから、これを廃止することとなった。

○ 成績の請求および提供について

この請求手続きは従来と変りないが、4月1日以降に出願受付する第2次募集においては、入学志願者からの成績請求票がなくとも大学からの請求があれば、大学入試センターは成績の提供をすることとなった。

以上の説明があったのち、昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供に関連して委員長より次のような報告があった。

大学入試センターから各大学宛に行う受験生の成績提供については①大学の請求にもとづいて行う、②入学者選抜に用いる限りにおいて請求できる、というのが従来からの原則となっているが、昭和62年度共通第1次学力試験において5教科以外の教科数を課す国立6大学、公立3大学については受験生に教科の選択を認めているので、これらの大学に対し大学入試センターが成績提供の際の大学側のこの利用方法について当該大学に問い合わせた。この問い合わせに対し関係大学から回答を得たが、なお一部の大学とは合意を得るための交渉を行っているところである。

3. 入試改善特別委員会の審議情況について

このことについて委員長より次のような説明があった。

入試改善特別委員会では、受験機会の複数化についての検討と並行して“新テスト”の問題についての検討がすすめられており、このほか昭和63年度以降の第2次試験のあり方についても検討が始められている。

このうち、“新テスト”については、先般大学入試改革協議会から公表された「中間まとめ」に対する「見解」が取りまとめられたが、これが過般の理事会で了承されたので、「受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等の一部修正案」と併せて明日の総会に諮ることになった。

それから、昭和63年度以降の第2次試験のあり方については次のような問題が検討事項となっている。

①第2次学力試験の実施日程について

昭和62年度における「3月1日第2次試験開始・3月20日合格者発表」という日程では合格者の決定業務が窮屈な大学もあるので、例えば第2次試験の開始期日を繰り上げて2月とすることなどが考えられる。

②事前選択制の導入について

過般2次に亘って各大学宛に実施した「受験機会の複数化に関するアンケート」の結果、事前選択制による複数化を希望する意見も少なくなかったので、この問題を検討することとし、今後入試改善特別委員会の関西地区委員を中心に検討をすすめてこれの試案を取りまとめることとなった。

③欠員補充第2次募集の問題について

入学者選抜決定業務の円滑な収斂の観点

から検討することになっている。

4. 総会における委員会報告について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

本委員会は昨年秋の総会以後5回に亘って会議を開催し、共通第1次学力試験の実施上の諸問題のほか受験機会の複数化に関する案件について討議を行ったが、明日の総会にはその主な検討事項として次の問題について報告することとしたい。

- ①共通第1次学力試験の試験監督補助者に大学院生を充てることについて
- ②共通第1次学力試験の試験場を大学所在地以外に設置することについて
- ③新規に参加することになった公立大学の共通第1次学力試験実施に関する主管国立大学の指定について
- ④昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供教科について
- ⑤共通第1次学力試験の際の不正行為者の取り扱いについて
- ⑥国立大学における入学者選抜に際しての色覚障害者の取り扱いについて
- ⑦受験機会の複数化に伴う推薦入学者の取り扱いの問題について

5. 推薦入学のあり方について

このことについて委員長より次のように述べられた。

推薦入学制度は入学者選抜方法の多様化の一環として一層拡大されることが望ましいが、一面において推薦入学による入学者の定着率が低いとか、複数大学に推薦を受けたり、別途共通1次試験を受験して他大学に入学するといった

ような推薦入学の趣旨に反する好ましくない事例もみられるので、この制度のあり方について再検討してみる必要があるのではないかということになった。

それで、この問題について、本委員会所属の室蘭工業、山形、島根、長崎各大学における実状についての資料を持ち寄って検討をすすめることとしていたが、受験機会の複数化についての案件の検討などがあったため、この問題の検討に入ることができなかった。ご依頼していた資料も本日ご提出いただいた山形大学の分と併せて全部出揃ったので、これよりこの問題の検討に入りたいが、本日のところは時間の関係も

あるので山形大学の実状についてご説明いただくにとどめ、今後9月に入ってから集中的にこれの検討を行うこととしたい。

以上のように述べられたのち、久佐委員（山形大学長）より、山形大学農学部園芸学科における推薦入学の実状等について、調査資料をもとに説明があった。

ついで意見交換を交えながら、長崎大学、島根大学、室蘭工業大学における推薦入学の実状について、保田、山田、小林各委員より、それぞれ概況説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回9月12日（金）13：30～16：00

第3 常置委員会

日時 昭和61年4月30日（水）13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 原田委員長

林、山田、馬場、竹内、加納、中井、本多、中山、松木、俵、榎本各委員
小路、小林各専門委員

原田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、学長の更迭に伴い新たに委員に就任された馬場信雄（宇都宮大学長）、竹内正幸（埼玉大学長）、中井準之助（浜松医科大学長）、俵寿太郎（高知医科大学長）、安藤由典（九州芸術工科大学長）（当日欠席）の各委員の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の交代について

石井久男専門委員（大阪大学事務局長）より辞任したい旨の申出があったので、その後任として柳沢健東京工業大学教務部長を専門委員に委嘱することを了承した。

2. 委員長の交代について

原田委員長から、本年6月4日で学長任期満了により退官するため、今度の臨時総会（5月7日）をもって委員長を辞任したい旨の申出があったので、後任委員長の互選を行った結果、山田舜福島大学長が選出された。

3. 就職協定問題について

初めに小林専門委員から、その後の就職協定問題の推移について、配付の「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等について」（文部省通知）、「昭和61年度大学卒業予定者の就職協定について」（国立大学協会通知）、「就職問題懇談会開催要項（案）の送付

について」(文部省連絡)の諸資料を基に説明があり、ついで委員長から次のように述べられた。

ただいま説明があったように、大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始時期等については、大学及び高等専門学校関係団体において検討が行われた結果、昭和62年3月卒業予定者のうち4年制大学卒業予定者については、従来の「10月1日企業と学生との接触開始、11月1日選考開始」(いわゆる10月—11月協定)を改めて「8月20日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始」ということにすることが申し合わされた(61年3月20日及び3月31日の就職問題懇談会決定)。

この今回の申合せの内容は、当委員会がこれまで審議して得られた主旨と余りかけはなれていないので、この申合せに合意することとした。また、この就職協定の申合せの実効を高めるために定めた「遵守事項に関する申合せ」についても、本委員会での審議の内容に沿うものと思量されたので合意した次第である。

なお本件については、本来ならば委員会を開いて諮るべきであったが、日程的にその余裕がなかったことと、就職協定問題について昨年9月20日以来当委員会において協議して得られた主旨と今回の申合せ内容がかけはなれていないということもあって、この申合せの合意については森会長と私の両者の相談・了解のもとに処理した次第である。事後承認の形になったが、事情ご寛察のうえご了承願いたい。

なお、今回の申合せの内容と、これの決定に至るまでの経緯を各国立大学長に伝えるための「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」(国大協会長、第3常置委員長連名通知)の作成にあたり、森会長の了承を求めた際、この件に関し会長か

ら次のようなコメントがあったのでご紹介しておきたい。その要点は、①就職問題懇談会の性格が不明確である。②就職協定遵守にあたり、大学側ばかりで片務的に遵守するというだけでは片手落ちであるから、企業側にも遵守させるべきである。③国大協は本来国立大学間の連絡・協議を目的とする団体であるので、協定遵守問題も含めて各大学の活動を規制することには限界がある。④遵守状況を国大協が調査しても十分な実効は期し難い。⑤昭和61年度の就職協定が十分な成果を上げ得られなかった時は、当協会の取組み方について根本的な対策を検討せざるを得ないであろう。

概ね以上のような内容であったが、これらの意見は本問題について重要な関わりを持つ事柄でもあるので、就職問題懇談会の席上で小林専門委員から口頭でこの旨を伝えた。これを受けて文部省は就職問題懇談会の性格、組織、運営等を明文化することになり、「就職問題懇談会開催要項(案)」を作成し、これを関係方面に送って検討方を依頼した。それで本委員会もこの案について検討しなければならないと思う。

以上の説明に対し、次のような質疑応答があった。

- 就職問題懇談会では構成員の相互の間で就職関係の諸案件を議決するのか。
- “懇談会”であるから、申合せということである。
- 就職問題懇談会が3月31日に取り決めた就職協定に関する「遵守事項に関する申合せ」の第4項に“自主的な就職協定委員会(仮称)の設置による協定遵守問題等の検討”という条項があるが、この就職協定委員会というのは就職問題懇談会の中に設置することになる

のか。

- 各団体毎にこの委員会を置くということであり、国大協にもこれを置くということになる。
- 今回の就職事務に関する申合せで、61年度については「求人（求職）のための企業と学生の接触（いわゆる会社訪問）は8月20日からとする」と定められたが、企業側からその期日以前に行いたいという要求があった場合、個々の大学でこれを阻止するということは難しい面もあるので、もしこの期日の遵守が崩れるような事態が生ずるならば、それに関する基礎的な資料を集めて、国大協側から企業及び大学に決意を喚起するような処置を講ずるというようなことも必要ではなからうか。

概ね以上のような質疑応答があったのち、次の事項を了承した。

- ①各団体に就職協定委員会を設けることについては、本協会としては第3常置委員会が必要に応じて対応することとする。
- ②文部省から提示があった「就職問題懇談会開催要項（案）」は原案どおり了承する。
- ③これに伴い本委員会では、就職問題懇談会の国大協側の構成員として第3常置委員長

及び専門委員2名（小林・柳沢）を推薦することにする。

- ④今回の「昭和61年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」（いわゆる就職協定）ならびにこれに関連する「遵守事項の申し合せ」等を各国立大学に周知する件については状況の推移をみたりえて処置することとし、委員長の判断に一任する。

4. 課外活動共同利用施設の拡充について

初めに委員長から、この件について和歌山山大学長から要望があった旨の説明があり、ついで小林専門委員から、本件に関し本協会が昭和55年6月17日及び56年6月16日付で関係方面に要望書を提出した経緯の説明と要望内容の紹介があった。

ついで、この件に関し改めて要望を行うか否かについて協議が行われ、その結果、建物基準面積の改定を中心とした要望書を作成提出することとし、その文案については委員長に一任することとした。そして、この案がまとまった段階でこれを各委員に送付し検討を願ったうえ、6月開催の理事会を経て総会にこれを提出することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年6月9日(月) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 山田委員長

林, 高橋, 馬場, 竹内, 加納, 鈴木, 福井, 中山,
松本, 俵, 安藤, 榎本各委員

小路, 柳沢, 小林専門各委員

第3常置委員会

山田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに委員に就任された高橋八郎委員(岩手大学長)及び柳沢健専門委員(東京工業大学教務部長)の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 就職協定問題について

これについて、小林専門委員から配付資料を基に次のような経過説明があった。

(1) 「就職問題懇談会開催要項」について

本協会からの申入れを受けて、文部省から就職問題懇談会(国大協はじめ大学・高専関係9団体で構成)の性格・組織・運営等を明文化した「就職問題懇談会開催要項(案)」が提示されたので、これについて前回の委員会(4月30日)で審議し、これを了承したが、その後就職問題懇談会においてこれが原案どおり正式に決定された。なおこれに伴う同懇談会の国大協側出席者は、今後山田第3常置委員長及び小林、柳沢専門委員の3名とする旨を報告した。

(2) 「就職協定遵守懇談会の申し合わせ」について

本年度から改変される新就職協定の遵守を図るため、企業側は去る5月7日に標記の懇談会を開いて具体的遵守事項について別紙のような申し合わせを行った。文部省の担当官の話によれば、大学側も官庁側もこの申し合わせに協力願いたいとのことであるので、よろしくご了承

願いたい。

なお、企業側では、この5月7日の申し合わせ事項に基づき更に当面の申し合わせ事項について小委員会検討し、別紙のような「就職協定の申し合わせ事項」を決定し、これの遵守の協力方を日本経営者団体連盟事務局長名をもって関係各方面に依頼したので、併せてご了承承頂きたい。

(3) 「各省庁関係の求人・求職秩序の維持に関する申し合わせ」について

以上のような企業側の動きと並行して、公務員関係の採用に関し、各省庁人事担当会議は本年の就職協定の趣旨を踏まえ別紙のような「求人・求職秩序の維持について」という申し合わせを行っているので、ご承知おき願いたい。

(4) 読売新聞社の採用試験について

読売新聞社では、同社の本年度の採用試験を、大学側と企業側で合意した“8月20日企業と学生の接触開始”より早い7月25日にスタートする旨を社告で公表すると共に、この期日に試験を開始するに至った事情と、同社の採用試験に関する考え方や就職協定との関わり等について別紙のような見解を発表した。

この読売新聞社の採用試験の方法に対し就職問題懇談会では、各大学団体がそれぞれ協定遵守を求める意思表示をすることにはどうかということになり、私立大学側では数名の学長が同社を訪ずれて話し合ったが物別れに終わったと聞いている。本協会としてもこの事態にどう

対処するか一応検討する要があると思われる。

(5) 企業側との就職問題懇談会について

企業側より、企業側の世話役7人と大学側の学長とで就職問題について懇談したいとの申し入れがあり、これについて就職問題懇談会で協議の結果、大学側は各団体ごとに代表が出席することになり、国大協側からは山田第3常置委員長ほか2人程の学長を代表者として選んでほしいということになった。

以上の説明があったのち、委員長から次のように述べられた。

先程説明のあった読売新聞社の就職協定違反行為に対する対応の問題については、委員会を開いて討議する時間的余裕もなかったので、数人の理事と相談した結果、同社に対しては抗議もしないが、協力もしないということで対応することになったので、ご了承願いたい。

また、就職問題懇談会で申し合わせた「遵守事項に関する申合せ」の第4項に掲げられている“自主的な就職協定委員会（仮称）の設置”の件については、本協会としては第3常置委員会をもってこれに当てることにし、その関連から、就職問題懇談会への出席者は第3常置委員会の委員長及び2名の専門委員ということとした。

なお、今後の就職問題に関する動向については、その都度委員長より各委員に連絡することとしたい。

それから先程説明のあった企業側世話役との就職問題に関する懇談会（6月24日開催）の件については、その後会長とも相談して、国大協からは私と田中東京工業大学長、熊谷大阪大学長の3名が出席することとなったのでご了承いただきたい。

以上の説明があったのち、次の事項について意見交換が行われた。

- ①理工系学生の就職事務の取扱いについて
- ②大学院修士課程学生の就職と就職協定との関係について
- ③企業側の就職協定遵守懇談会の申し合わせの対応について

2. 課外活動施設の整備拡充に関する要望書（案）について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この要望は和歌山大学長より提案があったものであるが、前回の委員会（4月30日）で協議の結果、建物基準面積の改定を中心にした要望書を提出することが了承され、その文案については委員長一任ということになった。それで、お手許の「資料6」のような要望書（案）を一応まとめてみたので、これについてご審議願いたい。

ついで次のような意見の交換が行われた。

- 課外活動施設については私立大学は非常に充実しているので、国立大学もこの面の充実を図ることが緊要な問題である。

また、この課外活動施設の整備充実問題については、学生数を基礎とした基準面積の改定を考えることよりも、基本的には国立大学の将来のあり方に立脚した観点から検討すべきではなかろうかと考える。課外活動施設を整備するにしても、土地がなければどうにもならないし、それに各大学にはそれぞれ歴史と伝統があり、そのうえ地理的条件などもあるので、もっと根本的に検討しなければならない事柄ではなかろうかと思う。

- 本協会では昭和55年、56年の両年に亘り、

建物基準面積の見直し拡充を中心にした課外活動施設の整備拡充を要望したことがあった。その当時、文部省もこの問題について相当前向きな姿勢で対応されたが、たまたま行財政改革を推進する第二次臨時行政調査会が発足し、財政引き締め新时期となったので、予算増額を伴う要求は待ってもらいたいとの文部省の意向もあって、国大協もこの問題に関する促進を一時中断するという成行きになったという経緯がある。たしかに学生の課外活動については、基本的に検討しなければならないと考えるが、今日まで5、6年も目のみをみなかったこの問題が、最近になってようやく文部省内部にも検討する兆しが出てきたということは、この問題の推進を図る機会が漸く訪れたという感じがする。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

課外活動施設の整備拡充については、大学における課外活動施設は如何にあるべきか、また各大学の自主規制はどうあるべきか等の基本的な問題はあるが、一方では老朽した建物を使用しているなど大学として緊急に対策を講じなければならない現実的な問題も抱えているので、この要望書(案)の趣旨をご理解のうえこれを提出することをご承認願いたい。

3. 今後の検討課題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

ここ1年近い間、就職協定問題と取り組んできた関係で、これまで審議してきた「学生の健康管理の問題」(保健管理センターのあり方)についての議論を中断せざるを得なかったが、この保健管理センターの問題を放置したまま次

の問題に移すわけにはいかないと思う。それで、この問題についてこれまでどのような課題をどのような方向で、何の目的で議論してきたか等の経緯とその問題点および今後どのような議論を進めていくべきか等の点について、小路専門委員にまとめて頂いて、これを基に本問題の検討を継続したいと思う。

なお、この学生の健康管理問題の発端となった無気力学生への対応の問題や、今回取り上げた学生の課外活動の問題の他にどんな問題を今後取り上げたらよいかについてご意見を伺いたい。

以上の委員長の提言について次のような意見が交わされた。

- 奨学金に関する問題であるが、これの受給に当たって給与所得者の子弟は自営業者等の子弟に比べ不利な状態におかれている。この点非常に不公平であるとの話を方々で聞くが、これも今後の課題の一つではなからうか。
- 学生の家庭の収入の確認は、源泉徴収の税額を基礎にしているが、奨学金支給の基準は日本育英会で決めているものであり、これの改正はそう簡単ではなからうと思う。しかし、国大協としてこのことについて申し入れることは、それなりの意義があるであろう。
- 授業料免除の問題であるが、この免除の基準は経済的困窮と学業成績優秀の二点となっている。しかしこの“学業成績優秀”というものの捉え方や判断が大学によっていろいろ異なっているようである。この点について先般会計検査院からも指摘されたが、これは“学業成績優秀”の基準が抽象的であることが原因ではなからうかと思われる。そこで、各国立大学の共通的な基準を定めた方がよいようにも思われる。その作業を本委員会で行

うことが適当であるかどうかは判断しかねるが、もし機会があったら一つの課題として取り上げてみてよいのではないかと思う。

- 近年、多数の外国人教師や留学生を国立大学で引き受けるようになってきた。このような状況の下で政府もその対応策を講じつつあるが、運営上の諸問題が数多く出てきている。例えば外国人教師等の家族が入院した場合、手術料などを学用患者扱いにしたことに対して、外国人は日本の法律の適用外であるとの理由で会計検査院から指摘され、関係者が始末書を取られたという事例がある。

今後、外国人留学生等が益々増えてくる状況に鑑み、日本人学生ばかりでなくこれら外国人をも含めた学生健康管理の充実や、留学生会館の整備等も今後の重要課題となるのではなかろうか。

4. 理事会および総会における“委員長報告”について

このことについて、委員長より次のように述

べられ、了承された。

来る6月13日に開催される理事会及び6月18日開催の総会における“委員長報告”は、次の4点の事項を中心に述べることにしたい。

- ①「就職問題懇談会開催要項」に基づく就職協定委員会（仮称）の設置については、本協会としては第3常置委員会をもってこれに当てることにしたこと。
 - ②同開催要項に基づく就職問題懇談会への本協会関係出席者は、第3常置委員長ほか2名の専門委員とすることにしたこと。
 - ③来る6月24日に開催される就職問題に関する“企業側世話役と大学関係者との懇談会”には第3常置委員長と田中東京工業大学長、熊谷大阪大学長の3名が出席することにしたこと。
 - ④「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」の提出を本委員会として決定したので、これの承認方をお願いしたいこと。
- 以上をもって、本日の議事を終了した。
次回は8月以降を予定。

日時 昭和61年6月6日(金) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 黒木委員長

第4常置委員会

南部、渡部、喜多、野村、町田、梶川、加藤、
武田、西原、後藤、前田、関田、楠田各委員
小島、熊沢、中条、安藤、森嶋各専門委員

黒木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに委員に就任された南部悟（北海道大学教授）、岡本直正（宮崎医科大学長）（当日欠席）、梶川欽一郎（福井医科大学長）の各委員及び日下弘（東京大学庶務部長）（当日欠席）専門委員の紹介ならびに本日出席の文部省人事課厚谷給与第四係長の紹介が

あったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）および人事院勧告の取扱いに関する要望書（案）について

初めに委員長から、主題の両要望書の原案作

成に当たったワーキンググループの審議経過及び要望書の主旨や内容についての説明があり、ついで両案について検討が行われた結果、若干の字句修正をしてこれを承認した。

なお、委員長から、この両案については理事会に諮り了承を得たうえ、総会に提案して承認を求める運びとする旨の補足説明があった。

2. 技術職員待遇改善検討会第2次試案について

初めに厚谷係長から配付の、「専門行政職俸給表の適用問題」の資料に基づいて概ね次のような要点につき説明があった。

- 専行職官職は、国家公務員採用試験の対象官職である。
- 国立大学の教室系技術職員の官職は、整理が不十分であるとの理由で専行職への移行は見送られている。
- 専行職官職は、採用時から大学卒、Ⅱ種試験合格の技術員を充当しなければならない官職である。
- 国立大学職員に専行職を適用するに当たっては、全国的に統一された官職の整理をすることが先決である。
- 認定試験機関は、全国的規模の分野別試験機関であることが必要である。
- 専門職定数を行政職に流用することは相当厳しく制限されている。
- 将来問題として行（一）の職員を専行職へ俸給表適用変更する問題があるが、原則として行（一）俸給表の中で処遇されるべきものと基本的には考えている。

以上の説明があったのち委員長から、去る5月27日に委員長と教官専門委員等が専行職問題について森会長と会見し懇談した際の模様につ

いて次のように説明があった。

専行職問題については、大規模大学における官職の仕分け作業が最も困難なことではないかと思われる。それで、これらの大学の官職仕分け作業が順調に進まない、昭和62年度の概算要求項目にこれを盛り込むことがむりであり、その場合には継続審議も考えざるを得ない状況にある。

ついで今後の問題について、委員長から次のように述べられた。

大学関係職員の専行職移行にあたっては、各大学に在職する教室系技術職員の組織化を図ることと、移行出来なかった職員についての活性化の問題が重要な課題ではなかるうかと思う。それで、来る6月18日開催の総会では、第4常置委員会の概要報告に付け加えて、教室系技術職員の組織化の問題について各大学に認識してもらいよう要請したいと考えている。

なお、この専行職の問題について、去る5月27日に日教組大学部と会見を行ったが、その際、日教組側から教室系技術職員の仕切りの線引き（「大学技術官」（専行職）と「実験実習官」（行一）との二つの官職に区分すること）の問題について国大協側と共通点を見出すように努力したいとの意向の表明があった。

また、この教室系技術職員に対する専行職俸給表の適用の問題について検討している文部省の技術職員待遇改善検討会の第2次試案に示された適用該当者約4,000人という仮定数は、昨年文部省が調査した際の各国立大学から回答された“安定した学歴資格等が必要とされる官職数”の集計であるというところに、まだ問題点が残されているのではないかと思われる。

以上のような説明があったのち、次のような

点について質疑や意見交換が行われた。

- 附置研究所で専行職を適用される機関とそうでない所があるが、どのような基準で区別されるのか疑念がある。同じことが附属施設でも言えるのではなからうか。
- 第2次試案において、「教室系技術職員を大学技術官と実験実習官とに区分する。区分の基本的考え方は学部又は学科と、それに対応して置かれるその学部又は学科の教育研究に必要な附属施設とに、それぞれ配置される官職の区分である」と規定しているにも拘らず、実際には学部又は学科であっても全部が大学技術官（専行職）に移行するのではないということのようだが、その具体的な仕分けの作業は文部省が人事院と協議して決めるのか、それとも国大協でその仕分けを行うのか。
- 具体的な仕分けの作業は、文部省の事務レベルでは出来かねると思う。
- 当委員会でその問題を検討するにしても、委員としては自分の大学のことならともかく、他大学の、特に専門の異なる分野のこと

については意見を述べにくいのではなからうか。

- 今後の仕分け作業は、現在在職する職員を考えないで、あるべき姿を職種でとらえ、そのうえで現実の数はどの位かという計画をたてることで踏み切らざるを得ないのではなからうか。従って大きい大学でまずそれなりの仕分けの整理をすることにしてはどうであろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、この専行職への移行の問題については、文部省の方で人事院の側の感触を伺ってもらい、その状況や本日の論議なども踏まえた上で引き続きワーキンググループで検討することとした。

以上をもって本議題についての協議を終わり、最後に委員長より、来る6月13日の理事会及び6月18日の総会において報告する「第4常置委員会概況報告」（配付資料）の内容について諮られ、異議なくこれを了承した。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和61年5月8日(木) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

鈴木、長、佐藤、佐々、太田、森、林、藤永、
沖原、栗屋、川村、東江各委員
光田専門委員

(文部省) 田原国際教育文化課長、鈴木専門職員

第5常置委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任された川村毅鹿屋体育大学長事務取扱の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の辞任について

山本清専門委員（信州大学事務局長）より辞任の申し出があったことについて委員長より諮られ、異議なく了承された。

2. 昭和61年度外国学長招致について

初めに委員長より次のような説明があった。

前回の委員会(61.2.17)において、昭和61年度招致国に関し種々ご協議いただいたが、結論が得られず、その選定を委員長に一任されることとなった。

それで、この件についてその後会長並びに文部省関係官等とも相談したが、招致国の決定までに至らなかったため、本日改めてお諮りする次第である。なお、本日の協議の参考として、「学者・専門家招致事業による大学長招致被招致国選考基準(案)」および「主要未招致国リスト」を配付してあるので、ご参照のうえよろしくご協議をお願いしたい。

この本年度の招致国について、前回の協議ではインド等幾つかの国が候補に挙げられたが、個人的見解としては、選考基準(案)にある条件をほぼ充たし、かつ未招致国という点からしてオランダはどうであろうかとも考えている。

以上の説明および提案に関し種々協議の結果、昭和61年度外国学長招致国はオランダとすることに決定した。

3. ドイツ連邦共和国学長団の訪日について

このことについて田原国際教育文化課長より次のような報告があった。

先般、西ドイツ国側の窓口であるドイツ学術交流会東京事務所より、本日お手許に配付した通りの連絡が入った。

これによると、訪日学長団一行のメンバーは次の6名である。

- 1) テオドール・ベルヘム博士(西ドイツ学長会議会長、ヴェルツブルグ大学長)
- 2) ハイน์リッヒ・ザイデル博士(同副会長、

ハノーバー大学長)

- 3) カール・アレヴェル博士(同副会長、ギーゼン大学長)
- 4) フォルカー・シュップ博士(フライブルグ大学長)
- 5) テオドール・フリートナー博士(ウルム大学長)
- 6) クリスチャン・ボーデ博士(西ドイツ学長会議事務総長)

また、訪日期間は9月18日～9月30日としたことである。なお、同書簡には、具体的に訪問希望等記載されてあるのでよろしくご配慮をお願いしたい。

以上の説明に関して概ね次のような意見の交換があった。

- 昨年西ドイツを訪問された学長の帰国報告によると、先方は今回の日本訪問に際して、訪独の折の議論、特に大学入学試験制度についての議論を大変希望しているとのことであったが、その点、当書簡には記載されていないがどうなのであろうか。
- その点、不明確であるので、そのようなテーマのシンポジウム開催を希望しているのか否か、先方の意向を問い合わせてみたらどうか。
- その件については、帰国報告で、先方は特に大学入学試験制度に関する議論を希望しているとのことであったので、その討論会開催について昨年西ドイツを訪問した熊谷大阪大学長に相談したところ、前向きに検討したいとのことであった。
- その件は近畿地区学長会議でも議題にのぼった。その席上で討論会を奈良で開催したらどうかという提案がなされたが、当テーマの

開催地として奈良は必ずしも適当でないとし上げた。

- 大学入学試験制度に関するシンポジウムということであれば、むしろ東京の方が適当なのではなからうか。

概ね以上のような意見交換のあったのち、委員長より次のような提案があった。

本協会の外国学長招致事業は、昭和49年の西ドイツ大学学長招致を契機として、文部省の協力を得て毎年実施されるようになった。そして、当招致事業の実施に当っては、「外国学長招待準備委員会」を設置して対処してきたが、ここ数年は当招致事業が恒例化してきたとのこと等もあり、特に準備委員会を設置せずに対応してきている。しかし、今回はシンポジウム開催の件もあるので、お手許に配付してあるような要領で準備委員会を設置して、受入れ計画立案に当たることにしてはどうであろうか。

以上のような提案があったのち、引き続き次のような意見の交換があった。

- 昨年西ドイツを訪問した学長の話によると、自分達は事前に特定テーマについて討論の予定のあることを承知せず、従ってその準備もなしに討論の場に加わったが、このようなやり方は学長の交流として適当でない、との指摘があった。それで、特定テーマについてシンポジウム開催を予定するならば、事前に先方に連絡することが必要であろう。同時に、当方としても、シンポジウム開催に当たって、テーマの設定、レポーターの人選、出席者の選定等のことがあるので、少数でも委員を決めて準備を進める必要がある。

- 昨年の西ドイツ訪問の際は、先方は日本の教育制度、大学入試制度について大変に関心が深く、これらの問題についてシンポジウムも開催され熱心な討議があり、また翌年の訪日に際してはこれらの問題について更に継続討議したいとの希望があったとのことである。そのような経緯を考えれば、今回の訪日に当たり改めてシンポジウム開催について先方の意向を伺うのではなく、例えば、当方としては大学入試制度について専門家を集めて懇談の機会を設定するので、そちらの方も資料等用意の上参加願いたい、というような連絡をすればよいのではなからうか。

- 今回西ドイツ大学学長団の受入れについては、昨年西ドイツを訪問した4学長と、本委員会の田中委員長および光田専門委員等を委員とする準備委員会を設け、そこで懇談会を含めた招致計画について検討していただくことにしてはどうであろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

準備委員会の設置については、私としては西ドイツを訪問した4学長に参加願ひ、その体験を踏まえた意見を伺いたいと考える。その他光田専門委員、文部省関係官等にも参加願ひ、受入れの準備を進めたいと考える。

なお、この準備委員会の開催については、参加願ひ学長方等と相談のうえ、日時を決定したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和61年5月8日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

塚本, 町田, 松村, 田中, 斎藤 (代理: 中村),

大井, 池田, 砂田, 志賀, 石神各委員

宮野, 前田各専門委員

(文部省) 横瀬審議官, 佐藤禎一大学課長, 佐藤

孝安学生課長, 長谷川研究機関課長, 高大学課課

長補佐, 山下研究機関課課長補佐

第6常置委員会

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに委員に就任された田中郁三委員 (東京工業大学長), 志賀史光委員 (大分大学長) の紹介があったのち, 次のような挨拶があった。

本日お諮りする議題の主なるものは「昭和62年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について」であるが, この件に関して文部省より横瀬審議官, 佐藤大学課長, 佐藤学生課長, 長谷川研究機関課長等のご出席をいただいているので, 先ず各関係官よりその説明を伺い, そのあとで意見の交換をお願いすることとした。

それから, 全国大学院生協議会より, 学費問題その他大学院に関わる諸問題について本協会宛に要望書が提出されているので, これの対応についてもご協議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 昭和62年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について

初めに横瀬審議官より, 昭和62年度の国立学校関係の概算要求に関連して次のように述べられた。

来年度の国立学校関係の概算要求について

は, 相変らず深刻な財政事情の下にあるため, 引き続き厳しく抑制基調の下に対応しなければならないが, これに関連して特にご考慮をお願いしたい問題として「国立大学の活性化」という問題がある。これについては, 第6常置委員会においても是非ご検討下さるようお願いしたい。

ご承知のように, 行政改革, 財政改革ということに関連して, 国立大学のあり方がいろいろと批判を受けている。臨教審では最近第2次答申を出し, 引続き第3次答申に向けて審議を進めているが, 第3次答申のテーマとして, ①高等教育財政の問題, ②国立大学の設置形態の問題, ③大学の教員の問題等が考えられており, これらの問題が大学関係の問題の議論の中心となるのではないかと予想している。

国立大学の活性化の問題を検討するに当たっての大きな視点としては, 次の2点があるのではないかと考える。

① 国立大学のあり方に関して, 外部から見た批判

これは, 国立大学の組織や研究教育の活動が非常にマンネリ化していて社会の要請にできていないのではないかと, また非効率的な運営をしているのではないかとというような批判である。

② 国立大学の内部から見た批判

国立大学は、国の機関であるから、財政制度とか人事制度とかいうものの公的な制約があるが、それが桎梏となって教育研究者の方々が非常に融通の効かない、弾力性に乏しいというような批判がある。

以上のような内外の批判に答えて国立大学をよくするためには、その活性化を図るよりほかはないが、その一つの方法として、昨年の7月頃に宮野東京大学事務局長を座長とする国立大学の10人ばかりの事務局長グループによる研究委員会を設け、国立大学の活性化について検討をしてきた。先般そのまとめも出来て、報告書(案)を提出していただいたので、文部省としては実行可能なものからその実施を進めてはどうかと考えている。なお、これについての詳細は後刻佐藤大学課長より説明を申し上げることとしたい。

ついで佐藤(禎)大学課長より、配付の「昭和62年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(説明資料)(案)」を基に概算要求の編成方針について詳細な説明があり、さらに横瀬審議官より説明のあった「国立大学の活性化」の問題に関連して次の事項について説明があった。

(1) 教育研究学問特別経費の配分について

これは、学長の判断により適切な教育研究プロジェクトに対して必要な経費を適宜執行できるようにするため、教育研究特別経費の一環として、本年度から新たに配分するものである。

(2) 大学運営上の工夫に関する当面の措置

これに関して以下の事項について改善を図りたいと考えている。

- ① 寄附講座について
- ② 授業料の収納方法の改善について
- ③ 助教授の任命権の委任について

- ④ 兼業制限の弾力化について
- ⑤ 海外渡航事務の簡素化について
- ⑥ 教員の勸奨退職について

以上の説明があったのち、これについて次のような質疑応答があった。

○ 「教育研究学問特別経費」の新設についてであるが、この使途についてはどのように考えられているのか。

○ これについては、これまでの特別研究経費のように事前に申告して配分を受けるというようなかたちを取るのではなく、学内特別経費として配分されたものを適宜執行した結果を報告をしていただければよいというように考えている。

ついで、「大学運営上の工夫に関する当面の措置」として提示された各項目について次のような質疑応答があった。

① 寄附講座の設置について

○ これについては、外国の例などもよく調査されたのであろうか。

○ 調査はしたが、正確にはよく判らない。わが国と外国では公務員制度と会計制度のベースが違うので比較しにくいという点もある。

② 授業料の収納方法の改善について

○ 授業料の収納方法については、できるだけ事務的に手の掛らない方法があれば、それに越したことはないが、どのような方法を考えているのか。

○ この方法にはいろいろなやり方があるが、現実に私立大学でやっているような方法も調査したが、いずれにも長短があり、現在の考え方としては銀行を活用した「代行納付」というかたちを取ることにしてはどうかということである。ただ、これには学生対銀行とい

う問題があるのではないかと考える。

③ 助教授の任命権の委任について

- 助教授の任命権については、大学側に異存がなければ学長に委任してはどうかということであるが、事務サイドとしては問題はないように思われる。

④ 兼業制限の弾力化について

- この問題は教官仲間ではよく話題になる問題ではあるが、これを緩和するとまた問題を生ずることが懸念される。しかし、現状は非常に窮屈な面もあるので、これを弾力化するのは結構だと思う。要は本務を忘れなければよいということであろう。

⑤ 海外渡航事務の簡素化について

- 教員の公務出張による海外渡航の承認権限について、長期間の渡航や管理職の渡航などを除いて学長に委譲したいというこの提案には、格別問題はないように思われる。

⑥ 教員の勸奨退職について

- この問題は、既に実施されつつあるとのことであり、特に問題はないと思う。

2. 授業料の問題について

これについて、佐藤（孝）学生課長より配付資料「国立大学と私立大学の学費の推移」を基に授業料問題の現況について説明があった。

3. 大学の附置研究所および研究施設の見直しについて

これについて、長谷川研究機関課長より次のような説明があった。

大学の附置研究所や共同利用研究所等の点検や改善については、臨教審の第2次答申の中でも特に取り上げられ問題となっている。これは、大学における学術研究が時代的要請や社会

の要請に十分対応していないのではないかとという批判を承けて、研究所あるいは研究施設について厳しく見直すべきであろうという提言となったものである。

なお、一部の研究センターに対し時限を付して研究していただく方式を取っているが、これはあるプロジェクトで一つの研究が終われば、それで解散するという意味の時限付ではなくて、次にどのように転換していくかというような区切りを示すための時限と考えていただければよいのではないかと考えている。従って、時限付の研究施設については、そのプロジェクト研究が終わる前に事前にご相談いただき、それぞれよいかたちで研究の転換前進を図ることによって、研究の活性化に繋がるように処置したいと考えている。

4. 授業料減免措置に関する問題について

これについて、委員長より次のように述べられた。

全国大学院生協議会より国立大学協会会長宛に提出された要請書の中に、授業料減免措置に関する問題——オーバー・マスター及びオーバー・ドクターを「学業不振者」として減免措置の対象から除外することを止めること——が提起されている。この授業料に関わる問題は、本委員会に関係のある事項でもあるので、授業料免除の取扱いについて若干説明を申し上げたい。

国立大学における授業料免除の取扱いについては、会計検査院長から昭和60年12月9日付で文部大臣宛出された文書において、その実態とこれに対する改善措置の勧告がなされている。この文書の趣旨の概要は次のようである。

授業料免除者の選定基準は、国立学校設置法

等に基づき経済的困窮度と学業優秀の判定によるものとされているが、各大学の実情はこの要件を十分満たしていない点があるので、文部省は速やかに合理的な基準を設定して各大学に対し指導を行い、適切な授業料免除の実施を期すべきである、というものである。

授業料免除の措置は、学業優秀で経済的に困っている者の授業料については全額あるいは半額免除してもよいということである。これについては、歴史的経緯を経てこのようになっているということであるが、現状においては授業料納付予定額の12.5%に相当する金額を授業料減免額の対象枠としてよいということである。また、この12.5%のうち10%までは全額免除の枠に当て、残りの2.5%は半額免除の枠として当てるとのことである。

これの実施について、会計検査院は不適当な点があるので改善されるよう提言しているのがあるが、詳しくは配付資料「国立大学における授業料免除の取扱いについて」をご覧ください。

全国大学院生協議会からも提起されている授業料減免措置対象者の選定については、いろいろ問題はあるとは考えるが、各大学ではそれぞれ善処されていることでもあるので、本委員会としては、何かこの問題に対する新たな展開でもあれば、その時点で検討すればよいのではないかと考えている。

5. 国際交流の問題について

留学生の授業料の減免問題に関連して国際交

流の問題について次のような意見の交換があった。

- 留学生の場合、授業料減免についてどのように扱えばよいのであろうか。
- 留学生の場合、その経済状況を把握する根拠がないので、私の大学では授業料減免の申請者全員を認めている。
- 留学生に関する問題は、授業料減免の問題だけでなく、将来10万人規模の留学生受入れに向けて宿舎の問題その他いろいろと問題があるので、国大協として重大な関心を持って取り組まなければならない問題ではなかろうか。
- 最近発展途上国より大学間の提携ということで申し込みがあるが、これに対する予算が全くないので困っている大学があるやに聞いている。国際交流が活発化してきた状況において、この点も検討しなければならない問題ではなかろうか。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

国際交流の問題は、国大協としては第5常置委員会において検討されると思うが、これに関わる財政的な問題になると本委員会にも関係のない問題とは言えないので、この問題も今後の検討課題としたい。ついては、先ず松村委員と塚本委員にお願いして問題提起の資料を作成していただき、それを基に検討を進めることにしたいと思うので、よろしく願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 昭和61年6月5日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 坂上委員長

石井, 小松, 山田(舜), 竹内, 椎名, 関, 丸井,

池田, 川端, 後藤, 安永, 志賀, 岡本各委員

山田(昇)専門委員

(文部省) 中村教育大学室長

坂上委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された竹内正幸(埼玉大学長)、関四郎(東京学芸大学長)、潮木守一(名古屋大学教授)、武田進(三重大学長)、志賀史光(大分大学長)各委員の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日お諮りしたい議題はご案内のとおり①今後の教員養成のあり方、②臨教審第2次答申の内容検討について、③その他、ということであるが、その中の「今後の教員養成のあり方」の問題については、文部省から中村教育大学室長にご出席を願い、教員養成大学・学部の教員需給の動向や今後の整備というような当面の諸問題についての説明を伺ったうえで審議に入ることにしたので、よろしくご了承願いたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 今後の教員養成のあり方について

これについて中村教育大学室長より、配付資料①教員養成大学・学部卒業者の就職状況等、②公立小学校・中学校の教員(正規採用)の採用状況、を基に最近の教員養成大学・学部卒業生の教員就職の状況、またそれに対応して今後の教員養成系大学・学部をどのように整備していけばよいかということについて詳細な説明が

あった。

これについて、次のような事項について質疑があった。

- 教員養成系大学・学部の目的・性格を明確にするという意味合いもあつてのことであろうと思うが、昭和40年頃、文部省では、小学校教員の需要の約60%、中等学校教員の需要の約40%程度を国立大学の教員養成系大学で養成するというような考え方に立ち、これを基にその後の教員養成計画を進めてきたというように聞いていたが、そのような考え方は、現在でもあるのであろうか。
- 社会情勢の変化に伴って教員養成系大学の卒業生の職域を新たに開拓するという考え方が生まれ、その一環として情報関係分野への進出とか外国人に対する日本語教師の養成とかいうような幾つかの方向が現われている。また、これについて各大学も自主的にそれに対応するような姿勢も見られるが、そのような場合、このようなコースを取って卒業した者の就職先、いわゆる受皿の問題についてはどのように考えられているのか。
- 教員養成学部の卒業生に対しては必ず教員免許状を取得させるという考え方について、ある程度柔軟に考えてもよいのではないかという意見もあるし、また学部によっては、その点を余り厳しくすると将来の途を狭くするのではないかという意見もあるが、このよう

な柔軟化の意見に対して文部省としてはどのように考えているのであろうか。

- 教員養成系大学・学部のあり方について、現在その整備とか見直しということが言われているが、その内容には入学定員減あるいはこれに関わる教官減ということも含まれているのであろうか。
- 教員養成系大学・学部に対するこれまでの文部省の考え方は、課程制を基準にした考え方をもって対応するといった措置の仕方であったと思われるが、今後教員養成系大学で斬新な構想に基づくいろいろな改善を考える場合に、文部省側はそれに相応する対応を示してくれるのであろうか。

以上のような質疑に対して、中村教育大学室長より、それぞれの事項について文部省側の見解が述べられ、本議題についての協議を終わった。

2. 臨教審第2次答申の内容検討について

これについて、委員長より次のように述べられた。

去る5月23日に教育職員養成審議会が開催され、海部文部大臣より「教員の資質能力の向上方策について」という諮問があった。この内容については臨教審の第2次答申の中に盛りられていることであるので省略するが、その答申を来年の秋までにまとめるとのことである。ただ、その検討すべき事項のうち「6年制中等学校の問題」については、今秋までにその答申をまとめるということである。この6年制中等学校の問題については、いずれ本委員会としても検討し考え方をまとめなければならないと思っているのでよろしく願います。

3. 今後の作業のすすめ方について

これについて、委員長より次のように述べられた。

教員の資質能力の向上の問題は、既に本委員会の小委員会で熱心な検討が続けられてきたが、この問題の重要な課題として初任者研修制度、現職教員の研修の体系化ということがあると思う。

この点については、今回出された臨教審の第2次答申の中に盛り込まれている教員の資質向上のための具体的方策に示された事項と、内容的にはほぼ同じことになるので、本委員会としては、第2次答申が出された機会に小委員会でもう少し検討を続けていただければどうかと考えるがいかがであらうか。

これについて、次のような意見が交された。

- 今後の作業の進め方を検討する前に、先程委員長より報告のあった教養審への諮問の内容について少し伺いたい。

新聞の報道などによると、教員の資質能力の向上方策等についての諮問においては、教員の研修の改善が一つの大きな柱であると同時に免許制度についての改善の検討も併せて提起されているようである。この免許制度についての考え方は、従前からの考え方とは変わってきて、緩和・柔軟化するという考えのようであるが、この“緩和・柔軟化”というのはどのようなことを意味しているのであろうか。例えば特別の免許状を設けるとか、免許状の種類を増やすとか、また免許状を取り易くするといった緩和・柔軟化であるのか、それとも教員養成課程の免許基準、つまり教科専門科目とか教職専門科目とかいうものの規

制の緩和も含めてのことであるのか、その辺のことを明らかにする必要があるのではないか。

- 先日の教養審では、これまでの経過説明が主であって、臨教審第2次答申中の「教員の資質向上」の項目のところ挙げられている改善方策についての説明だけに終って、免許制度の問題については、全然触れられなかった。
- 教員養成制度に関する本委員会としての考え方のまとめについてであるが、これまで小委員会では、常に臨教審の動きを意識しながら討論してきたわけで、例えば6年制中等学校の問題とか、教員への社会人の受入れの問題等についても一応は検討したものの、まだ十分に煮詰められてはいない。強いて言えば素案の素案といった程度のものである。
- 臨教審の第2次答申を見て気になるのは、第1章の総論的に述べられているところの考え方と、教員養成のところで述べられている考え方とは、かなりトーンが違うように感じられる点である。総論の方では、素直に柔軟性を持たせて新しい事態に対応しようという考え方があるようであるが、教員養成のところの方ではかなり古めかしい考え方が出てきている。

これらの点を考えると、これまで小委員会が検討してきた考え方で教員養成に関わる問題のまとめをするということには若干問題があるのではないかと考えられる。

それから、免許制度の問題に関しては、こ

れまで小委員会の検討では、免許制度というものを一つの体系として考えてきたのであるが、臨教審の第2次答申の中で出てきた免許制度に対する考え方は、非常に多様化した面があるように思われるので、これについても改めて検討する必要があると思う。

概ね以上のような意見交換があって本議題についての協議を終わった。

4. 色覚異常者に対する入学制限の問題について

この問題について、委員長より次のように報告があった。

国立大学への入学に際しての色覚異常者に対する入学制限の問題について、前回の本委員会で話題となったので、この問題についてのその後の経過についてご報告したい。

この問題については、既に第2常置委員会で取り上げられ、色覚障害の有無を入学許可要件とすることについて大幅な緩和ないし撤廃を図ることが望ましいとの結論に達し、これに基づき過般第2常置委員長名をもって、制限を設けている大学宛に、大幅の緩和、もしくは撤廃の方向で検討されたい旨の協力依頼文書を出されたとの由である。

については、本委員会の委員各位の所属する大学においても、色覚異常者の入学制限については緩和ないし撤廃の方向で検討されるようよろしくご協力をお願いする。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和61年5月27日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

久佐, 竹田, 丸井, 新野, 木村, 松山各委員

浅野, 永野, 坂井, 佐治, 緒方, 重岡各専門委員

教養課程に関する特別委員会

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された丸井文男（愛知教育大学長）、新野幸次郎（神戸大学長）、町田正治（山梨大学長）、竹内正幸（埼玉大学長）、木村等（香川大学長）、竹田晃（東京大学教授）各委員の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本委員会では、本年2月に〈学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書〉を出したのち、今後の検討課題として、教養課程の教育体系を基盤とした教育組織を制度的に検討する予定としていたが、この報告書の内容を見ると、制度的な問題の検討に入る前に教養教育の内容や体系・組織などの全般に亘って改めて検討すべきことが多いように思われる。そこで本日は、この報告書の内容を踏まえながら先ず「教養教育の内容」の問題から検討することとしたい。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 教養教育の内容について

初めに委員長より次のように述べられた。

教養教育の内容について検討するに当たって、何か糸口となるようなものがあつた方がよいのではないかと考え、本日お手許に配付したような資料を用意した。これは、本年2月に大学基準協会がまとめた「大学における専門教育の改善充実について（まとめ）」の中の「専門

教育と一般教育との関連」の部分であるが、これを手がかりとして議論を進めることとした。

ついで「教養教育の内容」に関して次のような意見が交された。

(1) 一般教育の性格に関わる問題について

- 配付の資料の中で「理工系の学部においては人文・社会に関する一般教育が、また人文・社会系学部においては自然に関する一般教育が、ますます重要になってきている」との見解が述べられているが、この点についてはどう考えるべきであろうか。
- この考え方は専門教育の立場から見た発想であろうと思うが、一般教育の立場からはどのようなものであろうか。
- 私の大学では、一般教育科目36単位のうち8単位だけは必修として、残りの単位については選択としているが、その状況からすると、人文・社会系の学生の場合、自然系の科目を余計に取るよりは単位の取り易い人文・社会系の科目を選ぶ者が多いようである。
- 臨教審の答申の中で、一般教育について「人文・社会・自然の三分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である。」と述べられているが、これによると一般教育は、学科の性格によって、それぞれの大学で独自のやり方をやってもよいようにも受け取れるがどうであろうか。
- 私の大学は、学生の質からみると中レベル

の大学であると思うが、理工系の学生についてみると、その多くは、受験の段階で歴史や地理、それに国語も含めた文科系の科目の勉強は殆ど捨ててきているといった状態である。このような状況の中で、理工系学部の学生に対して文科系の一般教育科目をどのようにカリキュラムに組んで教えていけばよいかということは、非常に重要な問題ではなからうかと思う。

また、文科系学部の学生については、高等学校時代に人文・社会に関する科目の勉強を相当にしっかりやっていると、その実力はそれほどでもない。そこで、人文学部では、専門教育の教官がゼミ形式で、一般教育とも専門教育ともつかない、強いて言えば専門基礎とでもいうようなものを試行的に本年から実施している。

以上のような状況からして、今後の課題として、理工系学部の学生については文科系の科目を多く取らせ、また人文・社会系学部の学生には自然系の科目を多く取らせるようにすることについて、それぞれの大学で何らかの工夫が必要であろう。

○ 教養教育に関して特に感ずることは、組織上の問題ではなからうかと思う。一般教育担当教官の教養教育に対する努力とか意識とかいうものが昔とは大きく変わってきている。昔の一般教育の教官は非常に情熱的な教育をしていたことなどは聞いてもいるし記録などにも残っている。そして、この昔と今の意識や努力の面での違いは、教官だけではなく学生にもみられるところであって、このような状態のままいろいろな試みをやってみてもあまり効果は出てこないのではないかと思われる。例えば、理工系学部の学生に人文・社会

系の講義を開講し、また人文・社会系学部の学生に自然系の講義を開講しても、学生は単位の取り易い方に流れていくという結果になってしまうことになる。

それでは、どうしてこのように変わってきたかについて考えてみると、次のような問題点があるからではないかと思われる。

- ① 組織上の問題
- ② 注的な制度上の問題
- ③ 学生数が非常に多いこと
- ④ 非常勤講師の依存率が高いこと

それから、教官の評価が研究業績以外に認められないということ、また教養部では一般教育担当の教官と大学院兼担の教官では処遇等の面で明らかに差があることなどから、若い教官達は研究中心でなくては仲間の中で生き残れないという危機意識が非常に強いという状況がみられる。

このような制度的な問題、また教官数が少ないために十分に学生と接触する機会がないというところに教養教育の問題があるように思われる。

○ 教養部の問題というのは、なかなかむずかしい問題であると思うが、教養部の今日の問題というのは、教官の身分上の問題、教育上の問題等に関しいろいろの不満が累積している点にあるのではないかと考えられる。それをどのように処理していくかということが教養部の根本的な問題であり、また専門教育と一般教育との関係を考える上で非常に大切な問題ではないかと考えられる。従って、一般教育の担当者、専門教育の担当者、それから一般教育を受けて卒業した学部卒業者という三者のそれぞれの意見を徴しながら、一般教育、専門教育のあり方の観点を整理する必要

があるのではなからうか。

- 一般教育の場合、例えば外国語を教育するのに100人近い学生を相手にしたのでは、本当の語学教育はむずかしいのではないかと思う。このような問題を解決するには、教官の増員や施設の充実に配慮する必要がある。もしもこれが望めないようであれば、学部構想を進めるよりほかはないであろう。

(2) 総合科目と専門基礎科目について

- 千葉大学では、総合科目について力を入れて教育されていると聞いているが、どのような形で行われているのであろうか。
- 本学では総合科目を必修として課し、30科目くらいを開講している。
- 総合科目の比重があまり大きくなるのは適当でないという意見もあるが、その辺はどう考えられているのか。
- その点については大学の方で単位を決めて行くべきであろうと思う。千葉大学では2単位から12単位まで取ってよいということになっている。これは人文・社会・自然とも殆ど同じ比重である。
- 筑波大学でも総合科目を課しているが、これをオープンに開講すると学生が片寄る傾向があって、講義によっては200人から300人という多数の学生が受講しているといった状況である。
- 総合科目に対する学生の評価はどうであろうか。
- 毎年アンケート調査はしているようである。
- 専門基礎科目は専門学部で行うべきである

という意見もあるが、その点はどうであろうか。

- 現在、専門基礎科目を教養部で正式に開講している大学があるのであろうか。私の大学では、専門基礎科目を開講しているのは医進課程だけである。理工系学部の学生に対して、自然系の科目で内容的には専門基礎と思われるもの——例えば数学や物理学等——を教えてはいるが、専門基礎科目として正式に開講しているものではない。
- 私の大学の人文系学部は、人文学部と教育学部であるが、この二つの学部では専門基礎科目というものは一切なく、36単位全部を一般教育科目として行っている。ただ、理学部、工学部、農学部等の理工系学部では、36単位のうち8単位は専門基礎に振り替えて行っている。これは一般教育の自然分野からは全く切り離しているので、完全に専門課程の基礎である。

このうち、工学部は専門基礎8単位を含めて合計26単位の教育を全部教養部で行っており、その手当として工学部の教授・助教授・助手10名ほどの定員を教養部が利用して行うというかたちを取っている。また理学部や農学部で行っている専門基礎8単位の講義は、それぞれの専門学部教官の兼担というかたちで行っている。

おおむね以上のような論議が交され、本日の議事を終了した。

なお、今回は外国語および保健体育の問題を中心に検討を行うこととした。

次回6月6日(金) 11:00~:13:00

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和61年6月6日(金) 11:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 加藤委員長
久佐, 竹内, 町田, 丸井, 木村各委員
浅野, 坂井, 佐治, 柘植, 緒方, 重岡各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回(5.27)の委員会では、一般教育科目を中心に、またそれとの関連で総合科目、専門基礎の問題等にも触れながら検討を行ったが、本日はそれに引続き外国語教育、保健・体育の問題を中心に検討したいと思うので、よろしくお願ひする。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 外国語教育について

初めに委員長より次のように述べられた。

外国語教育については先般本委員会がまとめた〔学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書〕の中でもいろいろと意見が出ているが、われわれ大学教官としてかなり気になる点は、大学における外国語教育は実用的でないという批判が多いということではないかと思う。また、臨教審の第2次答申の中でも、「現在の外国語教育、とくに英語の教育は、長期間の学習にもかかわらず極めて非効率であり、改善する必要がある。」という指摘がなされている。

そこで本委員会としてもこの「調査報告書」の中に見られる大学卒業生の意見や、あるいは臨教審の答申に盛られているような考え方などを十分に踏まえた上で検討していく必要があるのではないかと思われる。

以上の提言に続いて浅野専門委員より、「大学外国語教育の改善」ということに関し、次のような内容の説明があった。

(1) 教員の問題

- ① 保守的であって改善の意欲があまりない(教養、知的訓練としての訳読擁護)。
- ② 「一般語学」の指導にはあまり熱意がない。
- ③ 外国語教育の専門家の不足。

(2) 学習者の問題

- ① 外国への漠然とした憧れ(英会話ができるようになりたい)。
- ② 積極的な学習態度の欠如。
- ③ 公立中学の英語授業時間削減(いわゆる週3時間問題)および受験勉強の弊害。

(3) 改善への方策

- ① 初等、中等教育における英語教育の充実。
- ② 目標論、方法論のコンセンサスの確立。
- ③ 入試方法、入試問題の改善。
- ④ 全教科にわたる「国際化教育」の実施。
- ⑤ 大学における外国語教育の独立化。
 - a) “センター”の図書館の機能。
 - b) カリキュラム、コースの多様化。
 - c) CAIなどによる自動学習装置の開発と活用。

なお、参考として次の資料の紹介があった。

- (1) 大学基準協会会報第53号・54号
- (2) 大学「一般英語」教育実態調査研究会研

究成果報告書—実態と将来像の総合的研究—(Ⅰ) 教員の立場、(Ⅱ) 学生の立場
以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

○ 外国語教育におけるヒアリングの問題であるが、高等学校の入学試験の場合、地方の高等学校がヒアリングを課す学校が割合多いということを聞いている。

また、曾て共通第1次学力試験にヒアリングを実施してはどうかという意見もあって、これの実施の可否について調査研究もされたようであったが、共通1次試験のように多人数の場合は、技術的にもこれを実施することは無理であろうということで実施は見送られることになったという経緯がある。それで、もし外国語にヒアリングを導入しようとするなら、各大学が行う第2次の入試で行うか、あるいは大学の語学教育の中でやるというより仕方がないのではないかと思う。その点いかがであろうか。

○ ヒアリングテストは外国語の学習方向に直接影響を与えるので影響力が大きいのであるが、ご指摘のようにこれを実施するには物理的条件がむずかしいので、どうしても受験者が多く集中している大都市周辺の高等学校ではこれを敬遠する傾向にある。また、小規模の入試、例えば各大学が行う第2次の入試等でこれを取り入れることについていろいろと意見があって、なかなか実現しないというのが実態であるようである。

○ スピーキングあるいはヒアリングを語学教育に大いに導入してもよいと思うが、ただ条件的な面などで例えば外国人教師の数の問題等があり、かなり困難な面があるように思う。それから、外国語担当教官の中には、訳読擁

護という面からであろうかこれの導入に反対する者もいるのは事実である。

しかし、学生の中には、ヒアリングの練習をやりたいという熱心な学生達もいることであるから、選択というようなかたちで、その機会を与えてやることも一つの方法ではなかろうか。

○ 専門課程へ学生が進学して原書講読をする場合、これまでは一々語学のことなどに触れずとも進められたのであるが、最近の学生は語学のイ、ロ、ハから教授しなければどうにも進められないという状況にある。これはヒアリングをどうするこうするという以前の問題であって、外国語教育についてはもっと基本的なところから考える必要があるのではなかろうか。

また、外国語教育センターの構想についてであるが、われわれの大学で実際に教養部の改革を実施しようすると、先ず問題は語学の教官をどのように処遇するかという問題に当面する。そのような事情から外国語教育センターということも考えられるのであるが、これに対して外国語の教官達はあまり賛成でないというのを聞く。その理由は、英語教師としては、語学とは文学としての英語学であり、英文学であるというような認識があり、ただ言葉だけを教えたりするような集団に入れられるのは本意であるという意識があるのではないかと考えられる。また、そのほかに言いにくいいろいろな問題もあって、なかなか素直にセンター構想に賛成ということにはならないようである。

○ 第2外国語の問題であるが、これについて何かご意見を伺いたい。

○ 第2外国語の問題を論ずる前に、大学では

一体どれくらいの外国語を修得すればよいのかという問題があるのではなからうか。例えば、ドイツ語があれば本当に必要であるのかとか、また欧米の言葉だけでよいのかとか、あるいは国際語だけ修得させればよいのではないのかという問題があるのではないか。

- 第2外国語は、もう少し近隣の国の言葉を教えるようにしてはどうであろうか。それから、スペイン語についてであるが、スペイン語を喋っている人口と地域を考えると、スペイン語を使用している国はかなりあるのではないかと考える。そこで、第2外国語教育を考える場合、このようなことも意識において考える必要があるのではなからうか。
- 外国語教育については臨教審の答申などでも指摘されているように、例えば第2外国語についてはもう少し種類を多様化し、また目的に合わせた授業計画を立てて行くべきであろうと思うが、そうするためには現在の外国語担当の教師そのものに問題があるのではないかと考えられる。
- 外国語教育は結局、これを教える教師の問題であるということになったようであるが、これは前回の一般教育を論じた場合にも出ていた問題である。ただ、外国語教育の場合には、教師集団が何年間毎かにカリキュラムの練り直しなどを行いながら教育に当たっているようであるが、それでも中にはまだ本人の判断で自由にテキストを選んで講義しているような教師もいるのではなからうか。
- 私の大学では、不十分ながらもカリキュラムの全体的なバランスということを考えながら授業を行っている。センター構想というのは、そのような全体のバランスという考えに

基づく構想であろうと思われる。

教養課程における外国語教育について概ね以上のような意見が交されたのち、次の議題に移った。

2. 保健・体育の問題について

これについて、緒方専門委員より次のように説明があった。

(1) 教員の問題について

保健・体育という教科が大学の中で位置づけられたのは新制大学になってからのことであろうと思う。この保健・体育を担当する教官の中身の問題であるが、体育実技の方の教官は大部分が体育系の教師によって占められている。一方、保健の方は医学系の教官が多いわけであるが、それも居たり居なかったりで、非常勤講師に頼っているところが多い。

そのような実情を反映してか、先の「調査報告書」の中の大学卒業生の意見などでも体育実技に対する評価は高いが、保健・体育の講義の方の評価は極めて低い。これは体育実技の方は教官側に格別問題はないが、保健・体育講義の方は高等学校での授業の中身と大学での講義の内容とにあまり大差がなく、また教官側にもあまり熱意がないための結果と思われる。

(2) 学生の問題について

体育実技については、学生達はこれをよここんでやっているし、また多勢の集団の中で個人と知り合えるチャンスが得られる場ともなっている。また、学生と教師との個人的なつながりも自然にできてくるといった面もあって、体育実技の教育的効果は大きなものがあるように思う。

(3) 改善の方策の問題について

保健・体育で重要な問題は、学生の健康の問

題ではなかろうかと思う。従って、その面に視点を向けた基礎的な教育が必要である。大学には保健管理センターという施設があり、この施設も国立大学には殆ど揃ったという段階であるので、保健管理センターが単なる医療のサービス機関に止まることなく、ここのスタッフと体育系の教官集団が一緒になって保健・体育の教育に努力すれば、そのみのりは大きいものがあると思われる。

概ね以上のような説明があったのち、これを基に保健・体育の問題について種々意見が交わされた。

以上の協議ののち、委員長より今後の作業の進め方について次のように述べられた。

本委員会としては今後10月頃に2回くらい本委員会を開き、教養課程教育の制度的な面あるいは基本的な問題について検討し、出来れば今秋の総会に何らかの提言ができればと考えている。

なお、この10月頃に委員会を開催するまでの間に、1回乃至2回専門委員の方々にお集まり願って、委員会の討議資料となるものを作成し、これを基に委員会で審議することにはどうかと考えているので、よろしく願います。専門委員会の開催の日時等については、いずれ後日ご案内を差し上げることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和61年5月26日(月) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 松山委員長
川井, 加藤, 山崎各委員
長沢, 井上, 今村, 田中各専門委員
(文部省) 西尾学術情報課長, 原係長

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、ご案内のとおり、(1)学術情報センターについて、(2)委員の交代について、という議題についてご審議願うためお集まりいただいた。なお、文部省からは西尾学術情報課長、原係長にご出席を願ったのでご紹介する。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 学術情報センターの設置について

これについて西尾学術情報課長より、おおむね次のような説明があった。

学術情報システムの整備は昭和48年以来的構想であり、約12年間の検討を経て、昭和61年度に至って漸くその施策が学術情報センター設置として緒に着いたという次第である。以下この学術情報センターの組織・機構および、学術情報システムの整備等を中心に昭和61年度の学術情報関係事業の概要についてご説明したい。

以上のような前置きののち、配付の「昭和61年度学術情報関係予算の概要」「学術情報センターの概要」「学術情報システムの構成諸機関の整備」等の諸資料を基に詳細な説明があった。

これに関して、次のような質疑応答や意見の

交換があった。

○ 昭和61年度の予算においては、学術情報センター関係の各項目に亘って予算の増が見られるが、62年度の概算要求においても61年度の予算におけるような予算増の状況が維持できるのであろうか。また、学術情報センターの設置を契機に、大学図書館のあり方自体を抜本的に見直さなければならないと思うが、大学側としてこれにどのように協力すべきであらうか。

○ 62年度の概算要求がどのようになるかということについては、「昭和62年度 国立学校特別会計予算の編成方針」にも示されているように、時代の要請や社会の要請に応える施策展開については格別配慮しなければならないという姿勢で臨むことにはしているが、62年度の政府予算が61年度に増して更に厳しくなるという状況にあるので、学術情報センター関係の予算アップについてはなお一層の努力が必要となることは覚悟している。

また、学術情報センター設置に伴う大学図書館のあり方の見直しということについては、これに関連して大学側よりいろいろと増員の要求があるが、これについてはただ大学図書館の事務量が増大するから人員増を要求するというだけでは解決はむずかしいと思う。この人員の問題は、事業予算で処理するとか、退職職員のやりくりなど大学内で何か工夫する必要がある。

○ 学術情報センターもいよいよスタートし、それに伴って大型計算機センターの仕事量も増えることになろうと思われるが、これに対する大型計算機センターの増員については何か考えられているのか。

○ 現在のところ、大型計算機センターの定員

増ということは考えていない。

○ 今後は外国とのネットワークも構成されることであろうが、それによって外国との情報交換ができればわれわれの研究にも多大な便益が供せられることになろう。

2. 学術情報センターの事業計画について

これについて、井上専門委員より次の事項に関して詳細な説明があった。

- ① 学術情報センターと大学図書館との接続推進について
- ② 2次情報の検索サービスについて
- ③ データベースの形成について

これについて次のような質疑応答があった。

○ 学術情報センターのその後の計画として何か公報のようなものでも出される計画があるのであろうか。

○ これについては「学術情報センターの概要」を6月中を目途に準備するが、その他の公報手段として、文献情報センター時代に「文献情報センターニュース」を出していたように今後は「学術情報センターニュース」として引続き出していきたいと考えている。そのほか、目録所在情報データベースのデータ入力などについて現在作業中である。

3. 委員の補充について

このことについて委員長より次のように諮られ、承認された。

学長の退任によって本委員会の委員に現在多くの欠員を生じているので、格別にご意見がなければ次の学長の方々に委員の委嘱をしたいと思うが如何であらうか。

小林晴夫学長（室蘭工業大学）

田中郁三学長（東京工業大学）

熊谷信昭学長（大阪大学）

安藤由典学長（九州芸術工科大学）

4. その他

学術情報センターの設置に伴う学術情報システムの整備促進に関して次のように提言があった。

学術情報センターの発足に伴って、大学側としてもこれに対応するためいろいろと要望事項

もあるのではないかとと思われるが、それに対して本委員会として何か要望書を提出するというような考えでもあるのであろうか。

これについて、委員長より次のように述べられた。

学術情報システムの整備促進に関して、本委員会としてこの時点で要望書を出すべきかどうかについては、文部省の意見等も伺ったうえで十分検討し対処することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和61年6月17日(火) 10:30~12:30

場 所 学士会分館8号室

出席者 井出委員長

加納、高安、脇坂、早野、石神各委員

堀、大西、尾島、中川、小椋各専門委員

井出委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、格別な議題があるというわけではないが、このたび委員長の交代が行われ、また総会を明日に控えているということもあって、一度委員会を開催して医学教育に関する諸問題についていろいろとご意見を伺ってみてはどうかと考え、お集まり願った次第である。

なお、このほか本委員会の委員の補充についてお諮りしたいので、よろしく願います。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 欠員委員の補充について

これについて、委員長より次のように提案があった。

学長の退任に伴って本委員会の委員に3名の欠員が生じたので、その補充として次の方々に

委員の委嘱をしてはいかがかと考えている。

(前 任)

(新 任)

吉 利 和
(浜松医科大学長)

中 井 準之助
(同大学長)

茂 野 録 良
(新潟大学長)

津 田 禾 粒
(同大学長)

井 沢 道
(三重大学長)

前 川 正
(群馬大学長)

なお、井沢三重大学長の後任として前川群馬大学長を挙げたのは、井沢学長の後任の武田進学長は病理学の専攻であり、本委員会の現在の委員には病理学専攻の方が多い点を考慮して臨床系の前川群馬大学長にお願いしてはどうかと考えた次第である。

以上の提案を異議なく承認し、理事会の承認を得たうえ委嘱することとした。

2. 委員会の今後の進め方について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、本委員会の今後の進め方についてご

協議いただくわけであるが、その議論のための参考にもと考え、お手許に配付したような資料を準備した。この資料は、先般文部省において開催された「医学教育の改善に関する調査研究協力者会議」（医学教育改善会議）の際に配付されたものである。なお、この会議には、その構成メンバーとして国大協から森会長と本委員会の委員である古川佐賀医科大学長のお二人が参加されており、国大協とのパイプ役を果されている。

医学教育に関する問題については、このほかに厚生省の中に「将来の医師需給に関する検討委員会」というのがあって、いわゆる医師過剰の問題の対策について審議されている。この委員会には、本委員会の（前）委員長であった猪先生がメンバーとして出席されていたが、猪先生ご退任後は、国大協からはどなたも参加していないようである。しかし、この委員会にも本委員会の誰かが参加していた方が、国大協との連絡が取れて都合がよいのではないかと考えている。

また、医学教育の問題については、文部省と厚生省との間で十分に話し合っていたか

らなければならない問題があるが、それらの問題についてはこれが具体化した段階で国大協としてもその対応を考えていくべきであろうと思っている。しかし、現在、医学教育についての問題は非常に多いので、本委員会としても何か問題を取り上げて検討すべきではないかと思う。そこで、本日は時間の許す限りフリートーキングといったかたちで意見の交換を行いたいと思うので、よろしく願います。

以上のように述べられたのち、懇談に入り、概ね次のような事項について活発な意見の交換が行われた。

- (1) 学生の入学定員減とそれに伴う教官減、建物の基準面積減等の問題について
 - (2) ベッドサイドの問題について
 - (3) 将来の医師像と医学教育改善の方向について
 - (4) 医師の倫理の問題について
 - (5) 医療の評価の問題について
 - (6) 国際化への対応の問題について
- 以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 昭和61年6月2日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 大藤委員長

前川、関、喜多、横山、本陣、坂上各委員

下沢、遠藤、初見各専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

これまで検討を続けてきた報告書「国立大学大学院の現状と今後の在り方」がおかげをもって漸くまとまり、お手許に配付したような形のものに出来上がり、6月の総会に提出できる運

びとなった。しかし、まだその中身の訂正も可能な段階であるので、もしお気付きの点があれば事務局までお申し出をお願いしたい。

本日お集まり頂いたのは、以上の報告書完成の報告が第一点であり、第二点は、この報告書のまとめを承けて今後国立大学の大学院をどの

ように改善していけばよいかについての審議をお願いしたいということである。以上のような次第であるのでよろしくをお願いしたい。

以上のように挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 国立大学大学院の今後の課題について

初めに委員長より、大学基準協会の学制研究委員会が昭和60年7月に出した「学制に関する問題点(まとめ)について(報告)」の中の大学院に係わる事項、および臨教審の第2次答申の中の大学院に関連する事項を基に、国立大学大学院の理念的なことについて説明があった。

ついで初見専門委員より、次の配付資料を基に大学院に関する問題点について詳細な説明があった。

- ① 大学院の問題点等について
- ② 臨教審の教育改革に関する第2次答申
- ③ 学制に関する問題点(まとめ)について
——大学院に係わる事項抜粋——(大学基準協会学制研究委員会報告)
- ④ 大学院設置基準に関する検討結果について(報告)——昭和60年3月19日大学基準協会基準委員会報告——

以上の説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 臨教審の議論の中で、修士課程の改善方策に関してパートタイム・スチューデントの受入れということを提言しているが、これほどのようなことであろうか。
- これは、所定の単位を一定の期限内に一遍に取るという方法によらずに、何年間かで随時単位を取得してこれらを積み重ねながら単位を充足するというかたちを取る方法であ

る。これは現在アメリカでは行われているが、まだ日本の大学では行われていない。

- 臨教審では、修士課程においては専門分野により修業年限の標準を1年とすることについても検討するといっているが、これはどのような趣旨であろうか。
- 現在、新構想による教員養成系大学大学院においては、現職教員を受け入れて2年間の教育をしているが、実際には、大学での教育期間は1年間であって、その後は現場に帰り論文を書き上げるといったかたちを取っている。これらの例からして、修士課程の修業年限1年という構想が考えられたのではなかろうか。
- 私の大学でも、そのような方法を検討してみてもどうかということをや考えている。現在、都道府県では教員に対する県内の研修制度というものを実施しているが、この研修制度というのは期間が1年間である。教員に現職のまま2年間の研修期間を認めているのは、兵庫教育大学、鳴門教育大学、上越教育大学の3大学だけ(それぞれ定員200名)であって、その他の教員養成系大学院の場合にはこのような措置が講じられていない。
このような状況では、地元教育系大学の大学院があっても、現職者がなかなか大学院へ研修に行けないということになる。それで、私共の大学では、現職教員が大学院に入り易いようにするために、昼夜開講制を取ったり、あるいは夜間大学院の開講などをしたりして、現職者を1年間大学に迎え入れて教育し、そののちは定期的に指導を受けるために来させるというようなかたちを取って、現職者にあまり迷惑が掛からないような方法で修業させることができないものかと考えて

いる。

- 臨教審では、博士課程についても「社会に開放するため、社会人受入れの諸条件を弾力化し、入学資格等についても形式的制限を緩和するなどの措置を講ずる」という提言をしているが、この点についてはどうであろうか。
- これについては、現在、旧設の大学院では社会人に対して開放していないと思うが、新構想の連合大学院などでは開放しているというように聞いている。その実際の状況はどのようなものであろうか。
- 連合大学院では社会人の受入れを行っているが、まだその数はわずかである。
- 大学院への社会人の開放については、本委員会が出した報告書「旧設大学院の改善について」においても“社会人の再教育のための大学院への受入れに関しては、積極的に取り組むべきであろう”ということが述べられている。

概ね以上のような意見が交されたほか、次のような問題について議論が行われた。

- (1) 博士後期課程の学生については、若手研究者として位置付け、それに応ずる研究条件を整備するという点について。
- (2) ポスト・ドクトラル・フェロー制度の拡大について。
- (3) 学部3年次修了時での大学院進学について。
- (4) 大学院固有の教員組織、施設・設備の整備等について。

- (5) 人文・社会系における博士の学位取得の問題について。

2. 委員会の今後の進め方について

これについて下沢専門委員より、今後の検討課題とその進め方について、叩き台の案を基に以下のような説明があった。

- (1) 本委員会から出されている既刊報告書の検討。
- (2) 先進工業国の大学院に関する資料の調査。
- (3) 博士課程の諸問題と解決の対策について。
- (4) 国際協力について。

以上の説明に対して若干の質疑応答があったのち、本委員会として検討を要する問題点として、次の事項について具体的な問題を取り上げながら意見交換が行われた。

- (1) 大学院制度等について。
- (2) 国際交流について。
- (3) 大学院学生の処遇について
- (4) 人文・社会科学の活性化と振興について。
- (5) 大学院の予算について。

以上の協議が行われたのち、専門委員側より、本委員会専門委員の増員の要望があり、これについて協議の結果、本委員会学長委員の所属する都内の大学の中から適当な方を委嘱することとし、一橋大学および東京学芸大学からそれぞれ1名宛推薦願うこととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 7月21日(月) 13:30~16:00

日時 昭和61年5月6日(火) 9:30~11:30

場所 学士会分館8号室

出席者 田中委員長

藤井, 山田, 丸井, 永田, 松井, 池田, 添田各委員

(大学入試センター) 堯天所長, 加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課入試室長

(オブザーバー) 都賀? (東大), 大内 (京大),

瀬口 (九大) 各入試課長

(第33回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

去る4月25日(金)開催した本委員会において、「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案(改訂版)」について各大学から寄せられた意見等を踏まえてこの詰め
の審議を行うとともに、「同実施細目(案)」の作成についてこれのたたき台の案をもとに検討を行った。その結果、「実施原案」について新たに「推薦入学」に関する事項を追加することとするともに、「実施細目」についてはたたき台の内容に馴ってこれに字句修正を加えて作成することとし、その両案の文言の整理を松井委員に依頼してこれを取りまとめることとした。

この審議結果に基づき作成した両案を去る4月28日付けをもって委員各位にご送付申し上げたが、その後この両者について部分的に追加修正したい箇所が生じたため、先に取りまとめた両案について更に手直しを加えた。それが本日配付の「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」である。

それで、本日はこの両案の各修正点についてご審議頂きたいと考えるが、先般各大学に意見を徴した「実施原案(改訂版)」に対しその後3大学から意見が寄せられているので、これに

についても併せてご審議頂き、本委員会として最終的に「実施要領(案)」および「実施細目(案)」を取りまとめたうえ、これを本日午後開催する理事会に諮り、更に明日7日(水)に開催される臨時総会に提出して国大協として最終決定する運びといたしたい。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」の取りまとめについて

初めに松井委員より、「実施要領(案)」および「同実施細目(案)」両案について、その後手直した修正点についての説明があり、ついで委員長より「実施原案(改訂版)」に対する3大学からの意見についての披露があったのち、両案について提起された修正点等について逐条的に審議が行われた。その結果、それぞれの原案について若干修正を加えて成案がまとまったので、これを本日午後開催される理事会に諮ったうえ明日開催される総会に提案することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年5月22日(木) 16:00~20:30

場所 学士会分館8号室

出席者 田中委員長

井出副委員長

有江、藤井、山田、天野、田中(郁)、丸井、西島、
谷口、永田、松井、池田、添田各委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課入試室長

(オブザーバー) 都賀東大入試課長

(第34回) 入試改善特別委員会

初めに委員長より次のように述べられた。

去る5月6日(火)開催した本委員会において取りまとめた「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」について、同日午後開催した理事会において審議を行った結果、両案共若干字句修正を加えてこれが了承された。それで、これを翌7日(水)開催した臨時総会に説明のうえ提案した結果、「実施細目(案)」のⅡの部分に関する記述について一部文言の修正を加えることとして両案がいずれも承認され、この文言修正については本委員会に一任ということになった。

それで、本日はこの文言修正について検討を行って所要の修正を図り成案を得たいと考えるが、これについては過般の臨時総会終了直後に総会に同席の委員が会合してその文案について検討したので、これを基にご審議いただきたい。なお、その後「実施要領」および「実施細目」に関して幾つかの大学から意見が寄せられ、また第2常置委員会からも「推薦入学」に関する事項についての意見が提起されているので、これについても併せてご審議いただくことといたしたい。

なお、受験機会の複数化に伴う昭和62年度各大学・学部第2次試験実施における“A・B日程別グループ分け”については、各大学がそれ

ぞれ決定した所属グループについての通知を基に「第2次試験実施日程別グループ表」を取りまとめ、これを過般の臨時総会に提出して確認を得るとともに公表した。この組分けの結果については、一部の地区で両グループ間に学生入学生員数に若干片寄りがみられるものの、全国的にはほぼバランスがとれており、これによって実質を具備した受験機会の複数化が踏み出せる見通しとなった。

これで当面の受験機会の複数化の問題もほぼ一段落したわけであるが、本委員会では今後も引続き入試改善に関し、昭和63年度以降の第2次試験のあり方について更に検討をすすめてゆくほか、文部省の大学入試改革協議会において目下検討がすすめられている“新テスト”構想についての対応という問題についても取り組んでいかなければならない。

ところで、最近本委員会では構成員が定年等により大学を退官されたため欠員が数名生じているので、この際委員を補充する必要があるのではないかと考え、過日会長とも諮って、有江幹男(北大)、田中郁三(東工大)、新野幸次郎(神戸大)、松山公一(熊本大)各学長ならびに細川藤次神戸大学理学部長の5人の方々に委員を委嘱することとしたので、ご了承いただきたい。(了承)

以上のように述べられたのち、議事に入っ

た。

〔議 事〕

1. 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」の一部修正について

初めに松井委員より、その後各大学から寄せられた「実施要領」および「実施細目」についての意見、ならびに第2常置委員会における「推薦入学」についての検討結果、等を踏まえて同委員が整理した「検討を要すると思われる事項」について配付資料を基に詳細な説明があった。

以上の説明について、「実施要領」および「実施細目」の一部修正について、配付の同資料および当日の席上一大学から提出のあった「実施要領等の質問事項」等を基に審議が行われた結果、「実施要領」および「実施細目」のそれぞれについて一部字句の修正を図ることとし、その文言の整理を松井委員に依頼して両修正案を取りまとめ、これを更に次回の委員会において確認することとした。

次に、加藤大学入試センター管理部長より、受験機会の複数化の実施に伴い大学入試センターの業務と関連して検討を要すると思われる事項について、配付資料「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領等に関する検討メモ」をもとに説明があり、また富岡文部省大学課入試室長より、受験機会の複数化に伴う実施上の問題に関連して、今後各大学において作成される「入学者選抜実施要項」および「学生募集要項」の記載注意事項等について説明があった。

以上のような協議があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」については過般開催の臨時総会において基本的には了承されたものであるが、本日これに若干修正を加えることとしたので、来る6月18日に開催される定例総会にこの修正案を改めて提出することといたしたい。

2. “新テスト”に関する検討について

このことについて委員長より次のように述べられ、異議なく了承された。

臨教審の第1次答申における「大学入学者選抜制度の改革」に関する提言を承けて文部省は大学入試改革協議会を設け、共通第1次学力試験に代る“新テスト”の具体的実施についての検討を進めているが、去る4月21日付けをもって同協議会におけるこれまでの審議状況を取りまとめた「大学入試改革について——大学入試改革協議会中間まとめ——」が公表された。同協議会では今後、この「中間まとめ」について各関係方面から意見を徴し、それを参考にして来る7月中に「本答申」を取りまとめのうえ公表したいとしているが、本協会としてこの「本答申」が公表される以前に大学入試改革協議会の「中間まとめ」に示された“新テスト”構想に対して何らかの意思表示をしておく必要があるのではないかと思料される。それで、早速その検討に入りたいと思うが、これについてはワーキンググループを設けて、そこで集中的に検討するのが適当ではないかと思われる。もし、これがご了承頂ければ、そのメンバーについては、井出副委員長、有江、丸井、西島、新野、池田、添田、松山各委員、それに私を加えた構成としては如何かと考えている。

なお、本日は“新テスト”についての検討を

始めるに先立って、まず、大学入試改革協議会におけるこれまでの審議の経緯等について、同協議会小委員会委員でもある堯天大学入試センター所長より説明をお伺いしたいと考えていたが、生憎とその時間の余裕がないので、これについては次に開催するワーキンググループの会議の際にゆずることとしたい。

3. その他

昭和62年度第2次試験の実施期日に関し、埼玉大学（A日程グループ所属）より、要望があった次のような問題について協議が行われた。

埼玉大学では、受験機会が複数化される昭和62年度の試験においては受験者数の増加に伴い従来にも増して試験場の確保が困難となると予想されるので、この事態に対応するために一部の学部について試験開始日を1日繰り下げて3月2日とする措置を講じることを認めてほしい。

以上の要望に対し委員長よりこの取扱い方について諮られ、協議の結果、止むを得ないこととしてこれを了承した。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回6月7日（土） 13：30～17：00

日時 昭和61年6月7日（土） 13：30～17：00

場所 学生会分館8号室

出席者 田中委員長

井出副委員長

藤井、山田、天野、田中、丸井、新野、細川、

永田、松井、池田、添田、松山各委員

（大学入試センター）加藤管理部長

（文部省）富岡大学課入試室長

（オブザーバー）都賀（東大）、瀬口（九大）各入試課長

（第35回）入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された細川藤次神戸大学理学部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」の取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

過般開催された臨時総会において、本委員会が提案した「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領（案）」および、「同

実施細目（案）」の両案はいずれも承認されたが、その後去る5月22日（木）開催した本委員会における審議の結果、「実施要領」および「実施細目」両案とも新たに加筆修正を加えてはどうかということになり、この審議結果を踏まえて松井委員に文言の整理を依頼して両修正案を取りまとめることとした。配付の〔「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」等の一部修正・加筆一覧とその理由説明書〕はこれにもとづき作成したものであり、本日はこれについて改めてご審議いただいたうえ「実施要領」および「実施細目」両修正案の成案を得たいと考える。

以上のように述べられたのち、配付資料「一部修正・加筆一覧とその理由説明書」をもとに「実施要領」および「実施細目」についての修正について審議が行われた結果、同資料に記された修正案に更に若干の修正を加えて両修正案を取りまとめることとした。そして、これを来る6月13日（金）開催の理事会に諮って承認を得たうえ翌週18日（水）開催される定例総会に提案することとした。

なお、両修正案が理事会において承認が得られたなら、「修正・加筆の理由説明」を付してこれをただちに各大学宛に送り、各学長がこれを見たらうで総会に臨めるよう措置することとした。

次に、「実施要領」および「実施細目」についての取りまとめならびに取り扱いに関して、松井委員が“確認しておく必要があると思われる事項”について整理した配付資料をもとに協議が行われ、次の三点について確認が行われた。

- ① 「昭和62年度実施要領」および「同実施細目」等の確定・公表の期日等について
- ② 公立大学協会および私立産業医科大学との協力について
- ③ 「A日程グループ」、「B日程グループ」の一大学内の学部別の試験日程について（特別な事情を有する場合——埼玉大学および茨城大学）

2. 昭和63年度以降の入学者選抜方法の改善について

このことについて委員長より次のように述べられた。

過般開催された臨時総会において「受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」およ

び「同実施細目」は基本的に承認され、これにより昨春の総会において決定された「共通第1次学力試験の試験実施教科・科目数の削減」と合わせて昭和62年度において入学者選抜方法の改革が具体的に踏み出されることになったが、これについてはなお解決を要する問題が残されているので、63年度以降も引続き受験機会の複数化について一層の改善を図る一方、共通第1次学力試験についてもそのあり方等の基本的な問題も含めて更に検討を行ってゆきたいと考える。

それで、今後何を取り上げて検討すべきかお諮りしたいが、これについては、検討を要すると思われる事項を幾つか列挙した資料を用意したので、これをもとにご協議いただくこととしたい。

以上のように述べられたのち、配付資料をもとに協議が行われた結果、昭和63年度以降の第2次学力試験について、①試験実施日程を2月まで繰り上げることに、②グループ分けについて、③事前選択制と事後選択制について、④合格者発表後の収斂（入学者選抜決定業務の円滑化）についての具体的方法について、⑤第2次学力試験の改善についての具体案について（第2志望学部・第2志望学科についての入学試験方針）、⑥欠員補充第2次募集について、⑦共通第1次学力試験との関係について（期日、配点比など）、等について順次検討をすすめてゆくこととするともに、共通第1次学力試験についてもそのあり方等も含めて検討を行うこととした。

なお、このうち⑥の欠員補充第2次募集の問題については第2常置委員会の方へ検討方を依頼することとし、また、③の事前選択制と事後

選択制について、および⑥の第2次学力試験の改善についての具体案について、の二つの問題については、近畿地区所属の委員を中心に具体的に検討をすすめて貰うこととした。

3. “新テスト”に関する検討について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会（5月22日）において、大学入試改革協議会（臨時教育審議会の答申を承けて文部省に設置された）において“新テスト”の具体的な実施についての検討がすすめられていることに対応して本委員会にワーキンググループを設けて検討を始めることが了承されたので、その第1回目の会議を去る5月27日（火）に、第2回目を本日午前中開催し協議を行った。第1回目の会議においては、堯天大学入試センター所長（大学入試改革協議会小委員会委員）より、大学入試改革協議会が取りまとめて去る4月に公表した「大学入試改革について——大学入試改革協議会中間まとめ——」をもとに同協議会におけるこれまでの審議状況について詳細にわたって説明をうけたのち、同「中間まとめ」について意見交換を行った。その結果、予ての方針に従って、来る7月に予定されている“新テスト”についての「本答申」が公表される以前に、「中間まとめ」に対する本協会の

「見解」を示すこととし、そのための案文を取りまとめることとした。

それで、本日午前中に開催した第2回目のワーキンググループ会議においてたたき台の案をもとに検討を行い、配付の〔「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解（案）〕を作成したので、これについてご意見をお伺いしたい。

ついで、「同見解（案）」の朗読を行ったのち、これについて検討が行われたが、これの取りまとめについては慎重を要することから、来る6月12日（木）午前中開催するワーキンググループ会議において更に文案を練り、それを同日午後開催の本委員会において検討を行ったうえ取りまとめることとした。そして、これを理事会に諮ったうえ総会に提出する運びとした。

最後に委員長より、来る6月13日（金）開催される理事会に報告する本委員会の審議状況を取りまとめた配付の「委員会報告案」について諮られ、異議なくこれが了承された。

以上のような協議が行われたほか、富岡大学課入試室長より、「昭和62年度大学入学者選抜実施要項の改正（比較表）」について概略説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和61年6月12日(木) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

有江, 藤井, 山田, 天野, 田中, 丸井, 西島,

谷口, 松井, 細川, 池田, 添田, 松山各委員

(大学入試センター) 鷗天所長, 加藤管理部長

(文部省) 富岡大学課入試室長

(オブザーバー) 都賀東大, 瀬口九大各入試課長

(第36回) 入試改善特別委員会

田中委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、ただちに議事に入った。

〔議事〕

1. 「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」の修正案の取りまとめについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

過般開催された臨時総会において「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(案)」および「同実施細目(案)」の両案はいずれも基本的に承認が得られたが、去る5月22日(木)開催の本委員会において、その後各大学から寄せられた両案についての意見、ならびに第2常置委員会からの提案等について検討を行った結果、「実施要領」および「実施細目」のそれぞれについて一部字句等の修正を図ることとなった。それで、去る6月7日(土)開催の本委員会において、この審議結果を踏まえて作成した修正原案をもとに「実施要領」および「実施細目」両修正案の取りまとめについて審議を行った結果、「実施要領」および「実施細目」両修正原案にそれぞれ若干字句修正を加えたい成案を取りまとめることとした。

配付の「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領(一部修正)」および

「同実施細目(一部修正)」ならびに「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」等の一部修正・加筆一覧とその理由説明書は、この審議結果に基づき作成したものであり、本日はこの「実施要領(一部修正)」および「実施細目(一部修正)」両修正案についてそれぞれの修正点を確認して頂いたうえでこれの成案を得たいと考える。

また、関連して、予て大学入試センターにおいて「実施要領」および「実施細目」を踏まえて検討をすすめていた「合格状況資料の提供」等、同センターにおける入試業務の要項が整ったので、これについて入試センターより説明を伺ったうえで審議頂くこととしたい。

以上のように述べられたのち、配付資料「実施要領等の一部修正・加筆一覧とその理由説明書」をもとに「実施要領」および「実施細目」の手直し部分について逐次審議が行われ、両修正案をそれぞれ確認した。なお、「実施要領」および「実施細目」の修正の検討に付随して提起された次の二つの問題について協議が行われた結果、これを了承するとともに、理事会および総会に「実施要領」および「実施細目」の両修正案を提案する際に、委員長がこれを付加して口頭説明のうえ了解を求めることとした。

- (1) 各大学における第2次試験の実施期日に関し、「試験場の確保が極めて困難」等の

特別の事情がある場合には、この事態の解決を図るため、当該大学の一部の学部について、その所属するグループの試験開始期日より繰り下げて試験を実施する措置を講じることを特例として認めることとする。

- (2) 各大学における入学者選抜決定業務の円滑化を図るため、合格者発表期限の3月20日以前に、当該大学における合格者数見込みの“粹取り”に用いるために、大学が個別に両者を共通に受験した受験生に関する情報を相互に交換し合うことを認めることとする。

以上のような審議が行われたのち、委員長より「実施要領」および「実施細目」両修正案の取り扱いについて次のように諮られ、了承された。

本日審議のうえ確認をいただいた「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」および「同実施細目」両修正案の取り扱いに関しては、前回の委員会においてこれを審議した際に、来る6月13日（金）開催の理事会に諮って承認を得たうえ翌週18日（水）開催される定例総会に提案したい旨お諮りし、また、これが理事会において承認が得られたのち、ただちにこれを「一部修正・加筆の理由説明」を付して各大学宛に送り、各学長がこれを見たいで総会に臨めるよう措置することといたしたい旨併せてお諮りし、いずれもご了承いただいたが、予ての方針に従って取り運ぶこととしてよろしいか改めてお諮りしたい。

2. 「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解の取りまとめについて

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

去る5月22日（木）開催した本委員会において、大学入試改革協議会で“新テスト”の具体的実施についての検討がすすめられていることに対応して本委員会にワーキンググループを設けて検討を始めることとなり、早速同月27日（火）に最初のワーキング会議を開催し、同協議会が“新テスト”の実施に関する検討のこれまでの審議状況を取りまとめた「大学入試改革について——大学入試改革協議会中間まとめ」について種々検討を行うとともに、同協議会の「本答申」が来る7月に公表される予定であることも視野に入れて今後の対応方について協議を行った。その結果、「中間まとめ」に対して国大協として何らかの「見解」を表明する必要があるのではなからうかということになり、去る6月7日（土）午前開催したワーキング会議においてたたき台の案をもとに検討を行ったうえ「中間まとめ」に対する見解案を作成した。そして、この見解案について同日午後開催した本委員会において検討を行い、更に本日午前中ワーキング会議を開催してこれの文案を練った。配付の「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解（案）はこの検討結果作成したものであり、本日はこれについてご審議を頂いたうえ本委員会として「中間まとめ」に対する見解を取りまとめることといたしたい。

以上のように述べられたのち、「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解（案）について審議が行われた結果、これに若干字句修正を加えたうえ同見解を取りまとめることとした。そして、これを明日開催する理事会に諮ったうえ翌週18日開催される総会に提出し、その了承を得て入試改善特別委員会の見解として大

学入試改革協議会宛に提出することとした。

なお、“新テスト”の問題については、来る7月に予定されている大学入試改革協議会の「本答申」の公表を俟ってさらに検討をすすめてゆくこととした。

以上をもって本日の会議を終了した。

次 回 ワーキング会議

7月10日 10:00~12:00

// 本委員会

7月10日 13:00~16:00

特別会計制度協議会

日 時 昭和61年5月12日(月) 14:00~15:00

場 所 東海大学校友会館(三保の間)

出席者 (文部省側)官地、大崎、植木、高野、坂元各委員
横瀬、重藤各審議官、佐藤禎一大学課長、佐藤国雄医学教育課長、長谷川研究機関課長、木村計画課長、佐藤孝安学生課長、滝沢官房企画官、伊勢呂会計課副長、横沢人事課給与班主査
(国立大学協会側)森、種瀬、黒木、有江、飯島、西島各委員
宮野、前田、築坂、石塚各専門委員

開会に先立って、種瀬委員より次のように挨拶があった。

森議長の出席が少し遅れるため出席されるまでの間、私が代って司会をさせていただくので、よろしくご了承願いたい。

本日は、文部省から「昭和62年度の特別会計予算概算要求の基本方針」に関し協議開催の申し越しがあったのでお集まりいただいたわけであるが、よろしくご協議をお願いする。

ついで、官地事務次官より次のように挨拶があった。

昭和62年度の概算要求の編成方針についてご協議を願いたいわけであるが、ご承知のとおり臨教審の第2次答申が去る4月23日に提出され、高等教育の改革やあるいは学術研究の振興について数多く提言をいただいている。中でも大学設置基準等の改善の問題、特に大学院の飛躍の充実と改革、更に大学問題の全体を審議する場としてのユニバーシティ・カウンシル(大学審議会——仮称)の創設が緊急の提言として出されているが、文部省としては、これらの提

言を受けて早速取り掛かるものから着手するということで事務的に手続きを進めているところである。

なお、62年度概算要求の問題については、現時点では、まだ政府全体としての方針が決まっていない状況であるが、国の財政状況については変りがないので従来同様大変厳しい抑制指導が行われるものと予想される。

特別会計全体の概算要求の編成方針については、後刻関係官よりご説明申し上げることにしたいが、各大学におかれても現下の財政状況に鑑み既定施策・事業あるいは機構・定員等の見直し、工夫・改善についてなお一層のご配慮をお願いしたい。

以上の挨拶が終わったところで森議長が出席され、森議長主宰のもとに議事が続行された。

〔協議〕

◎ 昭和62年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について

このことに関して、文部省側(大崎高等教育

局長，植木学術国際局長，高野文教施設部長，坂元会計課長）より，それぞれ次の 配 付 資 料（昭和62年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて（説明資料）（案），国立大学活性化に向けての当面の措置（案），昭和61年度予算額総表，昭和56年度以降の文教予算の推移，財政の中期展望等）を基に，内容の要点について説明があった。

ついで，これらに関して主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われ

た。

- 18歳人口急増に対応する問題について
 - 留学生受入れ対策の問題について
 - 事務の省力化，効率化あるいは業務量に応じた定員の再配置や事務機構の一元化等，事務処理及び教育研究支援体制全般の改善
 - ・合理化について
 - 高等教育の財政の問題について
- 以上をもって本日の協議を終了し閉会した。

第78回総会国立大学協会事業報告

(注) 第77回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (79回)

(1) 第77回総会

60.11.13 (水)

11.14 (木)

(2) 臨時総会

61. 5. 7 (水)

(3) 事務連絡会議

60.11.14 (木) 幹事会

11.15 (金) 第44回事務連絡会議

(4) 理 事 会

61. 3.17 (月)

5. 6 (火)

6.13 (金)

(5) 常置委員会 (27回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 引き続き「国立大学のあり方」について, 多角的な観点から審議を進めており, 昨年11月学長あてのアンケート調査を行い, その結果を「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」にまとめた。

(委員会開催状況)

60.11.25 (月) 常置委員会

12.17 (火) 小委員会

12.18 (水) 常置委員会

61. 1.28 (火) //

3.31 (月) 打合せ会

4. 1 (火) 常置委員会

5. 6 (火) //

6. 6 (金) 打合せ会

6. 7 (土) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学課課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 共通第1次学力試験実施の際に大学院生を監督補助者とすることについて, 東京地区の入試担当者から要望があり, 検討した結果, 身分上の問題点があり適当でない

ということになった。

共通第1次学力試験の試験場を大学所在地以外に設置することは、原則として認めていないが、18歳人口の急増もあるうえ教科科目数の削減等により受験生の増加が見込まれるので、「試験場問題に関するガイドライン」の見直しをすることになった。

入学者選抜の際の色覚障害者を制限している国立大学に対し緩和又は撤廃の方向で検討するよう依頼した。

推薦入学について、本来の趣旨からはずれた例もでてきたので、来年度からの受験機会の複数化に伴う取扱いについて細目の原案を検討した。

(委員会開催状況)

60.12.12 (木)	常置委員会
61. 2.20 (木)	〃
4.24 (木)	〃
5.22 (木)	〃
6.17 (火)	〃

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) 昭和61年度就職協定については、その後就職問題懇談会で協議した結果、8月20日接触開始、11月1日選考開始の申合せ及びこれの遵守に関する申合せがなされた。なお、就職問題懇談会の性格が不明確であったのでその明確化を提案し、文部省から同懇談会の開催要項が示され、これを了承した。

課外活動施設の整備拡充に関する要望書案を作成し6月総会に提案することとした。

(委員会開催状況)

60. 4.30 (木)	常置委員会
6. 9 (月)	〃

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 教室系技術職員の専門行政職俸給表適用問題を審議し、文部省の検討会の中間的試案(60.10.22)に対する意見をまとめ2月18日文部省に提出した。文部省から、さらに第2次試案が3月13日に出されたので、この検討をはじめている。

教官の退職勸奨の取扱いは、昨年11月の総会に報告了承を得たので、これに関する事務連絡を12月17日各学長あて送付した。

人事院勧告の取扱い及び教官等の待遇改善の要望書案をまとめ、6月総会に提案することとした。

(常置委員会開催状況)

60.12.16 (月)	常置委員会
12.26 (木)	小委員会
61. 1.31 (金)	〃
3.13 (木)	〃
4.25 (金)	常置委員会
5.21 (金)	小委員会
6. 6 (金)	常置委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 昨年11月21日から29日までインドネシアの学長団を招致したが、文部省、東大、京大、慶大等の訪問日程を無事完了し帰国された。

昨年10月、4名の学長が西ドイツを訪問したが、その交換として本年は西ドイツ大学長会議会長以下6名の学長団が9月に来日することになり、その受入れ準備を進めている。

(委員会開催状況)

60.12.28(月) 常置委員会

61. 2.17(月) "

5. 8(木) "

6) 第6常置委員会(大学財政・学費問題)

(主要審議事項) 昨年本委員会でまとめた「国立大学の授業料について」の文書を文部省、大蔵省へ届け、1月28日開催の特別会計制度協議会の席上趣旨の説明を行った。5月28日には文部省から来年度概算要求の基本方針、国立大学活性化に向けての当面の措置について説明を受けたが、今後は留学生の増大に伴う財政上の問題について検討する予定である。

(委員会開催状況)

61. 5. 8(木) 常置委員会

(6) 特別委員会(37回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術情報センターが本年4月5日創設されたことにより、学術情報システムの中核施設の本格的構築が開始された。各大学との接続は本年度末までに30校に達する見込みであるが、今後も図書館協議会と連携し本システムの総合的稼働の促進につとめることにした。

(委員会開催状況)

61. 5.26(月) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 一昨年来の医師需給の問題につづいて、プライマリーケアの問題を検討した。

(委員会開催状況)

61. 1.29(水) 特別委員会

6.17(火) "

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 本委員会がまとめた『学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書』を2月末刊行した。その後この『報告書』に収められた卒業生の意見にもとづいて、各大学における教養教育の「内容」や「体系・組織」などの全般にわたって改めて検討をすすめている。

(委員会開催状況)

60.12.25(水) 専門委員会

- 2.17 (月) 特別委員会
- 5.27 (火) //
- 6.6 (金) //

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 臨教審の第2次答申のうち、教員の初任者研修制度や現職研修の体系化などをはじめ、教員の資質向上の具体的方策につき検討を進めるほか、教員養成大学・学部の当面の問題を中心に教員需給の動向なども論議した。

(委員会開催状況)

- 60.12.2 (月) 特別委員会
- 61.1.28 (火) 小委員会
- 1.28 (火) 特別委員会
- 6.5 (木) //

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月総会で報告した『国立大学大学院の現状と今後のあり方』に新たに連合大学院、総合大学院、改組積上げ大学院を追加増補して刊行した。

今後は、国際交流、大学院生の処遇、人文社会科学の活性化、大学院予算などの項目別に検討を進めることとした。

(委員会開催状況)

- 61.4.18 (金) 特別委員会
- 6.2 (月) //

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月総会における「受験機会の実質的複数化を昭和62年度から行う」という決定を実現するため、昨年12月4日と本年3月9日の2回大学あてアンケートを実施し、その結果をもとに実施案を作成した。これを5月6日の理事会を経て5月7日開催の臨時総会に諮り承認された。その後、この実施上の問題についてさらに具体的検討をつづける一方、大学入試改革協議会の中間まとめの「新テスト」についてワーキンググループをつくり検討を進めた。

(委員会開催状況)

- 60.11.25 (月) 特別委員会
- 12.4 (水) //
- 12.24 (火) 小委員会
- 61.1.20 (月) //
- 1.20 (月) 特別委員会
- 2.14 (金) W. G.
- 2.15 (土) //
- 2.16 (日) //
- 2.16 (日) 小委員会
- 2.24 (日) //
- 2.24 (月) 小委員会

- 2.24 (月) 特別委員会
- 3. 2 (日) 小委員会
- 3. 3 (月) 特別委員会
- 3. 9 (日) //
- 4. 2 (水) 小委員会
- 4. 2 (水) 特別委員会
- 4.11 (金) //
- 4.25 (金) //
- 5. 6 (火) //
- 5.22 (木) //
- 5.27 (火) W. G.
- 6. 7 (土) W. G.
- 6. 7 (土) 特別委員会
- 6.12 (木) W. G.
- 6.12 (木) 特別委員会

(7) 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立大学の予算問題について協議するために設けられた本協議会を開催し、昭和61年度予算の概要ならびに昭和62年度概算要求事項について説明をきき意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 61. 1.24 (木) 協議会
- 5.17 (金) //

(8) その他の諸会合 (13回)

- 60.11.20 (水) 文部省との懇談会
- 11.28 (木) インドネシア国大学長との懇談会
- 61. 1. 9 (木) 高校長協会との懇談会
- 1.23 (木) 文部省との懇談会
- 1.31 (金) 日教組大学部との会見
- 4.17 (木) 7地区世話大学学長連絡会
- 4.21 (月) 日教組大学部との会見
- 4.24 (木) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 4.25 (金) 高校長協会との懇談会
- 4.25 (金) 日教組大学部との会見
- 4.25 (金) 日教組との会見 (入試)
- 5.27 (火) 日教組大学部との会見
- 6.17 (火) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

2. 要望書その他の諸活動 (10件)

● 対外的諸活動

60.12. 6 昨年11月の総会において議決された「国立大学の授業料の改定について (要望)」に

ついて事務局長が文部省及び大蔵省を訪れ、両省の大臣あての要望書を提出、関係官に配慮方を要請した。

60.12. 2 臨時教育審議会会長より「高等教育の改革」について意見陳述の依頼があったので、理事會に諮り、田中九州大学学長、石田東北大学学長及び新野神戸大学学長が同審議会第四部會に出席し意見陳述を行った。

○各大学への意見照會等

60.12. 4 入試改善特別委員會では、各大学長あてに入試改善の基本的考え方を含めて受験機會の複數化に関する第1回大学あてアンケートを發送した。

61. 3. 9 前記アンケートの結果をふまえ、受験機會の複數化についての実施案、日程案をまとめ、これに対する意見を第2回大学あてアンケートとして各大学長へ發送した。

61. 4.21 4月17日の7地区連絡會の申合せにより會長名をもって4月末までに各大学の第2次試験の実施日程のグループ分けについて照會した。

○資料・文書連絡等

60.12.10 「授業料の改定について(要望)」を關係省庁へ提出したことに關し、事務局長名をもって各大学長あて報告した。

60.12.16 第2次試験の実施期日について、地域別、学部別などの懇談會を各大学の判断で開いてほしいこと、さらにその際公立大学にも相談されるよう會長名をもって各大学長に依頼した。

60.12.17 黒木第4常置委員長の名で定年前早期退職者の退職手当にかかる特例措置を教官に適用する件について各大学長あてに事務連絡した。

61. 4.10 會長と原田第3常置委員長の連名で昭和61年度大学卒業生の就職協定について申し合わせたことを各大学長に通知した。

61. 5. 6 丸井第2常置委員長名をもって、入学者選抜の際色覚障害者を制限している国立大学の学長あてに、その緩和又は撤廃を要望する依頼文書を發送した。

3. 要望書の受理

前總會以後に當協會あて提出された要望書は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要 望 事 項	關係委員會
60.10.23	京大職組技官部會	「教育・研究技術専門職員」の制度的確立について	第4常置
11. 6	東大職組	「専門行政職俸給表」適用について	第4常置
11. 8	国立9大学理學部會長會議	技官の専門行政職俸給表への移行について	第4常置
11.12	東大職組教務職員集會	教務職員の差別分断制度に対する反対	第4常置
11.13	国立15大学学長懇談會	①2次入試方法 ②大学の語學教育	第1・2常置 入試特別委
11.16	新潟大学職組技官部	「専門行政職俸給表」適用について	第4常置
"	国公立大学婦人職員全國大會, 技官分科會	教室系婦人技官の地位確立, 待遇改善について	"

11. 27	産業教育振興中央会	大学における推薦入学制の採用・拡大について	第 2 常 置
12. 4	国立 7 大学教養(学)部長会議	『大学の在り方(中間報告)』に対する意見の提出について	第 1 常 置 教養特別委
12. 13	宇都宮大職組	「専門行政職俸給表」の適用について	第 4 常 置
"	国立大学臨海臨湖実験所長会議	"	"
12. 17	京大職組	"	"
"	東京中小企業家同友会	就職協定について	第 3 常 置
"	鹿児島大全学要求集会	①定員削減 ②「専行職」適用 ③基準的経費の増額 ④昇格改善	第 4・6 常置
61. 2. 24	中国・四国地区国立大学長会議	国立大学の受験機会の複数化に関する要望	入試特別委
3. 3	国立 9 大学理学部長会議	技官の専門行政職俸給表への移行問題について	第 4 常 置
3. 18	全国大学院生協議会	授業料及びその減免措置並びにオーバーマスター、オーバードクター等について	大学院特別委
4. 1	東京大学職員組合	教務職員制度の廃止について	第 4 常 置
4. 9	日教組 大学部	「専行職」俸給表適用問題について	第 4 常 置

4. 刊 行 物

- 61. 2 『学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書』
- 61. 6 『国立大学大学院の現状と今後の在り方』
- 61. 2 会報 第 111 号
- 61. 6 会報 第 112 号

要望書・資料

人事院勧告の取扱いに関する要望書

昭和61年6月18日

国立大学協会会長

森 亘

人事院による一般職国家公務員の給与改定に関する勧告は、この数年来、勧告通りに完全実施されていないことは、誠に遺憾といわざるを得ない。

周知のように、人事院の給与勧告制度は、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現にとって大きく寄与してきた。

もし、本年度も、人事院勧告の完全実施がなされないとすれば、人事院勧告制度がもつ本来の主旨が否定されるだけでなく、公務に携わる国家公務員の士気にも影響を及ぼし、更には公務員労使関係の不安定化など種々の悪影響の生ずる恐れが強まることを危惧する。

もとより、当国立大学協会は、国の財政状態が極めて厳しい状況におかれていることを十分に承知しているところであり、そのために行政経費の節減・抑制について引き続き努力を惜しむものではない。人事院勧告の実施によって国家公務員に対する給与的経費の総額の若干の増加は避けられないとしても、過去数次にわたる定員削減についても幾多の困難をかえりみず協力し、給与的経費の抑制に努めてきたところである。

また、先般、高等教育・研究機関としての大学についても、臨時教育審議会より高等教育並びに学術研究の積極的推進についての答申がなされている。

大学教職員の給与の抑制措置がとられるとすれば、大学改革に対する人的エネルギーの発揮を損うだけでなく、大学の使命である高度の研究・教育の遂行に対する妨げとなる恐れがあるといわざるを得ない。

上記の理由により、国立大学協会は、本年夏に予定される人事院勧告が、完全に実施されることを第78回国立大学協会総会の決議により強く要望する次第である。

(要望書提出先；文部大臣
人事院総裁)

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和61年6月18日

国立大学協会会長

森 亘

国立大学教官等の給与並びに処遇については、人事院をはじめ関係機関により特段の配慮を得て改善がなされてきたところであるが、大変遺憾なことに、これは必ずしも十分であったとはいえない。近年、教育改革の問題が焦眉の政治課題とされ、大学についても、研究・教育体制の充実整備が検討課題となっていることは周知の事実である。

いうまでもなく、大学の研究・教育体制の改革のためには、その担い手である大学教官等の資質の向上が基本的な前提条件である。このためには、大学教官等に有為な人材を確保できるよう給与並びに

処遇の面でも、良好な状態が維持され、これらの改善の見通しが明確に立っていないなければならない。

こうした点に十分配慮され、国立大学教官等の待遇改善について、以下の諸点を強く要望する。

1. 教育職（一）の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を引き続き強く要望する。また、俸給水準の引上げと同時に、俸給の上下格差を縮小し、早期に最高俸給に到達できるよう措置する。

なお、その際、近年になって、国立大学教官の給与水準が私立大学教官より大幅に下回ってきていること及び特に助手については、高校教諭の給与より下回っていることの実態等に十分配慮するとともに、教務職員についてもその格差是正を図る。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として『大学研究調整額』（仮称）を新設すること。

周知のように、義務教育教員には教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されていることにかんがみ、大学教官にも研究・教育上の高度の専門性と特殊性に基づいて実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行するなどの特別な負担があることを考慮し、国家公務員給与のうちの各種の手当について再検討、見直しを図る中で、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な措置として『大学研究調整額』（仮称）を新設し、すべての大学教官に支給する。

3. 研究教育支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である教務職員、技術職員等の研究教育支援職員の抜本的な待遇改善を要望してきたところである。

昨年新設された『専門行政職俸給表』は大学の研究教育支援職員には現在適用されていない。これら職員の現状が人事院の基準を適用できる組織体制の下に置かれていないとして、見送られてきたところであるが、研究教育支援職員の俸給をその職責に見合う水準に引上げることは、俸給表の種類に係りなく、当然の措置であり、これら職員の特殊性を十分考慮のうえ、同俸給表への移行を早期かつ円滑に実現させる。

4. 部局長（副学長、学生部長、事務局長等を含む。）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職責からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分でないために、すべての部局長等が指定職の適用をうけているわけではない。

これには、指定職定数の適用に当たっての運用上の問題もあるが、指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨であることを踏まえ、部局長等については、一部の管理職手当の適用をやめ、すべての部局長等にその在任期間中指定職俸給表が適用できるよう措置する。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者については、管理職手当支給の途を開くよう特に配慮する。

6. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の役付職員の定数が固定化されているために、職務経験、職務遂行能力をもち適任者でありながら、昇格任用が限定され、このために俸給の上での格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

よって、この際、大学の特殊性を十分に考慮し、これら役付職員と同等の資格、能力を有する者

には、専門職員制度の拡大及び上位級別定数について特段の措置を図る。

(要望書提出先；文部大臣
人事院総裁)

課外活動施設の整備拡充に関する要望書

昭和61年6月18日

国立大学協会会長

森 亘

大学における学生の課外活動は、学生が自らの心身を練磨するとともに、集団活動により責任と義務を修得し、結果として豊かな人間性を育てる上で重要な意義を有するものと考えられます。即ち、大学が必要な援助、指導をこれに対して行う理由は、この課外活動の促進が大学教育を充実させるとの観点に立つからであります。

国立大学協会は、かねてから課外活動が学生の人間形成に寄与する教育的意義を有することに鑑み、課外活動施設の整備・充実について要望して参りました。それらについては逐年、何等かの整備をみておりますが、しかし、未だ仮設建物や老朽建物の転用等にたよっている大学が多く、また、統合移転等で緊急に課外活動施設を必要としている大学も少なくありません。

ここにサークル共用施設を含めた課外活動施設の一層の整備・拡充を図り、大学教育を充実させる意図の下に、下記の諸点について格段の配慮をされるよう強く要望します。

記

1. 大学の課外活動施設、特にサークル共用施設の整備・充実のために特段の予算措置を講じるよう配慮願いたい。

特に、仮設建物や老朽建物の転用等の施設については、可及的速やかに改築・移築を推進していただきたい。

2. 課外活動施設について「国立学校建物面積基準」の拡大、改訂を図っていただきたい。
3. 学生数の少ない小規模大学においても、学生の課外活動のサークル数は、大規模大学に比して大差はないので、上記基準面積の積算を学生数に置くとしても、この点について十分配慮していただきたい。

また、分散キャンパスを持つ大学についても同様の配慮を願いたい。

(要望書提出先；文部大臣)

国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書

昭和61年7月7日

国立大学協会会長

森 亘

政府においては、国家公務員に対する第7次定員削減の計画を検討中の由、仄聞いたしております。

国立大学協会は、昭和43年度以降実施されている定員削減に対し、一貫して、国立大学教職員についてはその職務の特殊性にかんがみ、定員削減の適用から除外する等の措置を図られるよう、強く要望してまいりました。

国立大学は、高等教育と学術研究の中核をなすものであり、教官は国民や社会のさまざまな要請に応じて人材の育成、あるいは常に進展し流動する学術研究の創造と発展に資することをその使命としているものであります。

国立大学における教官定員は、それぞれの教育研究分野の必要に応じて、専門分化した講座部門等に配置されており、その各々の講座部門等は教授以下の全教官、支援職員が一九丸となって個々の単位を構成し、斯学の教育研究に当たっております。

したがって、いわゆる定員の流動化も極めて困難であり、仮に特定分野の教官定員が欠落した場合には、全体としての教育研究の遂行に重大な支障を来すこととなります。

国立大学では、すでにこれまでも厳しい定員抑制の下で、時代の要請による講座等の新設に際して振替等の措置を余儀なくされ、もはや教育研究の質的水準の維持に関してはその限界に達している現状であり、この際、その力をさらに多少とも削ぐことは全く不可能といわざるを得ません。

加えて国立大学は、昨年度以来、今後相当な年月にわたり次のような重要課題を受け持っております。

- ① 時あたかも18歳人口急増期にあたり、学生増募によって国民の高等教育の機会均等を確保すべく国家的要請を受けていること。
- ② 臨時教育審議会が第二次答申において高等教育の充実と高度化を提唱しており、とりわけ「大学院の飛躍的充実と改革」が緊急の課題としてとりあげられ、大学院の形態についてはその多様化の促進とともに固有の教官組織を含めた整備を求められていること。
- ③ 21世紀初頭の留学生10万人受入れ計画推進のための体制の整備充実を図らなければならないこと。

かかる折に、国立大学の教官に定員削減を導入することは、国策としての一貫性を失うこととなると考えます。

以上の理由により、国立大学協会は次の諸点について格段の御考慮を強く要望するものであります。

1. 第6次定員削減でその対象となった教官及び看護婦については、第7次定員削減の対象母数から除外されたい。
2. 国立大学において、教育研究の遂行に欠くことのできない教務・技術・図書・医療及び海事等に携わる教育研究支援職員並びに事務系職員についても教官同様の配慮をされたい。

(要望書提出先；文部大臣
総務庁長官)

「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解

昭和61年6月12日

国立大学協会入試改善特別委員会

昭和61年4月21日に公表された大学入試改革協議会の中間まとめについて、国立大学協会入試改善特別委員会で検討を進めているが、それに関する本委員会の基本的考え方は次のとおりである。

大学の入学試験は、大学が自主的に主体性をもって検討し、実施するものである。

現行の共通第1次学力試験制度を国立大学協会がその責任において実施して以来8年を経過した。その間国立大学協会としては、試験の実施時期の変更、傾斜配点の導入、受験教科・科目数の弾力化、受験機会の複数化など、種々の改善を行ってきた。今後もその改善に努力する方針である。

今回「共通1次試験に代わる」ものとして提案された大学入試改革協議会の新テスト(案)は、種々の点で検討すべき問題を含んでいるものの、実質的にはわれわれの意図している改善の方向と重なる点もある。従って本委員会は、新テスト(案)を共通第1次学力試験改善の延長として受け止め、共通第1次学力試験の経験と成果を踏まえて検討することとしたい。

この提案の具体化に当っては、大学の自主性を尊重し、その上で実施案につき慎重な検討を重ね、試行のあり方などを含めてその実施の時期・方法を決定すべきである。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
一 橋 大 学	種瀬 茂	川井 健
鹿 屋 体 育 大 学	川村 毅 (事務取扱)	早川芳太郎

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
副 会 長	種瀬 茂	田中 郁三

○ 委員の委嘱

入試改善特別委員会	有江 幹男 (北海道大学長)
	田中 郁三 (東京工業大学長)
	新野幸次郎 (神戸大学長)
	細川 藤次 (神戸大学教授)
	松山 公一 (熊本大学長)

○ 専門委員の委嘱

大学院問題特別委員会	伊藤 眞 (一橋大学教授)
	宇賀治正明 (東京学芸大学教授)

○ 国立大学協会事務局長の交代

(前 任)	(新 任)
石塚龍之進 (昭和61年7月15日退任)	平間 巖 (昭和61年7月16日就任)

編集後記

- * 厳しい残暑が今なお続いております。遅ればせながら残暑お見舞い申し上げます。
- * 酷暑のさ中に編集された会報8月号をお届けいたします。
- * 本号は、各委員会の議事要録のほか、6月の定例総会に加えて5月開催の臨時総会に関する記事を掲載しております。第2次試験の受験機会を複数化するという大きな入試改革がこの臨時総会で決定されましたが、引続き入試問題については“新テスト”をめぐるその対応に忙しくなりそうです。
- * 巻頭エッセーには、この入試問題でご苦労中の入試改善特別委員会委員長田中九州大学長にご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださいました先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- * 本号から編集人が平間（事務局長）に交代しました。よろしく願いたします。（H）

会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

	昭和61年8月29日	印刷
	昭和61年8月30日	発行（非売品）
会	報	第113号
	（第36巻第3号 通巻第113号）	
編集兼 発行者	平	間 巖
発行所	国立大学協会事務局	
	郵便番号 113（東京大学構内）	
	東京都文京区本郷7丁目3番1号	
	電話 03（812）2111 内線（7950・7951）	
	03（813）0647	

印刷・製本 文唱堂

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名、各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会